

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

株式会社 F U N D I N N O

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	9
第2 事業の状況	10
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	10
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	15
3. 事業等のリスク	18
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
5. 経営上の重要な契約等	35
6. 研究開発活動	35
第3 設備の状況	36
1. 設備投資等の概要	36
2. 主要な設備の状況	36
3. 設備の新設、除却等の計画	37
第4 提出会社の状況	38
1. 株式等の状況	38
2. 自己株式の取得等の状況	76
3. 配当政策	76
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	77
第5 経理の状況	92
1. 連結財務諸表等	93
(1) 連結財務諸表	93
(2) その他	139
2. 財務諸表等	145
(1) 財務諸表	145
(2) 主な資産及び負債の内容	160
(3) その他	160
第6 提出会社の株式事務の概要	161
第7 提出会社の参考情報	162
1. 提出会社の親会社等の情報	162
2. その他の参考情報	162
第二部 提出会社の保証会社等の情報	163
第三部 特別情報	164
第1 連動子会社の最近の財務諸表	164

第四部 株式公開情報	165
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	165
第2 第三者割当等の概況	167
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	167
2. 取得者の概況	173
3. 取得者の株式等の移動状況	182
第3 株主の状況	183
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年10月31日
【会社名】	株式会社FUND INNO
【英訳名】	FUND INNO, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 柴原 祐喜 代表取締役COO 大浦 学
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目29番11号
【電話番号】	050-3644-4388
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート本部長 高木 崇
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目29番11号
【電話番号】	050-3644-4388
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート本部長 高木 崇

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期
決算年月	2023年10月	2024年10月
営業収益 (千円)	600,487	1,184,805
経常損失 (△) (千円)	△1,430,083	△1,076,010
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△1,433,922	△1,421,647
包括利益 (千円)	△1,433,922	△1,421,647
純資産額 (千円)	4,358,484	4,265,237
総資産額 (千円)	4,694,216	4,609,669
1株当たり純資産額 (円)	204.69	188.54
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△78.04	△65.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	92.8	92.5
自己資本利益率 (%)	—	—
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,440,300	△829,020
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△193,468	△139,831
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,849,096	1,327,056
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,593,495	3,951,699
従業員数 (名)	112	115
(外、平均臨時雇用者数)	(41)	(27)

- (注) 1. 当社は、2022年11月に株式会社FUNDINNO GROWTH（現連結子会社）の全株式を取得したことから、第8期より連結財務諸表を作成しております。
2. 第8期及び第9期は、販売費及び一般管理費の内、人件費や広告宣伝費等の先行投資により、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は未上場であり期中平均株価が把握できないこと、また、1株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。
4. 自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 株価収益率は、当社株式が未上場であるため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託社員及び契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
7. 第8期及び第9期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、監査法人アヴァンティアの監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期
決算年月	2020年10月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
営業収益 (千円)	285, 940	601, 350	666, 917	582, 270	1, 175, 487
経常損失 (△) (千円)	△464, 279	△493, 932	△1, 054, 961	△1, 390, 458	△1, 043, 232
当期純損失 (△) (千円)	△466, 569	△495, 832	△1, 057, 576	△1, 394, 521	△1, 463, 048
資本金 (千円)	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000
発行済株式総数 (株)	11, 380, 486	15, 728, 486	15, 728, 486	21, 290, 801	22, 619, 201
純資産額 (千円)	415, 658	1, 963, 825	2, 686, 249	4, 397, 885	4, 263, 237
総資産額 (千円)	806, 725	2, 249, 472	3, 117, 786	4, 729, 813	4, 605, 089
1株当たり純資産額 (円)	25. 06	124. 83	57. 59	206. 54	188. 46
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△42. 61	△35. 69	△67. 24	△75. 89	△67. 90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	35. 3	87. 3	29. 1	93. 0	92. 6
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	32 (32)	52 (34)	84 (46)	109 (41)	112 (27)

(注) 1. 第5期から第9期は、販売費及び一般管理費の内、人件費や広告宣伝費等の先行投資により、経常損失及び当期純損失を計上しております。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は未上場であり期中平均株価が把握できないこと、また、1株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。

4. 自己資本利益率は、当期純損失であるため、記載しておりません。

5. 株価収益率は、当社株式が未上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託社員及び契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

7. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、監査法人アヴァンティアの監査を受けております。

なお、第5期、第6期及び第7期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査法人アヴァンティアの監査を受けておりません。

8. 当社は、2024年12月31日付及び2025年1月23日付で第三者割当増資、2025年7月10日付及び2025年7月31日付で新株予約権の行使、2025年7月30日付で減資が行われた結果、資本金は90,720千円となり、発行済株式総数は、普通株式23,009,201株となりました。

2 【沿革】

当社は、2015年11月に「フェアに挑戦できる、未来を創る。」ために「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」を営む会社として設立されました。

当社設立以降の主な沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2015年11月	株式投資型クラウドファンディング「FUNDINNO」の運營業務等を目的として、東京都港区に株式会社日本クラウドキャピタルを設立（資本金5,000千円）
2016年3月	東京都品川区へ本店移転
2016年10月	金融商品取引法に基づく第一種少額電子募集取扱業者として登録
2016年11月	日本証券業協会に加入
2017年4月	株式投資型クラウドファンディングの第1号案件開示
2018年5月	金融関連5社・金融関連分野に携わる大学有識者・法律家で構成される「金融関連分野におけるブロックチェーン技術実務適用研究会」の発足に参画
2018年10月	「FUNDINNO」がビジネスモデル分野において2018年度グッドデザイン賞を受賞
2019年9月	「FUNDINNO型新株予約権」をリリース 株式投資型クラウドファンディングサービスにおいて、日本で初めて普通株式及び新株予約権を同時に取り扱う事業者となる。
2019年10月	株主管理・経営管理を支援するプラットフォーム「FUND00R」の提供を開始
2021年10月	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業として変更登録
2021年12月	株主コミュニティ業務開始 ネットで未上場株式の売買ができる株式取引プラットフォーム「FUNDINNO MARKET」を運営開始
2022年2月	商号を株式会社FUNDINNOに変更
2022年4月	三菱UFJ信託銀行株式会社と「FUND00R」に関する資本業務提携を締結
2022年9月	株主コミュニティによる私募を開始
2022年11月	人材採用支援事業を展開する株式会社ホライズンワークスジャパン（現 株式会社FUNDINNO GROWTH）を株式交換により完全子会社化 特定投資家からの大型資金調達サービスを提供する「FUNDINNO PLUS+」の提供開始 第1号案件実施
2023年4月	三菱UFJ信託銀行株式会社との共同開発で「MUFG FUND00R」の提供を開始
2023年10月	日本証券業協会より特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）における取扱協会員としての指定を取得
2024年1月	東京都港区へ本店移転
2024年10月	特定投資家の登録数が1,000名を突破
2025年9月	大口相対取引等を提供する「FUNDINNO MARKET PLUS+」を開始

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社（株式会社FUNDINNO GROWTH）の2社で構成されており、「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」を展開しております。

なお、当社グループは、「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(1) リスクマネーの循環サイクルの創出

当社グループが展開する未上場企業エクイティプラットフォーム事業は、「プライマリー領域」「グロース領域」「セカンダリー領域」から構成され、これらにより、リスクマネーの循環サイクルを実現しております。

プライマリー領域において、投資家からスタートアップへの資金供給／スタートアップの資金調達が行われ、グロース領域において、資金調達したスタートアップに対して経営支援や成長支援を行い、セカンダリー領域において、未上場株式を保有する法人や個人の投資家に対して売却機会を提供しております。投資回収した資金を投資家が再びスタートアップへ投資することを繰り返すことで、リスクマネーの循環サイクルを創出しております。

主に、投資家からスタートアップへの資金供給／スタートアップの資金調達から循環サイクルが生まれることから、プラットフォーム構築の順番としてプライマリー領域から重点的に取り組んでおり、2024年10月期におけるそれぞれ営業収益及び営業収益合計に占める割合は、プライマリー領域が805,869千円（68.0%）、グロース領域が358,017千円（30.2%）、セカンダリー領域が20,918千円（1.8%）であります。

(2) 各領域のサービス内容

①プライマリー領域

プライマリー領域は、投資家からスタートアップへの資金供給／スタートアップの資金調達サービスを提供する領域であり、「FUNDINNO」と「FUNDINNO PLUS+」を展開しております。両サービスを展開することで、スタートアップのステージや資金調達金額に応じたソリューションを提供しております。

(a)「FUNDINNO」

「FUNDINNO」は、国内初・国内シェアNo.1（※）の株式投資型クラウドファンディングサービスを提供するプラットフォームであります。金融商品取引法が改正され第一種少額電子募集取扱業務が認められたことに伴い、それまでは開示書類や継続開示義務を満たすことの困難性等から公募のハードルが高く、49名の私募調達に限定されていたスタートアップの資金調達において、電子取引による公募が実現できるようになりました。

「FUNDINNO」は、スタートアップにはプラットフォーム上で資金調達できる機会を提供し、投資家にはインターネットで未上場株式へ投資できる機会を提供しており、サービス提供において、以下の金融商品取引法の規制が存在します。

- ・1人の投資家が同一の企業の株式に投資できる金額が原則として年間50万円以下とされている。
- ・同一の企業が同一の有価証券で資金調達を行うことができる金額が年間1億円未満とされている。
- ・インターネットを通じた投資勧誘行為のみが認められ、電話や対面での投資勧誘行為は禁止されている。

このような特徴から、「FUNDINNO」はまだ規模が小さいアーリーステージのスタートアップによる利用が中心であり、多くの投資家から資金を調達する際に利用されております。スタートアップのファンになった投資家が投資リターンの期待とともに応援の意味を込めて1口10万円から投資できるため、認知度向上やファン層の獲得を狙うスタートアップのニーズにも貢献しております。

（※）日本証券業協会が公表している「株式投資型クラウドファンディング取扱状況について」によると、最初の公表が2017年4月の当社による案件であります。また、同じく日本証券業協会が公表している「株式投資型クラウドファンディング業務の統計情報（過去の取扱状況（株式）（新株予約権））」によると、2024年11月から2025年7月の当社の取扱い発行価額の総額は1,874百万円で、同期間の全体の発行価額2,064百万円の90.8%であります。

(b)「FUNDINNO PLUS+」

「FUNDINNO PLUS+」は、多額の投資ができる特定投資家と大型資金調達を行うスタートアップを繋ぐ資金調達サービスであります。2015年5月に地域に根差した企業等の資金調達を支援し、未上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的に株主コミュニティ制度が創設されたこと、2022年7月に未上場企業による成長資金の調達を円滑化し、特定投資家への未公開株の流通を促すことを目的に特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）が創設されたことを背景に、当社は、それらを活用した「FUNDINNO PLUS+」の提供を2022年11月に開始いたしました。

「FUNDINNO」で構築したシステムやプロセスを共通基盤としており、サービス構築においては初期費用を抑え、特定投資家による投資限度額やスタートアップ企業の調達限度額がないこと、営業による対面販売が可能である

こと等により、スタートアップ企業の大型資金調達ニーズに応えております。「FUNDINNO PLUS+」は以下のような特徴を有しております。

- ・ 特定投資家の審査を通過した限られた投資家が金額の制限なく投資することができる。
- ・ 企業が資金調達を行うことができる金額に制限がない。
- ・ 対面での投資の勧誘行為も認められている。

このような特徴から、「FUNDINNO PLUS+」は大型資金調達を狙う比較的規模の大きいミドル・レイターステージのスタートアップによる利用が中心であり、その中には主幹事証券や監査法人の指導の下、上場準備に着手している企業も含まれます。「FUNDINNO PLUS+」は、特定投資家のみが投資を行うことができ、個人投資家のみならず法人投資家も投資することが可能であります。

(c) 「FUNDINNO」と「FUNDINNO PLUS+」の相互連携

「FUNDINNO」は、株式投資家型クラウドファンディングであり、インターネットを通じた投資勧誘行為のみが認められています。当社は2015年11月の会社設立より「FUNDINNO」の開発を行い、投資家の登録・管理から募集ページの作成、投資資金の積み上がり状況の管理等の一連の法令に則ったシステム開発を行い、また、法規制の緩和等に対応した追加開発を行っております。システム外で実施される、案件の初期的なスクリーニングから本格的な審査までを含めたプロセスの構築と最適化を継続的に行っております。

2022年11月に開始した「FUNDINNO PLUS+」は、対面での投資勧誘行為が認められていますが、当社のホームページから登録した投資家の特定投資家への転換や、投資家の管理、募集ページ作成のノウハウ、投資家や発行体の審査、投資勧誘の事前審査等「FUNDINNO」で構築したシステムやプロセスを共通基盤としています。

[「FUNDINNO」と「FUNDINNO PLUS+」の特徴]

		「FUNDINNO」	「FUNDINNO PLUS+」
投資家	勧誘方法	オンラインのみ	対面・オンライン
	種別	一般投資家・特定投資家 個人・法人	特定投資家 個人・法人
	同一企業への年間 投資額	一般投資家 50万円まで 特定投資家 上限なし	特定投資家 上限なし
	手数料	なし	なし
発行体	発行種別	株式・新株予約権	株式・新株予約権
	調達金額	1億円未満	上限なし
	ステージ	アーリーステージ中心	ミドル・レイターステージ中心
	手数料	初回 20.0% 2回目以降 18.0%	工数に応じて（15%以上）

②グロース領域

グロース領域は、スタートアップの成長段階において成長をサポートするサービス領域であり、「FUNDLOOR」と「FUNDINNO GROWTH」を展開しております。両サービスを展開することで、スタートアップの資金調達後の経営管理や事業成長をサポートしております。

(a) 「FUNDLOOR」

「FUNDLOOR」は、スタートアップの株主管理・経営管理をサポートするSaaS型のプラットフォームであります。株主管理・経営管理における課題に対するソリューションを提供することで、スタートアップのグロースを支援しております。

「FUNDLOOR」の主な機能として、クラウドで株主名簿・新株予約権原簿の一元管理を行うことができる「クラウド株主名簿・新株予約権原簿機能」、招集通知の送付や委任状の回収を電子的に行うことができ、開催の準備から議事録の作成までを自動で完結することができる「ペーパーレス株主総会機能」、招集通知の作成から議事録の作成・電子署名までを自動で完結することができる「取締役会機能」、株主への報告資料の作成から配信までをワンストップで行うことができる「IR資料作成・配信機能」などが実装されており、スタートアップにとって株主管理・経営管理における煩雑な作業のDX化を実現しております。

また、スタートアップの株主となった投資家にとって、「FUNDLOOR」により投資情報や基本情報をクラウド上で一元管理することができ、「FUNDLOOR」を利用しているスタートアップの株主総会の委任状の回答やIRの確認をオンラインで行うことができます。

「FUNDOOR」に加え、三菱UFJ信託銀行株式会社と連携して「MUFG FUNDOOR」を共同開発し、当社は同行にシステムを利用することを許諾しています。「MUFG FUNDOOR」は、同行の株主管理や株式事務等にかかる豊富な知見を基にした開発を共同で行っており、同行が提供するサービスの一つとして、同行の販売網を通じて販売活動を行っております。なお、「MUFG FUNDOOR」において、内部統制を評価する国際セキュリティ認証SOC2 Type II 保証報告書を受領しております。

(b) 「FUNDINNO GROWTH」

「FUNDINNO GROWTH」は、当社子会社である株式会社FUNDINNO GROWTHが展開する、スタートアップの成長に重要な役割を担うCxO人材等の採用支援をするサービスであります。人材採用ニーズはスタートアップのあらゆるステージで存在しているため、シードからレイター、上場企業まで幅広くサービスを提供し、成長を支援しております。

当社は、「FUNDINNO」や「FUNDINNO PLUS+」で資金調達する発行体の資金使途を審査の過程で具体的に把握しております。スタートアップの主な資金使途の一つは人材採用にかかる費用であり、発行体の人材採用ニーズを「FUNDINNO GROWTH」に連携することで、求人情報をいち早く入手し、当該求人情報にマッチする人材の紹介につなげております。また、採用計画立案、ダイレクトリクルーティング、求人媒体運用、エージェント対応、応募者対応といった採用業務を支援するRPO (Recruitment Process Outsourcing) サービスを提供しております。

③セカンダリー領域

セカンダリー領域は、スタートアップへ投資した株主の投資回収機会を提供する領域であり、未上場株式の売買市場である「FUNDINNO MARKET」に加え、2025年9月より未上場株式の大口の相対取引実行支援である「FUNDINNO MARKET PLUS+」を展開しております。これらにより、投資家に新しい投資回収手段と未上場株式の買付機会を提供しております。

(a) 「FUNDINNO MARKET」

「FUNDINNO MARKET」は、オンラインで未上場株式の売買ができる株式取引プラットフォームであります。スタートアップ投資に流動性を提供するセカンダリーマーケットであり、投資家は、当社による審査を通過した企業ごとに組成された株主コミュニティに参加することで、「FUNDINNO MARKET」を通じ、未上場株式の売買を行うことができます。「FUNDINNO」や「FUNDINNO PLUS+」で取得したスタートアップの株式を売却したり、過去に取得できなかったスタートアップの株式を購入することも可能であります。なお、投資家は、複数の株主コミュニティに参加することで、複数企業の株式の取引が可能となります。

(b) 「FUNDINNO MARKET PLUS+」

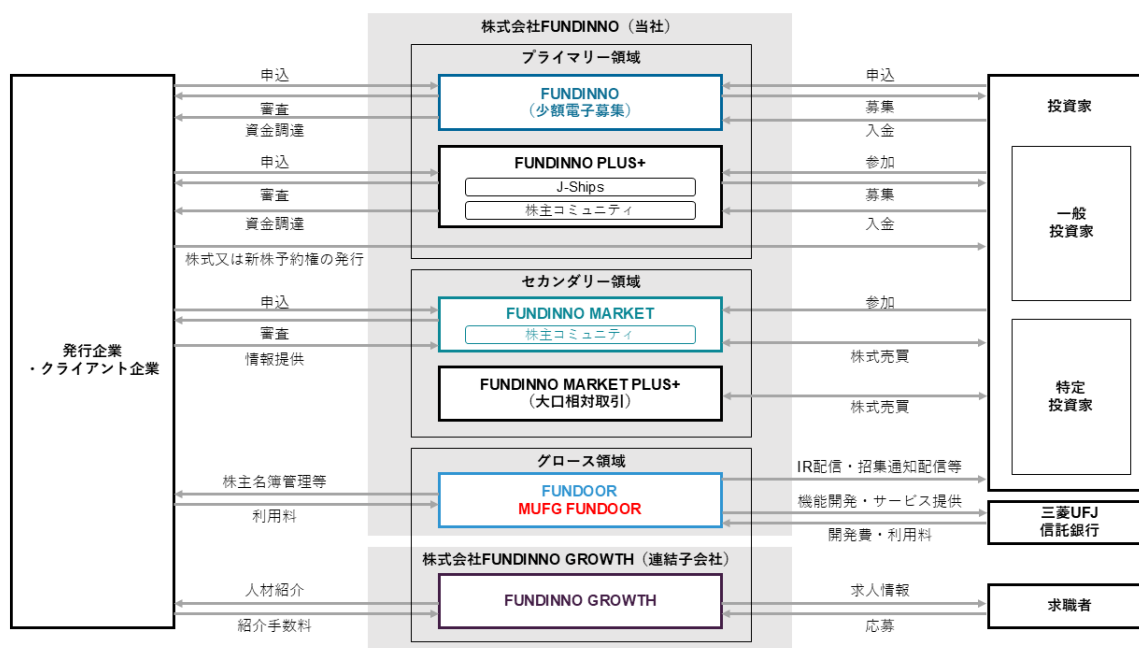
「FUNDINNO MARKET PLUS+」は、創業者の売出やファンドの償還に合わせた売却等、未上場株式の大口の相対取引の支援であります。2024年3月に試験的に案件を実行し、2025年9月より新サービスとして展開しております。「FUNDINNO MARKET PLUS+」では、大口の相対取引を通じて未上場株式の流動性ニーズ等に寄与します。

(用語の解説)

本書で使用する用語とその内容は以下のとおりであります。

用語	内容
株式投資型クラウドファンディング	未上場株式の発行により、インターネットを通じて多くの人から少額ずつ資金を集める仕組みであります。
株主コミュニティ	地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、未上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的として創設された未上場株式の流通取引・資金調達の制度であります。証券会社が未上場株式の銘柄ごとに株主コミュニティを組成し、これに参加する投資者に対してのみ投資勧誘が認められます。
特定投資家	金融商品取引法において、金融商品に関する知識や経験、財産状況、リスク管理能力などが高いとみなされる投資家を示します。 金融商品取引業者が特定投資家向けに金融商品の開発・勧誘等を行う際には、投資者保護に関する行為規制の一部が適用除外となります。また、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）で取引される商品を買付けたり、株式投資型クラウドファンディングを通じた同一発行体への投資を上限なく行ったりすることができます。
特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）	証券会社を通じて、未上場企業の株式や投資信託等をプロの投資家である特定投資家向けに発行・流通することを可能にする制度であります。
プライマリーマーケット	企業が新たに発行した証券を直接又は仲介者を通じて投資家が取得する市場をいい、発行市場や一次市場とも呼ばれます。
セカンダリーマーケット	企業が既に発行していた証券を投資家間で売買する市場をいい、流通市場や二次市場とも呼ばれます。
シード、アーリー、ミドル、レイター	スタートアップ企業の成長ステージのことを示し、下記に大別されます。 ・シード：事業計画を基に事業を立ち上げている段階 ・アーリー：ビジネスモデルを検証し、初期顧客獲得を進める段階 ・ミドル：事業拡大と組織強化を通じて事業をスケールさせる段階 ・レイター：収益モデルを確立し、IPOやM&Aを視野に入れる段階
流通取引総額（GMV）	「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」における成約金額と「FUNDINNO MARKET」及び「FUNDINNO MARKET PLUS+」における売買金額を合わせて、当社グループのプラットフォームにおける流通取引総額（GMV）として管理しております。 ※GMVはGross Merchandise Valueの略

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (又は被 所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社FUNDINNO GROWTH	東京都港区	5,000	人材紹介事業	100.0	役員の兼任1名 従業員の出向 業務委託

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
未上場企業エクイティプラットフォーム事業	120 (18)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託社員及び契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）は最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社グループは未上場企業エクイティプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(2) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
118 (18)	40.1	2.8	6,698

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託社員及び契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）は最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は未上場企業エクイティプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営理念・経営方針

当社グループは、「フェアに挑戦できる、未来を創る。」を当社の存在価値（why）として定め、その実現のため（how）、「カネ・ヒト・情報へフェアにアクセスできるプラットフォームを創る」ことに取り組んでおります。中期的には「未上場株式市場の民主化」を行い、中長期的には「金融市場をDXでリプレイス」を行うことを目指しております（what）。当社グループは、これらを通じて企業価値の最大化を図り、社会に貢献していくことを経営方針としております。

(2) 経営環境

①市場・顧客

当社グループを取り巻く未上場株式市場においては、主要な政策として、2022年に「スタートアップ育成5か年計画」が決定され、2027年までにスタートアップへの投資額を2022年の10倍を超える10兆円規模とすることが大きな目標とされ、官民一体で取り組みを進めていくことが掲げられております。また、将来においては、ユニコーンを100社創出し、スタートアップを10万社創出することにより、我が国がアジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップの集積地になることを目指すことも掲げられております。「スタートアップ育成5か年計画」において示されたスタートアップ集中支援の3つの柱の中には、「資金供給の強化と出口戦略の多様化」が挙げられており、そのための主な支援施策として、創業・事業成長を支える資金供給の拡大や出口戦略の多様化、具体的には、株式投資型クラウドファンディングの活用に向けた環境整備や未上場株のセカンダリーマーケットの整備が示されております。

また、日本証券業協会及び金融庁による「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」は、2024年の証券会社等の市場仲介者を通じたスタートアップ資金調達額は約420億円であるところ、市場仲介者がスタートアップ企業等への資金供給においてより一層の役割を果たす観点から、今後2年程度で4倍を超える増加を目指し、市場仲介者が関与する資金調達額を2027年度までに1,800億円とすることを目標として設定しております。市場仲介者が関与する資金調達額は、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）や株主コミュニティ制度、株式投資型クラウドファンディング等に加え、FA業務やマッチングイベント等に起因した資金調達額を含むとされており、また、スタートアップ企業等への成長資金供給において市場仲介者が果たす役割は様ではないものの、市場仲介者がスタートアップ企業等の成長を継続的に支援していくためには、市場仲介者の収益の観点からも持続可能な形でその役割を果たしていくことが重要とされています（日本証券業協会「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会報告書（2025年9月報告）」）。

このような政策的な後押しもあり、当社は、今後もスタートアップ投資の市場はスタートアップ社数とともに大きく拡大していく傾向にあると考えております。

また、東証グロース市場の上場維持基準が2030年より上場後5年で時価総額100億円と厳格化される（東京証券取引所「グロース市場の上場維持基準の見直し等の概要」（2025年9月26日））ことに伴い、当社は、上場準備企業はより強固な成長戦略と高い企業価値向上が求められることから上場準備期間が長期化し、成長のための追加資金調達のニーズや未上場株式を保有する株主の流動性確保のニーズがますます高まると考えております。

一方、国内の家計金融資産は2,000兆円を超え、そのうち現預金は50%超を占めております。そして、「貯蓄から投資へ」のスローガンのもと家計からの投資ニーズが高まっており、当社はその投資の一部がスタートアップにも向かうものと考えております（日本銀行調査統計局「資金循環の日米欧比較」（2025年8月））。

②競合環境

当社は、主にアーリーステージやミドルステージのスタートアップを対象とする株式投資型クラウドファンディング「FUNDINNO」と、主にレイターステージのスタートアップの大型資金調達を支援する特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）を活用した「FUNDINNO PLUS+」により、投資家が直接スタートアップに投資することができるスキームを提供しております。

このうち、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）については、取扱事業者が大手総合証券からフィンテック企業まで多様な顔ぶれとなり、2025年10月1日時点で特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）に取扱協会員として参画している証券会社は当社を含めて10社であります。これにより、競争環境は単なる取扱件数の獲得から、発行体企業への付加価値提供へと焦点が移り、新たな参入が未上場株式の資金調達機会を増やし、市場は本格的に拡大しています。

また、スタートアップに株式投資をするプレイヤーとしては、エンジェル投資家やベンチャーキャピタル、コーポレートベンチャーキャピタルなどが主要なプレイヤーとして活躍しており、投資信託協会の自主規制ルールの変

更により投資信託に未上場株式の組入れが可能になるなど、新たなプレイヤーも現れています。そのため、スタートアップに投資するプレイヤーの増加や新たな出現は、スタートアップ企業の資金調達の選択肢という点で当社サービスにとって競合関係にあります。

一方で、スタートアップへの投資意欲を持つプレイヤーが増加することは、当社プラットフォームを利用または連携する投資家層の拡大にも繋がり得るため、これらプレイヤーとの協業関係を築いてまいります。

③内部環境

(a) ライセンスとスタートアップ市場拡大への働きかけ

当社グループは、第一種少額電子募集取扱業や第一種金融商品取引業、有料職業紹介業等のライセンスを取得し保有しており、今後も事業展開に必要なライセンスを取得してまいります。また、スタートアップ市場拡大のための懇談会等に参加するなど、積極的に情報収集に努めると同時に市場参加者として提言を行っております。

(b) プロダクトの優位性

当社は、2015年11月より株式投資型クラウドファンディング「FUNDINNO」の運営準備を開始し、2017年4月に第1号案件の申込開始を行いました。「FUNDINNO」のシステムは、金融商品取引法や関連法規を遵守する必要があり、また、規制の緩和に即した仕様に変更するなど、法令に則った開発を行う必要があります。

バリューチェーンにおいては、投資家や発行体を集めるウェブマーケティング、それらを迅速に審査する体制、発行体の魅力やリスクを投資家に的確に伝えるクリエイティブの体制、販売におけるウェブマーケティング、投資資金の管理など、プロセス全体での優位性を構築しています。

また、2022年11月より開始した「FUNDINNO PLUS+」は、「FUNDINNO」で構築したプロダクトやバリューチェーンを共通基盤としており、そのため、早期の立ち上がりを実現し、コスト負担が相対的に低減するため高い収益を生み出す優位性を持っております。

当社は、投資家と発行体が当社を選ぶ理由を以下のように考えております。

投資家のメリット

- ・案件ソーシング：未上場株式への投資機会を提供するプラットフォーム
- ・DD（デューデリジェンス）：各種規則を遵守した審査
- ・エンジェル税制サポート：所得税節税や譲渡益課税節税を可能にするエンジェル税制案件への投資機会
- ・IRサポート：会社説明資料やIR情報の提供

発行体のメリット

- ・スピード：最短3週間（「FUNDINNO」）から1.5か月（「FUNDINNO PLUS+」）での資金調達
- ・CFOサポート：事業計画・資本政策・会社説明資料・投資契約書のパッケージ支援、ソーシングやDD対応
- ・審査通過後の高い資金調達成功率：特定投資家にアクセスし、通常アクセス困難な層からの大型調達を実現
- ・長期保有方針の投資家獲得：株式上場時に売却を必ずしも前提としていない長期保有方針の投資家獲得

(c) データ蓄積の優位性

創業以来、多くの投資家とスタートアップ企業との間の資金供給・資金調達のマッチングを行っており、投資家やスタートアップ企業の属性、不成立の案件も含めた多くのトランザクションデータが蓄積され、今後も積み上がっていくことが見込まれます。また、資金調達後の発行体に対するモニタリングの中で、発行体に対するIR支援や財務状況の確認を継続して行っており、資金調達後のスタートアップ企業の継続したデータを保有しております。このようなスタートアップにかかるデータアセットの蓄積は優位性があると考えております。

(d) 人的資源

当社グループの従業員数は120人（2025年9月30日現在）と小規模企業ではありますが、取締役や監査役も含めて、国内外の金融機関でホールセールやリテール営業の経験がある者や、コンプライアンスに携わってきた者、企業の経営経験のある者、エンジニアなどが集まっています。当社グループはベンチャー企業であるため、それらの役職員の知見を活かして既存事業の拡大と新規事業の立上げを行い、同時に成長に伴うガバナンスの強化をバランス良く整備することができております。

また、ライセンスの取得条件に即した組織体制を構築しており、今後、新たにライセンスが必要な事業を展開していく際、体制構築コストやそのスピードにおいて優位性があると考えております。

(e) 財務状況

当社は、第一種金融商品取引業者として、金融商品取引法及び関連法令により、自己資本規制比率が120%を下回ることがないよう義務付けられています。2025年10月期第3四半期末における自己資本規制比率は622.1%

と一定以上に維持されております。当社グループは、事業拡大のために、システム投資や優秀な人材の採用、広告宣伝など、積極的な資本投下を推進することが必要ですが、自己資本規制比率のハードルを満たしながら、それらに投資できる余力を持っています。

(3) 経営戦略等

①短期的な経営戦略

(a) プライマリー領域における流通取引総額（GMV）の拡大

当社グループの営業収益の88.7%（2025年10月期第3四半期累計期間）は、プライマリー領域であり、主にスタートアップ企業の当社のプラットフォームで行った資金調達が成約した時点で収受する成約手数料で、流通取引総額（GMV）にテイクレートを乗じて算出されます。そのため、当社は、プライマリー領域における流通取引総額（GMV）の拡大を推進しております。プライマリー領域における流通取引総額（GMV）は当社のサービスを通じてスタートアップ企業が調達した資金の総額であり、当社グループはその後の成長支援や経営支援を提供し、また、未上場株式の売買も支援していることから、その拡大はそれらのサービスの浸透にもつながっていきます。それと同時に、スタートアップの成長支援という社会的意義を示すものでもあります。

プライマリー領域における流通取引総額（GMV）の拡大は、「FUNDINNO」が底堅く下支えし、「FUNDINNO PLUS+」が大きく牽引していきます。投資ポテンシャルの拡大施策として、マーケティングを強化して富裕層へのリーチを強化していくとともに、投資家層を法人や投資信託、機関投資家、海外投資家等にも広げ、スタートアップへのリスクマネーの供給量を拡大してまいります。

(b) データアセットからの価値創出に向けた取り組み

当社は、創業以来、2025年7月末時点で、累計484件のスタートアップの資金調達支援を行い、特定投資家の登録数は1,470名であります。投資家やスタートアップの属性などのデータと併せて、投資家とスタートアップのトランザクションデータ（成約・不成立）を数多く保有しています。また、当社は、資金調達時にはスタートアップ企業の事業計画を徴求し、資金調達後は事業の進捗状況のモニタリングの中で決算資料を徴求しており、多くのスタートアップ企業の財務情報等を時系列で保有しています。これら蓄積されるデータアセットからの価値創出に向けた取り組みを進めてまいります。

②中期的な経営戦略

未上場株式市場の民主化

中期的には、未上場株式市場の民主化に取り組んでまいります。すなわち、当社は、未上場株式市場を取り巻く課題として、リスクマネー供給量の不足、情報の非対称性、株式流動性の不足、の3つがあると考えており、これらの課題の解決に取り組んでおります。プライマリー領域に加えて、グロース領域、セカンダリー領域の事業構築と拡大を推進し、具体的には、下記の4つの実現に取り組んでまいります。

- ・未上場株式市場と上場株式市場の境目をなくす
- ・情報の非対称性を解決、未上場企業情報を蓄積する
- ・スタートアップ企業へ人材を流入させる
- ・未上場株の流動性を高める

③中長期的な経営戦略

金融市場のDXによるリプレイス

技術革新によるDXによって金融は変化してきています。従来束ねられていた金融サービスは、まず個別の機能にアンバンドリングされて専門化が進み、その後、DXの進化に伴い、これらの機能は顧客体験を中心にリバンドリングされています。このプロセスの繰り返しにより、よりシームレスで統合的なサービスへと再構築されてきています。

当社グループは、金融市場は領域ごとに断片的に構築・提供されてきたサービスやシステムがあり、利用者にとって利便性や効率性において課題が残っていると考えております。当社は、金融商品取引法や関連規制等に準拠したシステム構築のノウハウを保有しており、こうした非統合的な環境をDXによってリプレイスして再編・統合を図り、顧客中心の金融システムの担い手となるべく変革を進めてまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、経営上の目標の達成状況を判断するための指標として、流通取引総額（GMV）と特定投資家数を重視しております。

流通取引総額（GMV）は、「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」における成約金額と、「FUNDINNO MARKET PLUS+」及び「FUNDINNO MARKET」における売買金額の合計値であり、当社の事業成長を示す指標であると同時に、当社

のサービスを通して資金供給・資金調達が行われた実績の積み上げであり、当社がスタートアップの育成という社会的なインパクトを与えた実績でもあります。

特定投資家は、金融商品取引法において、一般投資家とは区別される、金融商品に関する知識や経験、財産状況、リスク管理能力などが高いとみなされる投資家を示します。特定投資家数が増加することにより、スタートアップ企業へより多くの資金供給が実現することとなり、流通取引総額（GMV）の増加にも寄与します。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが、経営戦略等を着実に実行していくうえで、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、以下のとおりであると認識しております。

①流通取引総額（GMV）の拡大

当社グループは「未上場企業エクイティプラットフォーム」を運営しており、プライマリー領域、グロース領域、セカンダリー領域から構成され、その中で投資家やスタートアップ企業の資金循環を構築しております。流通取引総額（GMV）はプライマリー領域の成約金額とセカンダリー領域の売買金額であり、その拡大を図るため、以下の課題に取り組んでおります。

(a) 特定投資家の継続的な獲得

流通取引総額（GMV）の拡大において、特定投資家の継続的な獲得を行っていく必要があります。流通取引総額（GMV）の拡大においては、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）を活用した「FUNDINNO PLUS+」が牽引しており、より多くの特定投資家を獲得するため、個人投資家のみならず法人投資家や機関投資家、さらには海外投資家の取込みを行っていく必要があります。

(b) 発行体の継続的な獲得

流通取引総額（GMV）は、成約金額であることから、それを拡大するためには、当社のプラットフォームを利用して資金調達をするスタートアップ企業を継続的に獲得する必要があります。特に、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）を活用した「FUNDINNO PLUS+」のターゲットであるレイターステージのスタートアップ企業の獲得が重要と考えております。

(c) 認知度の向上

流通取引総額（GMV）の拡大をしていくために、投資家及びスタートアップの双方に対して、当社グループの事業及びサービスの認知度を向上させる必要があると認識しております。投資家に対しては、投資ポートフォリオに組み込まれ得るさまざまな投資商品の1つに未上場株式があることや当該未上場株式を売却する機会が存在することを訴求し、スタートアップに対しては、資金調達が可能なプラットフォームがあることや資金調達後のグロースを支援するサービスを提供していることを訴求していく必要があります。また、ベンチャーキャピタル等の従来型の資金調達との違い、メリット・デメリット等を正しく浸透させていく必要があります。

②収益力の向上

当社グループは創業以来、営業損失を計上してきましたが、2025年10月期第3四半期累計期間において、営業利益を計上しております。今後も継続して営業利益を計上するため、以下の課題に取り組んでおります。

(a) 管理会計の強化

当社グループにおいて、収益力を向上させていくために管理会計の強化に継続的に取り組んでいく必要があると認識しております。先行指標となるKPI管理やサービスごとの収益管理の仕組みを強化していくことが重要と考えております。

(b) 固定費の抑制と内部管理体制の強化

当社グループにおいて、安定的に利益を出していくためには、固定費の抑制が重要と考えております。特に人件費は当社グループの売上原価と販売費及び一般管理費の合計の40%強を占めており（2024年10月期）、AIやDXを活用した業務の効率化や省力化に取り組んでいく必要があり、また、その他の費用に関してもROIの検証を行いながら最適な支出となるよう管理し、損益分岐点を抑制的にコントロールしていくことが重要であります。

③データの利活用

当社グループには、投資家やスタートアップ企業の属性データ、不成立を含めたトランザクションデータ、資金調達後の資金状況や財務情報等が継続して蓄積されております。これらのデータを基にプラットフォームを進化させ、また、成長性の高いスタートアップ企業の見極めやその成長支援、新サービスや新規事業の開発等に取り組んでまいります。

④リスク管理やコンプライアンス体制の強化

当社グループの事業の継続的な発展を実現させるためには、金融インフラを提供する第一種金融商品取引業者として、社会的責任と公共性の高さを認識し、リスク管理やコンプライアンス体制を継続的に強化することが重要と考えております。当社グループは、リスク管理委員会やコンプライアンス推進委員会、情報セキュリティ管理委員会の各委員会により、複合的にリスク管理とコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。今後も、より強固なリスク管理とコンプライアンス体制の整備・強化・見直しを行ってまいります。

⑤優秀な人材の確保とAIの活用

①から④までの課題に対処するために、優秀な人材の確保が必要です。経営戦略や事業運営を遂行するため、経営方針や経営戦略に共感し、専門的な知識や経験を備えた人材を採用すると同時に、既存社員の能力及びスキルの底上げが重要であると認識しております。一方で、AIなどの活用を推進して効率化を図ることも必要と考えております。ハイタッチでクライアントに接する業務と、労働集約的に対処する業務に分類し、後者はAIなどを活用したDX化を促進してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項につきましては別段の記載のない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティへの取組

当社グループは、「フェアに挑戦できる、未来を創る。」ため、未上場企業エクイティプラットフォームの運営を通じて、投資家にスタートアップへの直接投資の機会を提供すると同時に社会課題解決に資する多様なスタートアップの成長を支援しており、ESG（環境・社会・ガバナンス）の各側面において、直接的・間接的にサステナビリティへの貢献を果たしています。

また、政府の「スタートアップ育成5か年計画」において重視されている「資金供給の強化と出口戦略の多様化」に大きく貢献しており、日本のスタートアップエコシステム全体の発展、ひいては持続可能な社会の実現に向けて重要な役割を担っております。

(2) ガバナンス及びリスク管理

当社グループは、サステナビリティの実現のため、当社の株主、取引先、従業員その他のステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上を重視した経営を推進するために、コーポレート・ガバナンスの充実に努めることを重要な経営課題としています。

サステナビリティに関する戦略の立案、実行及びその監督にあたっては、当社の取締役会や経営会議において行っております。また、サステナビリティに関連するリスクやインシデントについては、コンプライアンス推進委員会や情報セキュリティ管理委員会において対処しております。両委員会から報告を受けたリスク管理委員会では総合的なリスクの評価や対策を検討し、定期的に取締役会に報告しております。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

(3) 戦略・施策

サステナビリティに関する戦略及び施策は次のとおりであります。

①環境（Environment）

(a) 取引のオンライン化

当社グループが提供するサービスはオンライン上で完結させており、また、オフラインで行っている業務も適宜オンラインに移行するなど、紙媒体の利用を極力削減しております。

(b) 環境課題解決型スタートアップの支援

環境課題解決に取り組むスタートアップへの資金供給の支援を通じて、間接的に、社会全体の環境改善に貢献しております。

②社会（Social）

(a) ファイナンシャル・インクルージョンの実現

資金調達の機会が限られていた未上場スタートアップ企業に対して、投資家からの資金調達の場を提供することで、新しいビジネスやイノベーションの創出に貢献しています。投資家には、少額からベンチャー企業に投資できる機会を提供し、個人の資産形成の選択肢を広げています。また、エンジェル税制などの優遇制度の活用も可能とすることで、投資家メリットも提供しています。

(b) 情報透明性の確保

審査を通過した企業のみを掲載し、投資家に対しては企業の事業計画やリスク情報などを開示することで、投資判断のサポートを行っております。また、資金調達後のスタートアップの継続的なIR活動の支援を行っており、投資家とのコミュニケーションの促進を図っております。

(c) 雇用創出と地域活性化への貢献

対象企業は特定の地域に限定せず、全国のスタートアップの資金調達を支援することで、地域経済の活性化にもつながっています。また、当社サービスを通じて実施されるスタートアップの資金調達における資金使途の一つに採用があげられ、新たな雇用創出に貢献しています。

③ガバナンス（Governance）

（a）厳格な審査体制

掲載するスタートアップに対しては、事業計画の実現可能性、成長性、社会貢献性などを多角的に評価する厳正な審査を行っています。これにより、投資家のリスク低減を図っています。

（b）法令遵守と透明性

金融商品取引法に基づく的確な運営を行い、投資家保護のための情報開示や不正行為の防止に努めています。

（c）スタートアップのガバナンス

スタートアップ企業も、資金調達過程で当社の審査を受けることで、事業計画の明確化やガバナンス体制の構築について一層意識を高める機会となっています。また、投資家からの信頼を得るため、継続的な透明性の高い情報開示を実施しています。

④政府の「スタートアップ育成5か年計画」との関連性

政府は2022年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を策定し、スタートアップへの投資額を現状の8,000億円規模から2027年までに10兆円規模へ拡大することを目指しており、「資金供給の強化と出口戦略の多様化」「人材・ネットワークの構築」「オープンイノベーションの推進」の3本柱で構成されています。また、2024年時点でのスタートアップへの投資額は、株式会社ユーザーベースが運営するスタートアップ情報プラットフォーム「スピーダ」が公表した「Japan Startup Finance 2025上半期」によると約8,700億円とされています。当社グループの取組みは、この政府の計画と密接に連携し、特に以下の点で貢献しています。

（a）資金供給の強化と出口戦略の多様化

当社は、株式投資型クラウドファンディングや特定投資家数向け銘柄制度（J-Ships）により投資家からスタートアップへの新たな資金フローを創出することで、この目標達成に貢献しています。また、「FUNDINNO MARKET」といったセカンダリーマーケットを創出し、出口戦略の多様化に貢献しております。

（b）人材・ネットワークの構築

当社を通じて資金調達を行ったスタートアップ企業は、「FUNDINNO GROWTH」を通じて人材採用を促進すると同時に、投資家との接点を持つことで新たなネットワークを構築する機会を得ています。この点においても、政府が目指すスタートアップエコシステムの構築に貢献しております。

⑤人的資本への取組

当社グループは、「フェアに挑戦できる、未来を創る。」の達成に向けて、今後、さらに事業も組織も成長していく必要があります。そのために、個人のスキル依存や部門最適だけでなく、プロフェッショナルの集合体として組織一体となり、常にバリューを創出し続けるための人事制度を導入しております。また、当社グループは金融商品取引法や会社法など様々な法令等を遵守したサービスを提供しなければならず、法令や規制などの緩和やステークホルダーのニーズの変化に対応したサービスを提供し続けることが求められています。さらに、金融商品を扱っていることから、高い倫理観とコンプライアンス意識を持って、様々な投資家、発行体、ユーザーなど多岐にわたるステークホルダーに接することが求められています。こうした多様な人材の確保と育成が重要な事業課題であるとの認識のもと、以下のような取組みを行っています。

（a）求める人物像

求める人材要件を以下のとおり定め、人材採用や人事評価の判断軸としております。

- ・社会課題への挑戦（対社会）：「フェアに挑戦できる、未来を創る。」というビジョンに共感し、実現に向けて挑戦できる。
- ・チームワーク・リスペクト（対関係者）：社内外含めステークホルダーに対し相互にリスペクトしつつ、チームとして掲げた目標の達成に向けて行動できる。
- ・責任感・自走（対自分）：役割に責任を持ち、自ら考えて行動できる。

（b）教育・研修プログラム

当社グループは金融商品を取り扱っていることから証券外務員の資格取得が必要であり、参考図書の購入等の支援をしています。また、高い倫理観やコンプライアンス遵守が必要であること、保有する顧客情報などの管理を厳格に行うことが必要であることから、毎月、WEB教材を用いたコンプライアンスや情報管理の研修を行なっております。

(c) 評価制度

人事評価は年2回実施しております。会社や事業の戦略的目標を全員が認識し、これに連動して設定された組織全体の方針や目標を踏まえ、個人の目標設定を行っています。これにより、全社で統一された役割レベルを基準に期待される行動発揮をメンバー自身が認識でき、また、その役割を発揮・拡大できるように取り組んでおります。

(d) キャリアパス

当社では、一定の等級以上に、管理貢献 (Management Contributor) と個人貢献 (Individual Contributor) のキャリアパスを設けております。前者は、会社や事業の戦略的目標の達成に向け、組織全体の方針や目標を実現するためのリーダーシップを発揮することを期待しており、後者は、自身のスキルや専門知識を活かして業務を遂行し、プロジェクトやタスクにおいて、他の従業員と協力して成果を出すことを期待しております。

(e) 社内環境整備方針

当社グループは、業容の拡大に伴い、2024年1月にオフィスを移転しました。それに伴い、コミュニケーションの頻度を上げて事業の成長や新規サービスの開発などをスピード感をもって行うため、遠隔地に住むなど一部の従業員を除き、週3日の出社を基本としました。新オフィスでは、それまで複数階に分かれていた執務スペースを1フロアに集約し、フリーアドレスとすると同時に、フリースペースを設けるなど、社員同士のコミュニケーションが生まれやすい環境を整備しました。

また、フレックスタイム制と裁量労働制を導入し、子どもの送迎や親の介護など、従業員のライフスタイルやその変化に沿った働き方にも対応しております。

2024年6月より従業員サーベイを定期的を実施しております。従業員の心理的状态やエンゲージメント、ストレス要因などを定量的に可視化し、個人や組織のコンディション変化を早期に捉え、適切な打ち手を講じるためのデータを集め、改善施策を検討し実施しております。

今後も、継続して、従業員の働きやすい環境整備に取り組んでいく方針です。

(4) 指標及び目標

当社グループは、サステナビリティに関する指標及び目標は定めておりませんが、当社グループの成長を図る流通取引総額 (GMV) は関連するKPIであり、その拡大に取り組んでおります。また、人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する指標及び目標は定めておりませんが、従業員サーベイの数値の推移を注視し、その改善に向けた対処を行っております。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財務状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは以下のとおりであります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であり、リスク管理委員会及びその下部機関であるコンプライアンス推進委員会、情報セキュリティ管理委員会において、取締役会や経営会議と連携しながら、リスクマネジメントを行う体制を整備しております。詳細は「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は別段の記載のない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。また、記載内容は当社株式への投資に関するリスク全てを網羅するものではなく、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

(1) 事業環境の変化に関するリスク

① 経済環境について

(顕在化可能性：中／影響度：中／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

経済情勢の悪化等に伴う株式市場の低迷や縮小により、資金調達を行う株式発行体の減少や、投資家の投資意欲の減退が起これ、当社の提供する未上場企業株式への投資プラットフォームの利用が減少することで、株式の発行や売買等における各種手数料収入が減少する可能性があります。これらは、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

「FUNDINNO」は主にアーリーステージやミドルステージのスタートアップを対象としており、投資家は当該スタートアップが展開する事業の社会的意義や成長性に注目して投資するため、好景気時に投資意欲が高くなる傾向があります。一方、「FUNDINNO PLUS+」は、主にレイターステージのスタートアップの大型資金調達を支援しており、主な投資家層である富裕層は、好景気時はもちろん、景気低迷時においても事業の成長性に比した割当な株価に注目して投資する傾向があります。当社グループは、このような景気感応度の異なるサービスの提供により、経済環境や株式市場の変化に合わせてスタートアップと投資家との適切なマッチングを図り、成約金額の積上げに努めております。

② 競合について

(顕在化可能性：中／影響度：中／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

金融商品取引法及び関連法令の改正や整備により、未上場企業への株式投資に対する法規制が整備され、未上場企業への株式投資サービス市場は、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）において大手証券会社の参入が相次ぐ等、新規参入をはじめとした競争環境の変化が生じております。また、未上場企業への投資機会として、社債や所謂ソーシャルレンディングなどの間接的な投資を含め、様々な未上場企業への投資機会が提供されております。これらの競合他社又は類似サービスに比べ、当社の競争力が維持できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社は、未上場企業への株式投資サービスにおいて、金融商品取引業等のライセンスの取得、それに準拠した継続的なシステム開発、スタートアップや投資家の継続的な獲得、それらの審査や投資実行管理等のプロセス構築等の参入障壁があると考えております。当社は2015年11月の設立以来、これらに取り組んできており、一定の先行優位性を確立していると考えております。このような優位性を持つ当社にとって、未上場企業への直接又は間接的な投資機会の増加により未上場企業への投資市場が拡大することは、当社の事業成長に寄与するものであると捉えており、その中で未上場企業への株式投資市場でのシェアの拡大を図っております。

③ 技術革新等に係るリスク

(顕在化可能性：低／影響度：小／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、展開しているサービスにおいてインターネット環境を用いたシステムを提供しており、継続的な開発投資を行っております。今後も、事業成長において必要と考えられるシステム開発投資は継続的に行っていく方針ですが、当社グループがサービスを提供しているインターネット環境は、技術進歩のスピードが速く、当社グループの想定以上又は想定外の技術革新等により、当社グループの競争力が維持できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループは、システム開発本部やセキュリティ本部を中心に、先端技術や最新技術に関する情報を入手し、既存サービスへの影響や組み込みの可能性を検討しております。また、それらを有するスタートアップとの連携などにより技術革新への対応を行うことを検討しております。

(2) 当社グループの事業活動に関するリスク

① 「FUNDINNO」「FUNDINNO PLUS+」及び「FUNDINNO MARKET PLUS+」「FUNDINNO MARKET」で取り扱う未上場企業株式に関するトラブルについて

(顕在化可能性：低／影響度：中／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社では、当社の提供するサービスを利用して資金調達や株式売買が行われる場合、株式発行体に対し、当社規定の審査を行っております。しかしながら、未上場企業の株式は、一般に換金性が低く、元本や配当金の支払いが保証されているものではなく、また株式発行体の経営状況により、投資家が投資した株式価値が毀損する恐れがあります。投資家に対する説明不足あるいは投資家との認識の不一致などによって、投資家が想定していない損失が生じた場合には、投資家とのトラブルやクレーム、損害賠償請求等が発生する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社は、スタートアップ企業の資金調達ニーズに対し、財務諸表や資金繰り、事業計画、経営者へのインタビューなど基に、足元の事業や今後の成長性などを検討し、初期的なスクリーニングと本格的な審査を通過した企業を案件として取り扱っております。多くのスタートアップ企業の審査を行なっている中で得たノウハウの蓄積に加え、審査担当者のスキルアップを継続的にを行い、さらに生成AIなどを活用した体制の構築など、投資家保護のための審査体制の強化に努めております。同時に、投資家が当社のサービスを利用するにあたっては当社が取り扱う未上場企業株式についてのリスク、留意点等について、重要事項説明書や契約締結前交付書面にて同意を得たうえで、投資家の判断のもと利用いただくこととしております。

② 「FUNDINNO」「FUNDINNO PLUS+」及び「FUNDINNO MARKET PLUS+」「FUNDINNO MARKET」を利用する投資家の集客について

(顕在化可能性：低／影響度：中／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社では、デジタルマーケティングや営業活動等によって投資家の獲得を行っております。これらの投資家は、資金調達をする未上場企業の潜在的な成長力やキャピタルゲインのみならず、当該未上場企業が設定する株主優待制度、当該未上場企業が展開する事業に対する共感などによって投資を行っておりますが、一方で、投資を受けながら事業継続を断念する企業もあり、そのような事象が多発した場合、新たな投資家の獲得、投資資金の拡大が困難になり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社は、募集開始前の案件選定会議にて当該未上場企業の潜在的な成長性や財務の健全性、経営者の資質などを多角的に検討したうえで、募集開始することとしており、数多くの未上場企業の審査を積み重ねることによって、より魅力的な募集案件の開示の精度を高めております。

③ 「FUNDINNO」「FUNDINNO PLUS+」及び「FUNDINNO MARKET PLUS+」「FUNDINNO MARKET」を利用する未上場企業の集客について

(顕在化可能性：低／影響度：中／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社では、様々なチャネルを通じて未上場企業の獲得を行っております。これら未上場企業は、従来、ベンチャーキャピタルからの投資や、担保などに裏付けされた信用力に基づく銀行からの融資などが主な資金調達の手法であったところ、当社が提供するサービスにより個人の金融資産から直接資金調達をすることができるようになったこと、また、政府が掲げる「スタートアップ育成5か年計画」など政策的な後押しがあること等を背景に、当社のサービスにより資金調達を希望する未上場企業は増加傾向にあります。一方で、同時に、ベンチャーキャピタルの増加やベンチャー企業への融資手法の多様化などにより、未上場企業に対して資金供給を行う投資主体も増加傾向にあるため、当社が資金調達を希望する未上場企業の集客で伸び悩んだ場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社は、広報などを通じて当社及び当社のサービスの認知度を継続的に上げるとともに、未上場企業の成長性や財務状況、経営者の資質などの審査を経た募集案件のマーケティングを強化し当該企業の資金調達の成約率を向上させること等を通じて、多くの未上場企業の獲得に努めております。

④ 新規サービス及び新規事業について

(顕在化可能性：中／影響度：中／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、未上場企業へのリスクマネーの循環サイクルや資金調達規模に合わせて、複数のサービスを提供しておりますが、さらなる顧客価値の最大化及び収益機会の多様化を図るため、また、法改正や顧客ニーズの変化に合わせ、事業成長に有益と判断した場合、新規サービスや新規事業を展開していくことがあります。これらの展開にあたって、当社グループの想定した事業計画が達成できない場合等においては、当社グループの経

営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループは、新規サービスあるいは新規事業を展開する際には、その採算性等について十分な検討を行い、必要な人材やノウハウ等の経営資源を確保しつつ、採算の確保や事業計画の達成の蓋然性を高めながら実行しております。

⑤ 特定の経営者への依存及び特定の取引先との取引について

(顕在化可能性：低／影響度：中／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社の代表取締役CEO柴原祐喜及び代表取締役COO大浦学は、当社の創業者であり、両者は、設立以来、経営方針や事業戦略の決定等、当社グループの事業活動全般において、重要な役割を果たしております。また、株式会社JCCは当社の大株主であり、両者が一体となって中長期的に当社グループの経営と企業価値向上に臨むことをコミットするために共同で設立した資産管理会社（両者の出資比率は50：50）であります。しかしながら、将来何らかの事由により創業者による当社グループの業務執行が困難となった場合、あるいは株式会社JCCの円滑な運営に支障をきたした場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の執行役員平石智紀が代表者を務める株式会社アクリアに対して、当社のプラットフォームで資金調達を検討する発行会社の事業計画策定支援の一部を委託しております。当該取引については、取締役会で適切に検討・承認を行う体制を整えておりますが、その適正性が確保できなかった場合には、適切な業務運営が困難となる可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループでは、執行役員制度の導入や人材育成、内部管理体制の整備等により、創業者へ過度に依存しない体制を構築しております。共同の資産管理会社である株式会社JCCの事業運営は両者の合意により決定されることを確認する覚書を三者間（代表取締役CEO柴原祐喜、代表取締役COO大浦学、株式会社JCC）で締結しております。また、創業者による当社グループの業務執行が困難となった場合に備えて、株式会社JCCを通じた当社グループへの出資が社外へ意図せずに流出しないための株式スキームの導入を予定しており、上場後速やかにこの措置を講ずることを同覚書により合意しております。株式会社アクリアへの業務委託は、社員による内製化及び他の外注先への委託を進めて同社への委託割合を抑え、徐々に解消させていく予定であります。

⑥ 先行投資について

(顕在化可能性：中／影響度：中／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループが提供するサービスは、システム開発、投資家及びスタートアップの獲得のための営業人員の採用並びに広告宣伝活動等の先行投資を必要とするため、積極的にこれらの投資を行ってきた結果、当社グループは創業以来、営業赤字を継続して計上しております。今後も、当社グループが提供するプラットフォームの価値を高めるべく、機能拡充のためのシステム開発や、より多くの投資家及びスタートアップの獲得のための営業活動並びに広告宣伝活動を行っていく予定であります。想定どおりの効果を得られなかった場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループでは、投資にあたっては、収益性の向上と投資回収までの期間、投資回収後の採算性の向上等を総合的に検討し、その投資対効果を十分に見極めつつ、投資を実行しております。また、投資対効果の事後的な検証も継続的に行うことで、より効果的かつ効率的な投資を実行してまいります。

⑦ 人材確保及び育成について

(顕在化可能性：低／影響度：中／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、今後の事業拡大のため、優秀な人材の確保及び育成は重要な経営課題であると認識しており、短期的にはプライマリー領域拡大のための人材確保が当社グループの成長にとって不可欠であります。当社グループは、積極的な人材採用と研修等の充実による人材育成に取り組んでいく方針ですが、事業計画に沿った人材採用や効果的な人材育成等が実施できず、優秀な人材の確保が計画どおりに進まない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループは、株式会社FUNDINNO GROWTHで人材紹介サービスを展開しており、その採用ノウハウも活用しながら優秀な人材の確保を進めるとともに、サーベイを活用した人材の定着を促進し、さらには、OJTによる人材育成を行い、組織のレジリエンスを高めております。

⑧ 小規模組織であることについて

(顕在化可能性：低／影響度：小／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、本書提出日現在において、小規模な組織となっており、会社規模に応じた内部管理体制や業務執行体制を構築しております。今後の事業拡大に応じて、必要な人員の確保を進めてまいります。業務拡大に応じた人員の確保ができない場合には業務執行に支障が生じる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループは、事業の拡大に伴う人員採用を計画的に行っており、同時に、ハイタッチでクライアントにきめ細かく接する業務とDX化を進める労働集約的な業務に切り分け、前者は積極的に採用を推進し、後者は抑制的に取り組むなど、採用方針に優先順位を設けております。このように、人材採用を推進すると同時に、業務の拡大と人員の確保の相関性の低下も図っております。

⑨ システムリスクについて

(顕在化可能性：低／影響度：小／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループの事業は、主としてインターネットを通じてサービスを提供しており、システムトラブルの発生可能性を低減し、安定的なサービス提供を行うため、設備投資やセキュリティ強化等の取り組みを行っております。しかしながら、自然災害や事故等による通信障害、アクセスの急増、ウイルスや不正アクセス、人為的なミス等によりシステムトラブルが発生した場合、当社グループのサービスの中断やそれに伴う当社グループのサービスへの信頼性の低下、損害賠償請求等が発生する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループは、このようなシステムリスクに対し、システムの冗長性に関する取り組みや、システムに応じた様々なセキュリティ対策の強化を継続的に行っております。また、BCP（事業継続計画）の策定をはじめ、テレワーク環境の構築、インシデント発生時のマニュアル策定など、必要な安全対策や事業継続、早期復旧の体制構築を行っております。

⑩ 風評リスクについて

(顕在化可能性：低／影響度：大／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループ及び当社サービスに対する否定的な書き込みがインターネット上で発生し、その書き込みを要因とした SNS等での拡散やマスコミ報道等による風評被害が発生・拡散した場合には、それが事実に基づくものであるかどうかに関わらず、当社の経営成績及び財政状態、並びに社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループでは、風評被害を生まないようサービスの質の向上に努めるとともに、風評が生じる原因となるような行動を厳に慎むよう全社員への教育・研修・指導を行っております。また、インターネットやSNS等を通じて最新の情報収集を行い、早期のリスク把握に努めております。

⑪ 犯罪収益移転防止法及び反社会的勢力との取引排除への未対応リスクについて

(顕在化可能性：低／影響度：大／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）は、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与及びマネー・ロンダリング等の利用防止を目的として、顧客の本人確認及び記録の保存を義務付け、顧客管理体制の整備を促しております。これらの犯罪行為に加え、反社会的勢力が身元を隠して当社グループと取引を行おうとする可能性があります。

当社グループにおいて何らかの事由によりかかる法令に違反する事象や反社会的勢力との取引を排除できなかった事象が発生した場合、行政処分や当社グループの信頼失墜等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループでは、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、当社グループ所定の本人確認書類等を顧客から徴収して本人確認を行うとともに反社会的勢力に該当しないことの確認を行い、顧客カードを作成して本人確認記録及び取引記録を保存する等、法令遵守を徹底しております。また、金融商品取引法や株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則その他関連法令に基づき、投資家及び利用する未上場企業への審査における反社会的勢力排除のための体制を構築しております。

(3) 当社の財務活動に関するリスク

① 当社の収益構造について

(顕在化可能性：中／影響度：大／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループにおいて、プライマリー領域における営業収益が連結営業収益の68.0%を占めております(2024年10月期)。その営業収益は、スタートアップ企業が当社のプラットフォームで行った資金調達成約した時点で収受する成約手数料であり、2022年11月に開始した大型の資金調達が支援する「FUNDINNO PLUS+」により、営業収益が損益分岐点を超える水準に増加してきております。

しかしながら、当該営業収益は成約時のみ発生するフローの収入であり、そのため、当社のプラットフォームを活用したスタートアップの資金調達が何らかの理由で当社の想定を下回った場合、営業収益が損益分岐点を下回り、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループはこのようなリスクに対して、個人や特定投資家に加えて、法人や機関投資家の獲得をするなどして投資ポテンシャルの増加を図ると同時に、特にレイターステージのスタートアップを獲得する仕組みを構築することで、連続的な営業収益の計上を図っております。また、プライマリー領域のみならず、今後、グロース領域やセカンダリー領域のサービス展開を強化することにより、収益機会の多層化も図っております。

一方、費用については、ハイタッチでクライアントにきめ細かく接する業務と労働集約的な業務に切り分け、後者はDX化を進めることで、費用の増加の抑制を図り損益分岐点を下げるよう努めております。このような取り組みを通じて、利益の出やすい財務体質の定着を図っております。

② 税務上の繰越欠損金について

(顕在化可能性：高／影響度：小／顕在化する可能性のある時期：数年以内)

当社には、2024年10月期末時点において税務上の繰越欠損金が1,546,862千円存在しております。当社の業績が順調に推移することで繰越欠損金が解消されるにつれて通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税や法人税等調整額が計上され、1株当たり当期純利益や営業収益当期純利益率等に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループは、適正な税金を納めることは納税者としての責務であると認識しております。適正かつ合理的な税務プランニングにより税務リスクを軽減させ、それを適切に業績予想に織り込んで市場と対話してまいります。

③ 繰延税金資産の回収可能性について

(顕在化可能性：中／影響度：大／顕在化する可能性のある時期：特定の時期なし)

税効果会計における繰延税金資産の回収可能性は、企業の分類に基づき判断しております。当社グループの将来の業績や事業計画の見直しにより、企業分類の変更が生じた場合、繰延税金資産の評価性引当金が増加することとなります。この場合、当該評価性引当金の計上額が、当社の連結業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループは、将来の事業計画の策定にあたっては慎重な見積もりを行っており、また定期的に回収可能性の評価を見直すことで、適切な会計処理に努めております。なお、当社グループは現時点において、繰延税金資産を計上しておりません。

④ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(顕在化可能性：高／影響度：小／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、役員及び従業員に対し、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを目的として、ストック・オプションである新株予約権を付与しております。

本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は4,466,000株であり、発行済株式総数23,009,201株の19.4%に相当します。また、今後もストック・オプション制度を活用する可能性があります。今後、新株予約権の行使が行われ、当社株式が新たに発行された場合には、既存株主が保有する株式価値が希薄化する可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社の潜在株式比率は比較的高い水準にありますが、中長期的な業容拡大及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めるために、ストック・オプションの付与は有効な施策の一つと考えております。第12回新株予約権から第16回新株予約権については、新株予約権の割当契約書に、割当日あるいは当社株式上場日以降1年ごとに付与個数の4分の1を行使できること、かつ年間の行使価額の合計額が3,600万円以下となる範囲で行使できると定めており、全ての新株予約権を行使するまでに4年以上を必要とし、緩やかに希薄化する仕組みとしており

ます。また、潜在株式比率を20%程度を上限とする方針であり、今後も適切に管理してまいります。

⑤ 株主還元について

(顕在化可能性：低／影響度：小／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社は、株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、配当原資確保のための収益力を強化し、中長期的には継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。当社は、将来において、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主還元を行っていく方針ではありますが、現時点において今後の株主還元の実施時期等については未定であります。

(リスクへの対応策)

当社グループは現在、事業成長の過程にあり、内部留保の充実を図り、さらなる成長に向けた事業投資の財源として資金を有効活用することが最大の株主還元につながると考えております。

(4) 法的規制・訴訟に関するリスク

① 人材紹介業に係る法的規制について

(顕在化可能性：低／影響度：小／発生可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、株式会社FUNDINNO GROWTHにて営んでいる人材紹介業について、職業安定法に基づく有料職業紹介業の許可を受けております。当社グループは、職業安定法及び関連法令の定めに従い事業を行っており、現時点において、同法及び関連法令に定める欠格事由への該当や法令違反等の事実はないと認識しております。しかしながら、将来何かしらの事由により欠格事由への該当や法令違反等が発生し、許可の取り消しや事業停止又は改善命令を受けた場合には、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループ会社である株式会社FUNDINNO GROWTHに対する労働基準法、職業安定法、労働者派遣法等法規制の遵守管理体制として、まず毎月ヒヤリハットを含めた事務過誤・法令違反等不備事象の有無を自主点検ベースでの確認・報告体制をとっており、コンプライアンス推進委員会にてヒアリングを含めチェック確認しております。また、上記関連法制の改訂等の有無は、毎月の上記委員会にて確認のうえ周知しております。株式会社FUNDINNO GROWTHへの顧客からの苦情・申し出等もコンプライアンス部への報告フローで対応しており、法令違反等不備事象の未然防止・早期対応体制を整えております。

なお、株式会社FUNDINNO GROWTHが取得している人材紹介業にかかる許認可は下記のとおりであり、本書提出日現在で許認可の継続に問題となる事象は発生しておりません。

取得年月日	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
2019年5月1日	有料職業紹介事業許可	厚生労働省	13-ユ-310754	2027年4月30日	職業安定法の定める欠格事由に該当した場合等

② 個人情報等の管理について

(顕在化可能性：低／影響度：大／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、事業活動において取得した顧客の個人情報や取引先の機密情報等の保護について、個人情報保護法等の関連法令を遵守するとともに情報セキュリティ基本規程及び取扱要領を整備し、管理体制の確立を図っております。また、顧客情報の取り扱いについてはプライバシーポリシーを公表しております。しかしながら、不測の事態により当社グループの保有する個人情報等が外部に流出した場合、当社サービスへの信頼性が低下するとともに、損害賠償請求等が発生する可能性があります。当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループは、未然防止として、セキュリティ本部を設置して情報セキュリティの強化に継続的に取り組んでおります。また、情報セキュリティ委員会にて当社グループの情報セキュリティに関わる運用状況をモニタリングし、毎月リスク管理委員会にそのモニタリング状況を報告すると同時に、各部門と連携して情報セキュリティの改善に取り組んでおります。加えて、事後の対策として、インシデントに備えたサイバーリスク保険に加入し、対応費用の負担に備えております。

③ 知的財産権について

(顕在化可能性：低／影響度：中／顕在化する能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、事業の実施等にあたり、第三者の知的財産権に関して、特許庁のホームページで権利の状況を確認する等、権利侵害となるものの有無の確認、弁護士への相談等の対応を図っております。しかしながら、当社グループの認識していない知的財産権が既に成立していることにより当社グループの事業運営が制約を受ける場合や第三者の知的財産権侵害が発覚した場合等においては、信用失墜や損害賠償請求等が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループは、未然防止として、新たなサービスの開発や商標を登録する場合、特許庁のホームページで権利の状況を確認し、第三者の知的財産権の侵害が疑わしい場合は、弁護士や弁理士と連携してその未然の防止に努めております。事後において第三者の知的財産権を侵害していることが発覚した場合は、弁護士や弁理士と連携して早期に解消させることとしております。

④ 第三者との係争について

(顕在化可能性：低／影響度：中／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、投資家が当社グループの提供するサービスを利用するにあたり、リスク等を含め十分な説明を行い、投資家の同意のもとサービスの提供を行っております。また、コンプライアンスの充実が経営の最優先課題であると捉え、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

現時点において当社グループは、投資家及び第三者との間で重要な訴訟やクレームといった問題は発生しておりませんが、将来何らかの事由により訴訟等が発生した場合には、訴訟等の内容及び結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループと顧客との訴訟、調停、特定非営利法人証券・あっせん等が発生した場合は、当社「苦情・紛争処理要領」に従い、コンプライアンス部が統括部署として、対応方針の策定、関係部署の指導監督、顧問弁護士との連携、進捗管理から対外報告まで担当し、早期解決、リスク低減を図ります。当社創業以来、上記事象の発生は現状ございません。

⑤ 内部管理体制について

(顕在化可能性：低／影響度：中／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、今後さらなる業務拡大を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、更に法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

今後の事業規模の拡大に応じた内部管理体制を構築できるよう、コーポレート本部や内部監査体制の人材を強化するとともに、コーポレート・ガバナンスの重要性を教育研修等を通じて社内で共通認識とし、内部管理体制の一層の充実を図っております。

(5) 金融商品取引業に係る固有のリスク

① 金融商品取引業の許認可について

(顕在化可能性：低／影響度：大／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社は、主要な事業である金融商品取引業務について、金融商品取引法に基づく第一種少額電子募集取扱業及び第一種金融商品取引業の登録を受けております。金融商品取引業者は、金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し、法令又は法令に基づく規定に違反した際には、登録又は認可の取消し、一定期間の業務停止又は何らかの改善命令を受ける可能性があります。現時点において当社は、これらの取消事由、業務停止又は業務改善事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来何らかの事由により登録等の取り消しを命じられた場合や業務停止又は改善命令を受けた場合には、当社の主要な事業活動に支障をきたすとともに、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。特に、第一種金融商品取引業の登録に関して将来何らかの事由により登録等の取り消しを命じられた場合や業務停止又は改善命令を受けた場合には、重大な影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社は、財務省関東財務局へ当社の財務・人的態勢、内部統制等登録要件を認められて第一種少額電子募集取扱業及び第一種金融商品取引業の登録を受けております。そしてこの登録要件を逸脱しないため、日々内部管理

態勢の強化に取り組み、且つ関東財務局、日本証券業協会等との連絡・報告等連携を密にとっております。

なお、当社が取得している金融商品取引業にかかる許認可は下記のとおりであり、本書提出日現在で許認可の継続に問題となる事象は発生しておりません。

取得年月日	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
2016年10月13日	第一種少額電子募集取扱業登録	金融庁	関東財務局長 (金商) 第2957号	—	金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づく規定に違反した場合等
2021年10月22日	第一種金融商品取引業登録	金融庁	関東財務局長 (金商) 第2957号	—	金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づく規定に違反した場合等

② 金融商品取引業に係る法的規制等について

(顕在化可能性：低／影響度：大／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社は、金融商品取引業を営むにあたり、金融商品取引業の登録を受け、金融商品取引法及び関連法令を遵守することが求められております。また、自主規制機関である日本証券業協会の会員であり、これら諸団体が定める法令や諸規則等を遵守することも求められております。当社は、法令や諸規則等にて求められる管理体制を整備し、健全かつ適切な業務運営を行うとともに、定期的なコンプライアンス研修の実施等により役員及び従業員のコンプライアンス意識の向上に努めておりますが、将来何らかの事由により法令違反等が発生した場合や当社の業務に関連する法令や諸規則等の変更が行われた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社は、法令諸規則等の遵守のため、絶えず内部管理態勢の強化に取り組んでおります。コンプライアンス状況分析と適切な対応を経営陣と共有して図るため、毎月コンプライアンス推進委員会、情報セキュリティ管理委員会を開催のうえ、リスク管理委員会にて全体リスクマネジメントを図っております。また、社員のコンプライアンス水準向上に向けて、毎月全役職員対象にコンプライアンス研修・訓練を実施しており、受講率100%を必達としております。もし法令違反が発生した場合は、社内フローに則しコンプライアンス部が統括部として状況把握、対外報告、原因分析改善指導にあたります。法令変更等には、随時コンプライアンス部がチェック確認し、委員会等で周知徹底しております。

③ 自己資本規制比率について

(顕在化可能性：低／影響度：大／顕在化する能性のある時期：特定時期なし)

金融商品取引業者は、金融商品取引法及び関連法令に基づき、金融商品取引業者の経営の健全性を確保するため、自己資本規制比率を法令で120%以上に維持することが求められております。将来何らかの事由により定められた自己資本規制比率を維持できない場合には、金融商品取引業者の登録等の取消しを命じられる可能性や業務停止又は改善命令を受ける可能性があり、当社グループの主要な事業活動に支障をきたすとともに、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社の2025年10月期第3四半期末における自己資本規制比率は622.1%と法令で定める維持基準を超えておりますが、算定の分子となる固定化されていない自己資本の額及び分母となるリスク相当額を常時モニタリングし、自己資本規制比率が法令で定める一定比率を超えて維持していることを確認しております。

④ 顧客資産の分別管理について

(顕在化可能性：低／影響度：大／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

金融商品取引業者は、金融商品取引法及び関連法令に基づき、当社に経営破綻等が生じた場合に投資家から預託された資産を円滑かつ安全に返還できるよう、投資家から預託された有価証券及び金銭については、自己の資産とは分別して管理することが義務付けられております。当社では、上記法令に基づいた社内規程に従い、投資

家から預託された有価証券及び金銭を適切に分別管理しておりますが、これら分別管理が十分でないと判断された場合には、監督官庁による処分や命令を受ける可能性があります、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社は、投資家から預託された資産を円滑かつ安全に返還できるよう、内部管理体制を確立し、分別管理に関する規程を定めております。また、要信託額が不足することがないように、投資家からの預かり資産の他に当社自身の資金を追加で信託銀行に預け入れる対策も行っております。

⑤ 投資者保護基金について

(顕在化可能性：低／影響度：中／顕在化する能性のある時期：特定時期なし)

当社は、投資者保護を目的として、日本投資者保護基金に加入しており、当社を含む会員が破綻した場合は、投資者が当該破綻した会員に預託した証券及び金銭について、一人当たり10,000千円を上限として保護されることとなっております。しかしながら、会員となっている金融商品取引業者の破綻に際して、投資者保護のために支払われる総額が、当該基金の積立総額を上回る場合には、当社を含む会員に対し、臨時拠出を求められる可能性があります。この場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策)

当該基金に加入している以上、臨時拠出を求められた場合には、それに応じる必要がありますが、当社はそのような場合に備えて、資金調達を行い、手元流動性を確保・維持し、財政状況は堅牢な状態を築いております。

⑥ 業務処理について

(顕在化可能性：低／影響度：中／顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、規則やマニュアルの整備などにより、役員及び従業員による業務処理に係るリスク軽減に努めておりますが、リスクの原因を全て排除することは極めて困難であり、業務処理の過程において事務ミス、事故又は不正等により損失が発生する可能性があります。役員及び従業員による業務処理上のミス等に起因する事故や不正等により損失が発生した場合、当社グループの信頼性の低下や損害賠償請求等が発生する可能性があります、当社グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(リスクへの対応策)

当社グループは、規則やマニュアルの整備などを行い、また、適宜それら見直し、内部監査はそれらの整備状況やそれらに沿った業務処理が行われているかモニタリングを継続的に行っております。また、システム化を進めて属人的な業務の排除に取り組んでおります。これらを通じて業務処理に係るリスクの低減を図っております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第9期連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

（資産）

当連結会計年度末における総資産は4,609,669千円となり、前連結会計年度末比で84,546千円の減少となりました。これは主に、営業活動によるキャッシュ・フローの使用を財務活動によるキャッシュ・フローの獲得で賄ったことにより現金及び預金の増加が358,203千円あった一方で、事業用資産として使用しているソフトウェアについて、当初見込んでいた収益の達成が遅れていることから減損処理したことによりソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減少が241,459千円、また、株式会社FUNDINNO GROWTH買収時ののれんについて、当初見込んでいた収益の達成が遅れていることから減損処理したことによりのれんの減少が167,458千円あったことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債は344,431千円となり、前連結会計年度末と比べ8,700千円の増加となりました。これは主に、経費の増加（2024年に10月の番組制作・メディア配信料、本社オフィスのフリーレント契約に伴う未払金計上等）により未払金の増加が68,824千円あった一方で、一時的な募集等受入金の預り等の預り金の減少が55,331千円あったことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は4,265,237千円となり、前連結会計年度末と比べ93,247千円の減少となりました。これは、株式の発行及び資本金から資本剰余金への振替により資本剰余金の増加が1,328,400千円あった一方で、親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金の減少が1,421,647千円あったことによるものであります。

第10期中間連結会計期間（自 2024年11月1日 至 2025年4月30日）

（資産）

当中間連結会計期間末における総資産は4,757,856千円となり、前連結会計年度末比で148,187千円の増加となりました。これは主に、2025年4月の「FUNDINNO PLUS+」の成約案件にかかる募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料に係る未収収益の増加が144,857千円あったことによるものであります。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債は436,587千円となり、前連結会計年度末と比べ92,155千円の増加となりました。これは主に、堅調な業績に伴い支払うべき消費税の見込額の増加により未払消費税等の増加が36,420円あったこと、一時的な募集等受入金の預り等の預り金の増加が75,231千円あった一方で、前連結会計年度末に計上した未払金（番組制作・メディア配信料、本社オフィスのフリーレント契約に伴う未払金）が発生しなかったことで未払金の減少が34,566千円あったことによるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産は4,321,269千円となり、前連結会計年度末と比べ56,032千円の増加となりました。これは、第三者割当増資により資本金の増加及び資本準備金の増加がそれぞれ75,000千円あった一方で、親会社株主に帰属する中間純損失による利益剰余金の減少が93,959千円あったことによるものであります。

第10期第3四半期連結累計期間（自 2024年11月1日 至 2025年7月31日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における総資産は5,063,170千円となり、前連結会計年度末比で453,501千円の増加となりました。これは主に、第三者割当増資の払込、新株予約権の行使により現金及び預金の増加が181,200千円、2025年7月の「FUNDINNO PLUS+」成約案件にかかる募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料に係る未収収益の増加が310,841千円あったことによるものであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債は454,538千円となり、前連結会計年度末と比べ110,106千円の増加となりました。これは主に、堅調な業績に伴い支払うべき消費税の見込額の増加により未払消費税等の増加が89,264千円、一時的な募集等受入金の預り等の預り金の増加10,951千円、賞与引当金の増加が7,696千円あったことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は4,608,632千円となり、前連結会計年度末と比べ343,395千円の増加となりました。これは主に、第三者割当増資の払込を受け資本金の増加及び資本準備金の増加がそれぞれ75,000千円、新株予約権の行使により資本金の増加及び資本準備金の増加がそれぞれ15,720千円、親会社株主に帰属する四半期純利益による利益剰余金の増加が162,195千円あったことによるものであります。

② 経営成績の状況

第9期連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

当社グループを取り巻く未上場株式市場においては、2022年11月28日に内閣府により公表された「スタートアップ育成5か年計画」にて、5年後の2027年度にスタートアップへの投資額を10倍の10兆円規模とすることが目標と掲げられており、未上場企業への投資における規制緩和や税制優遇施策が徐々に実行され、投資環境の整備が進んでおります。

このような環境の中、当社グループは、「フェアに挑戦できる、未来を創る。」をビジョンとして、未上場企業へのリスクマネーの供給量、投資家と未上場企業との間の情報の非対称性、未上場株式の乏しい流動性など、未上場株式市場を取り巻く課題の解決と未上場株式市場の拡大に取り組んでいます。

当連結会計年度においては、「FUNDINNO」のシステム基盤や運営ノウハウ等を背景とした「FUNDINNO PLUS+」の拡大、三菱UFJ信託銀行株式会社との資本業務提携を背景とした「MUFG FUNDOOR」の販売に注力しました。一方で、事業用資産として使用しているソフトウェアや、株式会社FUNDINNO GROWTHの買収時のれんについて、それぞれ当初見込んでいた収益の達成が遅れていることから減損処理を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、営業収益1,184,805千円（前期比97.3%増）、純営業収益868,633千円（前期比208.5%増）、営業損失1,059,168千円（前期は1,393,274千円の営業損失）、経常損失1,076,010千円（前期は1,430,083千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失1,421,647千円（前期は1,433,922千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループは、「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

当連結会計年度における主な取り組みは以下のとおりであります。

(a) 「FUNDINNO PLUS+」の拡大と「FUNDINNO」との相互連携

特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）等の規制緩和を受け、「FUNDINNO」の基盤を用いて「FUNDINNO PLUS+」の実行体制を構築し、「FUNDINNO」の投資家層の特定投資家登録を促進することでプライマリー領域の拡大を図りました。これにより、昨年度下期より投資家獲得及び創出案件の方針を量から質に転換し、経営資源の再配分を行い、「FUNDINNO PLUS+」による大型募集案件の創出に注力しました。

結果として、「FUNDINNO PLUS+」ではJ-Shipsを用いた国内初事例を創出し、主にレイターステージの未上場企業における新しい資金調達手法の可能性を示すことに成功しました。また、「FUNDINNO」では上限金額での募集成功等、社会的インパクトのある案件の創出や、平均成約額・平均成約率の向上など一定の波及効果を得ることに成功しました。加えて、重要KPIである特定投資家登録数が1,000名を超えました。

(b) 「FUNDOOR」の大手信託銀行との事業連携

株主管理・経営管理SaaSサービス「FUNDOOR」については、一昨年度に締結をした資本業務提携に基づき、三菱UFJ信託銀行株式会社と共同して「MUFG FUNDOOR」（同社の顧客に対してサービス展開する経営管理プラットフォーム）を2023年4月にリリースし、今期は、同社の強力な販売網も後押しし、契約社数は堅調に推移しました。

第10期中間連結会計期間（自 2024年11月1日 至 2025年4月30日）

当社グループを取り巻く未上場株式市場においては、2022年11月28日に内閣府により公表された「スタートアップ育成5か年計画」にて、5年後の2027年度にスタートアップへの投資額を10倍の10兆円規模とすることが目標と掲げられており、未上場企業への投資における規制緩和や税制優遇施策が徐々に実行され、投資環境の整備が進んでおります。

このような環境の中、当社グループは、「フェアに挑戦できる、未来を創る。」をビジョンとして、未上場企業へのリスクマネーの供給量、投資家と未上場企業との間の情報の非対称性、未上場株式の乏しい流動性など、未上場株式市場を取り巻く課題の解決と未上場株式市場の拡大に取り組んでいます。

2025年10月期から2027年10月期の3か年においては、GMV（流通取引総額）の拡大に取り組んでおり、特にプライマリー領域におけるGMVの拡大に努め、未上場企業の投資調達額の増大を図っており、当中間連結会計期間においては「FUNDINNO PLUS+」を中心にGMVは55.9億円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益は997,884千円、純営業収益は880,454千円、営業損失は95,598千円、経常損失は90,679千円、親会社株主に帰属する中間純損失は93,959千円となりました。

なお、当社グループは、「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

当中間連結会計期間における主な取り組みは以下のとおりであります。

(a) 特定投資家数の拡大

特定投資家の増加を重要なKPIとして、投資ポテンシャルの拡大を図っております。「FUNDINNO PLUS+」は特定投資家のみが投資することが認められており、「FUNDINNO PLUS+」での資金調達の成約の蓋然性を高め、流通取引総額（GMV）の拡大を図るためには特定投資家の増加が必要です。

当中間連結会計期間においては、引き続き一般投資家の特定投資家への転換を促進するとともに、条件を満たす富裕層などへの訴求や営業を行った結果、特定投資家は330名増加し、累計で1,341名となりました。

(b) 販売チャネルの拡大

当中間連結会計期間において、「FUNDINNO PLUS+」の販売チャネルの拡大に取り組んでおります。

「FUNDINNO PLUS+」については、株式投資型クラウドファンディングで規制されている対面営業が可能であり、発行体に関するよりきめ細かい営業が可能です。そのため、営業人員の採用に加えて、パートナー企業の開拓と連携により、販売チャネルの拡大に努めております。

(c) 発行体営業

「FUNDINNO PLUS+」は株式投資型クラウドファンディングと異なり募集金額に上限がないため、レイターステージの企業など、より大きな金額の資金調達ニーズにこたえております。トップ営業に加えて、他社との連携を図るなどして、安定的な大型案件の獲得に努めてまいります。なお、当中間連結会計期間においては、1社で合計18億円を超える資金調達の支援をいたしました。

第10期第3四半期連結累計期間（自 2024年11月1日 至 2025年7月31日）

当社グループを取り巻く未上場株式市場においては、2022年11月28日に内閣府により公表された「スタートアップ育成5か年計画」にて、5年後の2027年度にスタートアップへの投資額を10倍の10兆円規模とすることが目標と掲げられており、未上場企業への投資における規制緩和や税制優遇施策が徐々に実行され、投資環境の整備が進んでおります。

このような環境の中、当社グループは、「フェアに挑戦できる、未来を創る。」をビジョンとして、スタートアップ企業へのリスクマネーの供給量、投資家と未上場企業との間の情報の非対称性、未上場株式の乏しい流動性など、未上場株式市場を取り巻く課題の解決と未上場株式市場の拡大に取り組んでいます。

2025年10月期から2027年10月期の3か年においては、GMV（流通取引総額）の拡大に取り組んでおり、特にプライマリー領域におけるGMVの拡大に努め、未上場企業の投資調達額の増大を図っております。第3四半期連結累計期間においては「FUNDINNO PLUS+」を中心に拡大を図った結果、GMVは97.7億円となりました。また、「FUNDINNO」の営業収益は380,941千円、「FUNDINNO PLUS+」の営業収益は1,244,043千円となりました。

以上の結果、プライマリー領域におけるGMV拡大に伴い、発行体からの資金調達に関する手数料収入が順調に増加したことなどから、当第3四半期連結累計期間の業績は、営業収益は1,832,618千円、純営業収益は1,655,197千円、営業利益は159,329千円、経常利益は166,614千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は

162,195千円となりました。

なお、当社グループは、「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

当第3四半期連結累計期間における主な取り組みは以下のとおりであります。

(a) 特定投資家数と投資家層の拡大

特定投資家の増加を重要なKPIとして、投資ポテンシャルの拡大を図っております。「FUDINNO PLUS+」は特定投資家のみが投資することが認められており、「FUNDINNO PLUS+」での資金調達の成約の蓋然性を高め、GMV（流通取引総額）の拡大を図るためには特定投資家の増加が必要です。特に当社のプラットフォームに登録し、当社サービスの理解の深い一般投資家がさらなるサービス利用を求めて特定投資家登録へ転換することが当社の特徴であり強みであります。

当第3四半期連結累計期間においては、引き続き一般投資家の特定投資家への転換を促進するとともに、条件を満たす富裕層などへの訴求や営業を行った結果、特定投資家は459名増加し、累計で1,470名となりました。

また、2025年7月に三菱UFJアセットマネジメント株式会社と投資信託への未上場株式の組み入れを目指す共同検証を開始するなど、未上場企業への円滑な資金供給や投資家への多様な投資機会の提供に関する新たな取組みを始めております。この取組みは、将来的に新たな投資家層の開拓やセカンダリー市場の流動性向上に繋がり、更なるGMV（流通取引総額）の拡大の橋頭堡となります。

(b) 販売チャネルと投資家層の拡大

当第3四半期連結累計期間において、「FUNDINNO PLUS+」の販売チャネルの拡大に取り組んでおります。「FUNDINNO PLUS+」については、株式投資型クラウドファンディングで規制されている対面営業が可能であり、投資家に対するよりきめ細かい営業が可能です。そのため、投資家営業人員の採用に加えて、パートナー企業の開拓と連携により、販売チャネルの拡大に努めております。

(c) 発行体営業

「FUNDINNO PLUS+」は株式投資型クラウドファンディングと異なり募集金額に上限がないため、レイターステージの企業など、より大きな金額の資金調達ニーズにこたえております。トップ営業に加えて、他社（ベンチャーキャピタルやコーポレートベンチャーキャピタル、金融機関など）との連携を図るなどして、安定的な大型案件の獲得に努めてまいります。なお、当第3四半期連結累計期間において、1社で累計で18億円を超える案件を含め、複数の10億円を超える資金調達支援を行いました。

③ キャッシュ・フローの状況

第9期連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ358,203千円増加し、3,951,699千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは829,020千円の使用（前連結会計年度は1,440,300千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失が1,416,636千円（前年同期比13,710千円増加）、無形固定資産並びにのれんに係る減損損失が332,881千円（前年同期比332,881千円増加）、有形固定資産や無形固定資産に係る減価償却費が90,237千円（前年同期比29,292千円増加）あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは139,831千円の使用（前連結会計年度は193,468千円の使用）となりました。これは主に、本社移転に伴う有形固定資産の取得による104,426千円の支出（前年同期は6,908千円の支出）があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは1,327,056千円の獲得（前連結会計年度は2,849,096千円の獲得）となりました。これは主に、第三者割当増資に伴う株式の発行による収入が1,328,400千円（前年同期は2,791,672千円の収入）あったことによるものであります。

第10期中間連結会計期間（自 2024年11月1日 至 2025年4月30日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ39,851千円増加し、3,991,550千円となりました。当中間連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは95,347千円の使用（前連結会計年度は829,020千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失が90,679千円、成約案件にかかる募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料に係る未収収益の増加額が144,857千円あった一方、受託開発契約に係る契約資産の減少が92,003千円、一時的な募集等受入金の預り等の預り金の増加が78,855千円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは14,129千円の使用（前連結会計年度は139,831千円の使用）となりました。これは主に、ソフトウェア開発に伴う無形固定資産の取得による11,689千円の支出があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは149,328千円の獲得（前連結会計年度は1,327,056千円の獲得）となりました。これは主に、第三者割当増資に伴う株式の発行による収入が150,000千円あったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注実績

プライマリー領域及びセカンダリー領域は、生産活動及び受注活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

グロース領域は期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、生産実績及び受注状況の記載を省略しております。

b. 販売実績

第9期連結会計年度、第10期中間連結会計期間及び第10期第3四半期連結累計期間における販売実績をサービス領域ごとに示すと、次のとおりであります。

サービス領域の名称	第9期連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		第10期 中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	第10期 第3四半期連結累計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年7月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	金額(千円)
プライマリー領域	805,869	297.2	864,842	1,624,985
グロース領域	358,017	110.3	132,575	206,770
セカンダリー領域	20,918	442.2	466	862
合計	1,184,805	197.3	997,884	1,832,618

（注）1. 当社グループは、未上場企業エクイティプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、事業ごとに記載しております。

2. プライマリー領域の販売実績が増加しているのは、主に、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）等を活用した「FUNDINNO PLUS+」が拡大していることによります。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第8期連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)		第9期連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		第10期 中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)		第10期第3四半期 連結累計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年7月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
三菱UFJ信託銀行 株式会社	277,657	46.2	304,192	25.7	—	—	—	—

4. 第10期中間連結会計期間及び第10期第3四半期連結累計期間の総販売実績に対する割合は、当該割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び検討内容は次のとおりであります。

文中における将来に関する事項につきましては別段の記載のない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。連結財務諸表を作成するにあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債、収益・費用の報告額及び開示に影響を与える見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定に基づく数値は、過去の実績や現状に応じて合理的に判断しておりますが、実際の結果と異なる可能性があります。

本書提出日時点において、金額的重要性が乏しいため、経営成績等に重要な影響を与える重要な会計上の見積りはありません。ただし、今後、当社グループの将来の業績や事業計画の見直しにより、企業分類の変更が生じ、課税所得が十分に確保でき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上する可能性があります。繰延税金資産を計上する場合、その回収可能性の判断に当たっては将来の課税所得見積りを慎重に検討する方針であります。見積りの前提となる条件や仮定に変更が生じ、繰延税金資産の一部又は全額の回収が困難と判断した場合、繰延税金資産を取り崩して同額を法人税等調整額として計上するため、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。

なお、当社グループの連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

② 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績

第9期連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(営業収益)

当連結会計年度における営業収益は1,184,805千円となり、前連結会計年度に比べ584,317千円増加 (前連結会計年度比97.3%増) いたしました。これは主に、2022年11月に提供を開始した「FUNDINNO PLUS+」の営業収益が大きく伸長し、大幅な増収に寄与したことによるものであります。

(純営業収益)

当連結会計年度における売上原価は316,108千円となり、前連結会計年度に比べ2,789千円減少 (前連結会計年度比0.9%減) いたしました。

この結果、当連結会計年度における純営業収益は868,633千円となり、前連結会計年度に比べ587,096千円増加 (前連結会計年度比208.5%増) いたしました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は1,927,802千円となり、前連結会計年度に比べ252,990千円増加 (前連結会計年度比15.1%増) いたしました。これは主に、人員数の増加に伴い人件費が99,217千円増加 (前連結会計年度比13.5%増) したことによるものであります。

この結果、当連結会計年度における営業損失は1,059,168千円（前連結会計年度は営業損失1,393,274千円）となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常損失）

当連結会計年度における営業外収益は7,107千円となり、前連結会計年度に比べ4,729千円増加（前連結会計年度比198.9%増）いたしました。また、営業外費用は23,949千円となり、前連結会計年度に比べ15,237千円減少（前連結会計年度比38.9%減）いたしました。

この結果、当連結会計年度における経常損失は1,076,010千円（前連結会計年度は経常損失1,430,083千円）となりました。

（特別損益、親会社株主に帰属する当期純損失）

当連結会計年度における特別損失は340,625千円となり、前連結会計年度に比べ340,362千円増加（前連結会計年度は特別損失263千円）いたしました。これは主に、ソフトウェア及びのれんに係る減損損失を計上したことによるものであります。

また、当連結会計年度において、法人税、住民税及び事業税5,010千円を計上しております。

この結果、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純損失は1,421,647千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,433,922千円）となりました。

第10期中間連結会計期間（自 2024年11月1日 至 2025年4月30日）

（営業収益）

当中間連結会計期間における営業収益は997,884千円となりました。これは主に、「FUNDINNO PLUS+」の営業収益が大きく伸長し、大幅な増収に寄与したことによるものであります。

（純営業収益）

当中間連結会計期間における売上原価は117,418千円となりました。これは主に「FUND00R」のSI受託人件費について計上したものととなります。この結果、当中間連結会計期間における純営業収益は880,454千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業損失）

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は976,052千円となりました。これは主に、事業拡大に伴い中途採用による従業員数が増加し人件費が増加したことや、サービスの認知度向上のための広告宣伝費が増加したことによるものであります。この結果、当中間連結会計期間における営業損失は95,598千円となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常損失）

当中間連結会計期間における経常損失は90,679千円となりました。これは主に、雑収入を2,703千円、受取利息及び配当金を2,000千円、営業外収益に計上したことによるものであります。

（特別損益、親会社株主に帰属する中間純損失）

当中間連結会計期間において、法人税、住民税及び事業税3,279千円を計上しております。

この結果、当中間連結会計期間における親会社株主に帰属する中間純損失は93,959千円となりました。

第10期第3四半期連結累計期間（自 2024年11月1日 至 2025年7月31日）

（営業収益）

当第3四半期連結累計期間における営業収益は1,832,618千円となりました。これは主に、プライマリー領域（「FUNDINNO PLUS+」）におけるGMV拡大に伴い、発行体からの資金調達に関する手数料収入が順調に増加したことなどから、大幅な増収に寄与したことによるものであります。

（純営業収益）

当第3四半期連結累計期間における売上原価は177,404千円となりました。これは主に「FUND00R」のSI受託人件費について計上したものととなります。この結果、当第3四半期連結累計期間における純営業収益は1,655,197千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第3四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は1,495,868千円となりました。これは主に、事業拡大に伴い中途採用による従業員数が増加し人件費が増加したことや、サービスの認知度向上のための広告宣伝費が増加したことによるものであります。この結果、当第3四半期連結累計期間における営業利益は159,329千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当第3四半期連結累計期間における経常利益は166,614千円となりました。これは主に、雑収入を3,981千円、従来の普通預金利息に加えて2025年5月預け入れの定期預金利息を計上したことにより受取利息及び配当金を3,080千円、営業外収益に計上したことによるものであります。

(特別損益、親会社株主に帰属する四半期純利益)

当第3四半期連結累計期間において、法人税、住民税及び事業税4,419千円を計上しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間における親会社株主に帰属する四半期純利益は162,195千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資金需要のうち主なものは、人件費や広告宣伝費などの運転資金及びソフトウェア開発費などの設備資金であります。これらの資金需要につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローにより確保することを基本としつつ、必要に応じて株式市場から資金調達を行う方針であります。

④ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗状況について

当社グループは、経営上の目標の達成状況を判断するための指標として、流通取引総額（GMV）と特定投資家数を重視しております。

・流通取引総額（GMV）

流通取引額（GMV）は、プライマリー領域における成約金額とセカンダリー領域における売買金額の合計値であり、当社の事業成長を示す指標であると同時に、当社のサービスを通して資金供給・資金調達が行われた実績の積み上げであり、当社がスタートアップの育成という社会的なインパクトを与えた実績でもあります。

2022年11月に提供を開始した「FUNDINNO PLUS+」の案件が、2024年10月期第2四半期より本格的に積み上がり始めたことにより、流通取引総額（GMV）が増加し始めております。四半期毎の金額の変動があり、継続的に案件数を増加させることで変動を抑えていく考えであります。

・特定投資数

特定投資家は、金融商品取引法において、一般投資家とは区別される、金融商品に関する知識や経験、財産状況、リスク管理能力などが高いとみなされる投資家を示します。特定投資家数が増加することにより、スタートアップ企業へより多くの資金供給が実現することとなり、流通取引総額（GMV）の増加にも寄与します。

「FUNDINNO」で構築したウェブマーケティングによる投資家獲得とそこからの特定投資家への転換、富裕層営業やパートナー企業との連携等、様々なチャネルから特定投資家の獲得を図っており、堅調に増加しており、今後も継続して特定投資家の獲得を図ってまいります。

2023年10月期以降の流通取引総額（GMV）、特定投資家数の推移は以下のとおりであります。

決算期	四半期	流通取引総額（GMV） （億円）	特定投資家数（人）
2023年10月期	第1四半期	4.1	97
	第2四半期	1.6	148
	第3四半期	3.8	240
	第4四半期	4.2	337
2024年10月期	第1四半期	4.8	474
	第2四半期	21.3	688
	第3四半期	15.6	859
	第4四半期	11.0	1,011
2025年10月期	第1四半期	36.3	1,198
	第2四半期	19.6	1,341
	第3四半期	41.7	1,470

（注）１．流通取引総額（GMV）は、プライマリー領域における成約金額とセカンダリー領域における売買金額の合計値であり、各四半期会計期間の金額を記載しております。なお、2025年10月期第3四半期連結累計期間において、流通取引総額（GMV）の99.9%がプライマリー領域によるものであり、0.1%がセカンダリー領域によるものであります。

２．特定投資家数は、当社による投資家審査を経て当社に登録している特定投資家の数であり、各四半期末の特定投資家数を記載しております。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑥ 経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

当社グループは、このミッションの下、長期的な競争力を維持し持続的な成長を図るためには、様々な課題に対して常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、最善の経営方針を立案し、実行していくことが必要であると認識しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第9期連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

当連結会計年度の設備投資の総額は139,321千円であり、その主な内容は、事業規模の拡大のための本社移転に伴う建物の取得67,850千円、当社グループが提供するサービスの機能強化のためのソフトウェアの開発34,894千円であります。また、本社オフィスの移転に伴い、建物7,744千円を除却しております。

また、当連結会計年度において無形固定資産並びにのれんに係る減損損失332,881千円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結損益計算書関係）※4 減損損失」に記載の通りであります。

なお、当社グループは「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第10期中間連結会計期間（自 2024年11月1日 至 2025年4月30日）

当中間連結会計期間の設備投資の総額は14,129千円であり、その主な内容は、当社グループが提供するサービスの機能強化のためのソフトウェアの開発10,746千円であります。また、当中間連結会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第10期第3四半期連結累計期間（自 2024年11月1日 至 2025年7月31日）

当第3四半期連結累計期間の設備投資において重要な設備投資はありません。また、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
		建物	器具備品	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	本社事務所	64,023	32,361	502	96,888	112 (27)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社は賃貸物件であり、年間賃借料は54,836千円であります。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託社員及び契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

4. 当社グループは「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第10期中間会計期間（自 2024年11月1日 至 2025年4月30日）

当中間会計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等による著しい変動はありません。

第10期第3四半期累計期間（自 2024年11月1日 至 2025年7月31日）

当第3四半期累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等による著しい変動はありません。

(2) 国内子会社

主要な設備がないため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2025年9月30日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	91,000,000
計	91,000,000

(注) 2025年7月25日開催の臨時株主総会により、定款の一部を変更し、同日付で発行可能株式総数は9,000,000株減少し、91,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	23,009,201	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	23,009,201	—	—

- (注) 1. 2024年12月31日付及び2025年1月23日付で第三者割当増資、2025年7月10日付及び2025年7月31日付で新株予約権の行使が行われた結果、発行済株式総数は、普通株式23,009,201株となっております。
2. 2025年7月25日開催の臨時株主総会決議により、2025年7月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2017年7月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 1 社外協力者 2 (注) 7
新株予約権の数（個） ※	168,000 [88,000] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 168,000 [88,000] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	130 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年7月28日 至 2027年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 133 (注) 3 資本組入額 67
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき3円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金130円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。

- ① 上記3.において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（但し、払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当による場合その他当社普通株式の価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が、日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合であって、上記3.において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合であって、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記3.において定められた行使価額を下回る場合
- ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が、日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合であって、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、上記3.において定められた行使価額を下回る場合（但し、株式評価額が、一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議のうえ、本項への該当を判断するものとする。）

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員又は外部協力者であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるのと取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

- (5) 本新株予約権1個未満の行使はできないものとします。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記４．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記２．に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。但し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記４．に準じて決定します。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記５．に準じて決定します。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。
7. 付与対象者の役職変更等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社執行役員1名、社外協力者3名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2017年7月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 10 （注） 6
新株予約権の数（個） ※	83,000 [82,000] （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 83,000 [82,000] （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	130 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年8月1日 至 2027年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 130 （注） 2 資本組入額 65
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金130円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。但し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 4. に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

- 6. 付与対象者の退職による権利の喪失及び付与対象者の役職変更等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 1 名、当社執行役員 1 名、当社従業員 5 名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2018年3月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 13 （注） 6
新株予約権の数（個） ※	26,000 [25,000] （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 26,000 [25,000] （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	390 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年8月1日 至 2027年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 390 （注） 2 資本組入額 195
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金390円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。但し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. に準じて決定します。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 4. に準じて決定します。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失及び付与対象者の役職変更等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 1 名、当社執行役員 1 名、当社従業員 4 名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2018年4月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 11 （注） 6
新株予約権の数（個） ※	49,000 [29,000] （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 49,000 [29,000] （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	390 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年8月1日 至 2027年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 390 （注） 2 資本組入額 195
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金390円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。但し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 4. に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

- 6. 付与対象者の退職による権利の喪失及び付与対象者の役職変更等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 1 名、当社従業員 4 名、社外協力者 1 名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2020年1月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 3 当社執行役員 2 当社従業員 16 （注） 6
新株予約権の数（個） ※	372,000 （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 372,000 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	390 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年2月1日 至 2029年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 390 （注） 2 資本組入額 195
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年9月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注） 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金390円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。但し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. に準じて決定します。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 4. に準じて決定します。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失及び付与対象者の役職変更等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 2 名、当社監査役 1 名、当社執行役員 3 名、当社従業員 5 名、社外協力者 2 名となっております。

第7回新株予約権

決議年月日	2020年1月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6（注）6
新株予約権の数（個） ※	320,000 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 320,000 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	390 （注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年3月1日 至 2030年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 390 （注）2 資本組入額 195
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年9月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金390円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。但し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. に準じて決定します。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 4. に準じて決定します。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

6. 付与対象者の役職変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 5 名、当社執行役員 1 名となっております。

第8回新株予約権

決議年月日	2021年1月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社執行役員 2 当社従業員 32 （注） 6
新株予約権の数（個） ※	832,000 [824,000] （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 832,000 [824,000] （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	500 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年6月1日 至 2031年1月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 500 （注） 2 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金500円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要します。但し、任期満了による退任、定

年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。但し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 4. に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失及び付与対象者の役職変更等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 5 名、当社執行役員 3 名、当社従業員 16 名となっております。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社執行役員 2 当社従業員 56 （注） 6
新株予約権の数（個） ※	809,000 [798,000] （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 809,000 [798,000] （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	500 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年9月1日 至 2032年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 500 （注） 2 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金500円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要します。但し、任期満了による退任、定

年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。但し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 4. に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失及び付与対象者の役職変更等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 5 名、当社執行役員 3 名、当社従業員 37 名となっております。

第10回新株予約権

決議年月日	2023年 1 月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 1 当社従業員 2 （注） 6
新株予約権の数（個） ※	29,000 （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 29,000 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	500 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2025年 1 月21日 至 2032年 1 月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 500 （注） 2 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年 9 月 30 日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注） 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金500円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。但し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 4. に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

- 6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社執行役員 1 名、当社従業員 1 名となっております。

第11回新株予約権

決議年月日	2023年 1 月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の数（個） ※	1,000 （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 1,000 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1,000 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2025年 2 月 1 日 至 2033年 1 月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,000 （注） 2 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年 9 月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注） 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金1,000円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。但し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. に準じて決定します。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 4. に準じて決定します。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

第12回新株予約権

決議年月日	2024年1月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社執行役員 3 当社従業員 35 （注） 6
新株予約権の数（個） ※	639,000 [633,000] （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 639,000 [633,000] （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1,000 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年1月26日 至 2033年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,000 （注） 2 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金1,000円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要します。但し、任期満了による退任、定

年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。
- (5) その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。
- (6) 割当契約において、行使条件が満たされた時点で割当新株予約権の25%を行使することができ、その時点から 1 年経過ごとに自らが保有している割当新株予約権の25%ずつ行使することができる旨のベスティング条項を定めます。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とします。但し、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 4. に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失及び付与対象者の役職変更等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社執行役員 3 名、当社従業員 24 名となっております。

第13回新株予約権

決議年月日	2024年2月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 1
新株予約権の数（個） ※	10,000 （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 10,000 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1,000 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年2月17日 至 2034年1月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,000 （注） 2 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年9月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注） 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金1,000円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。
- (5) その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。
- (6) 割当契約において、行使条件が満たされた時点で割当新株予約権の25%を行使することができ、その時点から 1 年経過ごとに自らが保有している割当新株予約権の25%ずつ行使することができる旨のベスティング条項を定めます。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とします。但し、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 4. に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

第14回新株予約権

決議年月日	2024年6月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の数（個） ※	5,000 （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 5,000 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1,000 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年7月1日 至 2034年1月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,000 （注） 2 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年9月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注） 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金1,000円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。
- (5) その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。
- (6) 割当契約において、行使条件が満たされた時点で割当新株予約権の25%を行使することができ、その時点から 1 年経過ごとに自らが保有している割当新株予約権の25%ずつ行使することができる旨のベスティング条項を定めます。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とします。但し、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 4. に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

第15回新株予約権

決議年月日	2024年9月6日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1（注）6
新株予約権の数（個） ※	10,000 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 10,000 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1,000 （注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年10月1日 至 2034年1月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,000 （注）2 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年9月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金1,000円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

調整後
行使価額＝ $\frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
 - (4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。
 - (5) その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。
 - (6) 割当契約において、行使条件が満たされた時点で割当新株予約権の25%を行使することができ、その時点から 1 年経過ごとに自らが保有している割当新株予約権の25%ずつ行使することができる旨のベスティング条項を定めます。
4. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とします。但し、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. に準じて決定します。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 4. に準じて決定します。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。
6. 付与対象者の役職変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社執行役員 1 名となっております。

第16回新株予約権

決議年月日	2025年 1 月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社執行役員 7 当社従業員 34 （注） 6
新株予約権の数（個） ※	1, 084, 000 [1, 080, 000] （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 1, 084, 000 [1, 080, 000] （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1, 000 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2027年 1 月21日 至 2034年 1 月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1, 000 （注） 2 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 決議日（2025年 1 月17日）における内容を記載しております。決議日の翌日から提出日の前月末現在（2025年 9 月 30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については決議日における内容から変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金1,000円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要します。但し、任期満了による退任、定

年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (4) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。
- (5) その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。
- (6) 割当契約において、行使条件が満たされた時点で割当新株予約権の25%を行使することができ、その時点から 1 年経過ごとに自らが保有している割当新株予約権の25%ずつ行使することができる旨のベスティング条項を定めます。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とします。但し、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 4. に準じて決定します。
- (10) その他の条については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

6. 付与対象者の役職変更等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 2 名、当社執行役員 6 名、当社従業員 33 名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2017年7月12日
新株予約権の数(個) ※	320,000 [160,000] (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 320,000 [160,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	130 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年8月1日 至 2027年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 130 (注) 2 資本組入額 65
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2024年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金130円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(2) 本新株予約権 1 個未満の行使はできないものとします。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。但し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. に準じて決定します。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 4. に準じて決定します。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2020年10月20日 (注) 1	—	11,380,486	△214,750	100,000	214,750	1,318,479
2020年11月13日 (注) 2	668,000	12,048,486	167,000	267,000	167,000	1,485,479
2020年12月31日 (注) 3	70,000	12,118,486	17,500	284,500	17,500	1,502,979
2021年1月29日 (注) 4	140,000	12,258,486	35,000	319,500	35,000	1,537,979
2021年2月15日 (注) 5	140,000	12,398,486	35,000	354,500	35,000	1,572,979
2021年3月31日 (注) 6	490,000	12,888,486	122,500	477,000	122,500	1,695,479
2021年4月30日 (注) 7	1,680,000	14,568,486	420,000	897,000	420,000	2,115,479
2021年5月14日 (注) 8	120,000	14,688,486	30,000	927,000	30,000	2,145,479
2021年5月31日 (注) 9	200,000	14,888,486	50,000	977,000	50,000	2,195,479
2021年6月15日 (注) 10	840,000	15,728,486	210,000	1,187,000	210,000	2,405,479
2021年10月26日 (注) 11	—	15,728,486	△1,087,000	100,000	1,087,000	3,492,479
2022年11月1日 (注) 12	432,315	16,160,801	—	100,000	216,157	3,708,636
2023年2月28日 (注) 13	130,000	16,290,801	65,000	165,000	65,000	3,773,636
2023年3月15日 (注) 14	50,000	16,340,801	25,000	190,000	25,000	3,798,636
2023年3月31日 (注) 15	600,000	16,940,801	300,000	490,000	300,000	4,098,636
2023年4月30日 (注) 16	650,000	17,590,801	325,000	815,000	325,000	4,423,636
2023年4月30日 (注) 17	662,500	18,253,301	265,000	1,080,000	265,000	4,688,636
2023年5月31日 (注) 18	160,000	18,413,301	80,000	1,160,000	80,000	4,768,636
2023年5月31日 (注) 19	1,387,500	19,800,801	555,000	1,715,000	555,000	5,323,636
2023年6月30日 (注) 20	610,000	20,410,801	305,000	2,020,000	305,000	5,628,636
2023年7月31日 (注) 21	530,000	20,940,801	265,000	2,285,000	265,000	5,893,636
2023年7月31日 (注) 22	250,000	21,190,801	100,000	2,385,000	100,000	5,993,636
2023年8月31日 (注) 23	100,000	21,290,801	50,000	2,435,000	50,000	6,043,636
2023年10月31日 (注) 24	—	21,290,801	△2,335,000	100,000	2,335,000	8,378,637

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2023年12月29日 (注) 25	30,000	21,320,801	15,000	115,000	15,000	8,393,637
2024年4月30日 (注) 26	40,000	21,360,801	20,000	135,000	20,000	8,413,637
2024年7月31日 (注) 27	60,000	21,420,801	30,000	165,000	30,000	8,443,637
2024年8月31日 (注) 28	958,400	22,379,201	479,200	644,200	479,200	8,922,837
2024年9月13日 (注) 29	240,000	22,619,201	120,000	764,200	120,000	9,042,837
2024年10月31日 (注) 30	—	22,619,201	△664,200	100,000	664,200	9,707,037
2024年12月31日 (注) 31	50,000	22,669,201	25,000	125,000	25,000	9,732,037
2025年1月23日 (注) 32	100,000	22,769,201	50,000	175,000	50,000	9,782,037
2025年7月10日 (注) 33	160,000	22,929,201	10,520	185,520	10,520	9,792,557
2025年7月30日 (注) 34	—	22,929,201	△100,000	85,520	100,000	9,892,557
2025年7月31日 (注) 35	80,000	23,009,201	5,200	90,720	5,200	9,897,757

- (注) 1. 資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、資本準備金へ振り替えたものであります（減資割合68.2%）。
2. 有償第三者割当増資 普通株式 668,000株
割当先 東急株式会社、合同会社ユーブランニング、合同会社MCC、渡辺公夫、林良太郎、依田泰典、立石知雄、立木元規、松井宏記
発行価格 500円
資本組入額 250円
3. 有償第三者割当増資 普通株式 70,000株
割当先 西澤朋泰、木村喬、島浩文
発行価格 500円
資本組入額 250円
4. 有償第三者割当増資 普通株式 140,000株
割当先 ハクバ写真産業株式会社、黒田将昭、南英幸、柴原公博
発行価格 500円
資本組入額 250円
5. 有償第三者割当増資 普通株式 140,000株
割当先 株式会社菊池製作所、亀山慶人、亀山有香
発行価格 500円
資本組入額 250円
6. 有償第三者割当増資 普通株式 490,000株
割当先 IPPOクラウドキャピタル有限責任事業組合、株式会社Macbee Planet、株式会社Birdman、吉澤信男、鷲谷将樹、櫻井泰之
発行価格 500円
資本組入額 250円
7. 有償第三者割当増資 普通株式 1,680,000株
割当先 株式会社マフィン、加賀電子株式会社、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社、株式会社VOYAGE VENTURES、SocialEntrepreneur 3 投資事業有限責任組合、トグルホールディングス株式会社、株式会社Sun Asterisk、松井宏記、立木元規、山口功一郎
発行価格 500円

- 資本組入額 250円
8. 有償第三者割当増資 普通株式 120,000株
 割当先 ひまわり G 5 号投資事業有限責任組合、いよベンチャーファンド 6 号投資事業有限責任組合
 発行価格 500円
 資本組入額 250円
9. 有償第三者割当増資 普通株式 200,000株
 割当先 野村ホールディングス株式会社
 発行価格 500円
 資本組入額 250円
10. 有償第三者割当増資 普通株式 840,000株
 割当先 i-Lab 5 号投資事業有限責任組合
 発行価格 500円
 資本組入額 250円
11. 資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、資本準備金へ振り替えたものであります（減資割合91.6%）。
12. 当社を株式交換完全親会社、株式会社ホライズンワークスジャパン（現 株式会社FUNDINNO GROWTH）を株式交換完全子会社とする株式交換による増加であります。
13. 有償第三者割当増資 普通株式 130,000株
 割当先 泉工医科貿易株式会社、株式会社 R I K A、小川恭智、青木眞、青木健雄、青木馨吾
 発行価格 1,000円
 資本組入額 500円
14. 有償第三者割当増資 普通株式 50,000株
 割当先 湯田隆
 発行価格 1,000円
 資本組入額 500円
15. 有償第三者割当増資 普通株式 600,000株
 割当先 株式会社IPPO TRUST、スリーナイン島野株式会社、東京法令出版株式会社、ツシマ工業株式会社、株式会社S Ventures、ミュトス株式会社、小椋巧、對馬修司、日比野尚子、鈴木正紀、遠藤学
 発行価格 1,000円
 資本組入額 500円
16. 有償第三者割当増資 普通株式 650,000株
 割当先 SEVENファンド1号、INTLOOP株式会社、プロトベンチャーズ2号投資事業有限責任組合、株式会社エイト、柴田拓也、山本正喜、渡辺永二、廣瀬寛、森屋泰則、古田直吉、相崎宏幸、黒瀬憲昭
 発行価格 1,000円
 資本組入額 500円
17. 新株予約権の行使によるものであります。
18. 有償第三者割当増資 普通株式 160,000株
 割当先 株式会社S Ventures、株式会社SEKAISHA、泉谷政司、塚田耕司、貫啓二
 発行価格 1,000円
 資本組入額 500円
19. 新株予約権の行使によるものであります。
20. 有償第三者割当増資 普通株式 610,000株
 割当先 メディア総研株式会社、株式会社ナノバンク、株式会社エアトリ、BORベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合、株式会社RGB、廣岡良博、廣岡欣巳、廣岡俊哉、廣岡大輔、近藤圭子、大川淳子、吉田翔、愛須康之、原口大輔、永井裕美子、絆川謙、成瀬功一郎、御手洗大祐、高橋卓
 発行価格 1,000円
 資本組入額 500円
21. 有償第三者割当増資 普通株式 530,000株
 割当先 株式会社FCE Holdings、全研本社株式会社、株式会社エル・ティー・エス、株式会社ALDEY、株式会社フォーカスキャピタル、ギグワークス株式会社、渡邊浩史、新木才榮、荒川祐二、猪又晶介、加藤重樹、八谷賢治、永田豊志

- 発行価格 1,000円
資本組入額 500円
22. 新株予約権の行使によるものであります。
23. 有償第三者割当増資 普通株式 100,000株
割当先 株式会社シーラテクノロジーズ、株式会社ブルータス・コンサルティング、株式会社テックビズ、野口真人
発行価格 1,000円
資本組入額 500円
24. 資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、資本準備金へ振り替えたものであります（減資割合95.9%）。
25. 有償第三者割当増資 普通株式 30,000株
割当先 高橋広敏
発行価格 1,000円
資本組入額 500円
26. 有償第三者割当増資 普通株式 40,000株
割当先 セブン&ジェイパートナー合同会社
発行価格 1,000円
資本組入額 500円
27. 有償第三者割当増資 普通株式 60,000株
割当先 服部健彦、西田育弘
発行価格 1,000円
資本組入額 500円
28. 有償第三者割当増資 普通株式 958,400株
割当先 株式会社アスヒラ、FIRST DOMINO株式会社、PowerAngelsファンド12号、萩生田観光株式会社、ディライトワークス株式会社、日吉システムズ株式会社、青松敬補、荒木慎二、西谷茂樹、上田肇、福留大士、白神文樹、青松直撥、三浦利雄
発行価格 1,000円
資本組入額 500円
29. 有償第三者割当増資 普通株式 240,000株
割当先 ミナト・フィナンシャル・パートナーズ株式会社、藤田善弘、富永朋、牧大介、津村佳宏、柳田晃嗣
発行価格 1,000円
資本組入額 500円
30. 資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、資本準備金へ振り替えたものであります（減資割合86.9%）。
31. 有償第三者割当増資 普通株式 50,000株
割当先 株式会社NAGAYOSHI
発行価格 1,000円
資本組入額 500円
32. 有償第三者割当増資 普通株式 100,000株
割当先 林郁
発行価格 1,000円
資本組入額 500円
33. 新株予約権行使の行使によるものであります。
34. 資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、資本準備金へ振り替えたものであります（減資割合53.9%）。
35. 新株予約権行使の行使によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	2	2	103	－	－	136	243	－
所有株式数（単元）	－	8,814	8,250	128,438	－	－	84,565	230,067	2,501
所有株式数の割合（％）	－	3.83	3.58	55.83	－	－	36.76	100	－

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 23,006,700	230,067	単元株式数は100株であります。 （注）
単元未満株式	2,501	—	—
発行済株式総数	23,009,201	—	—
総株主の議決権	—	230,067	—

（注）2025年9月30日現在においては、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めておりましたが、2025年10月30日を効力発生日として譲渡制限条項を廃止しており、本書提出日現在の内容は「権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。」となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、配当原資確保のための収益力を強化し、中長期的には継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当を行う場合は年1回の配当を期末に行うことを基本方針としておりますが、期末配当の基準日を10月31日、中間配当の基準日を4月30日と定款に定めており、また、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

現時点では、当社グループは成長過程にあると認識しており、内部留保資金は事業の拡充や組織体制整備への投資に充当し、継続的な事業成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。今後、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、株主への利益還元、内部留保、従業員への分配等の最適な割合を検討してまいります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。最近事業年度においては、上記の理由から配当を実施しておりません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「フェアに挑戦できる、未来を創る。」を実現するためには、当社グループの社会的責任と公共性を強く認識し、社会からの高い信頼性を得ることが不可欠であると考えております。

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題として、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

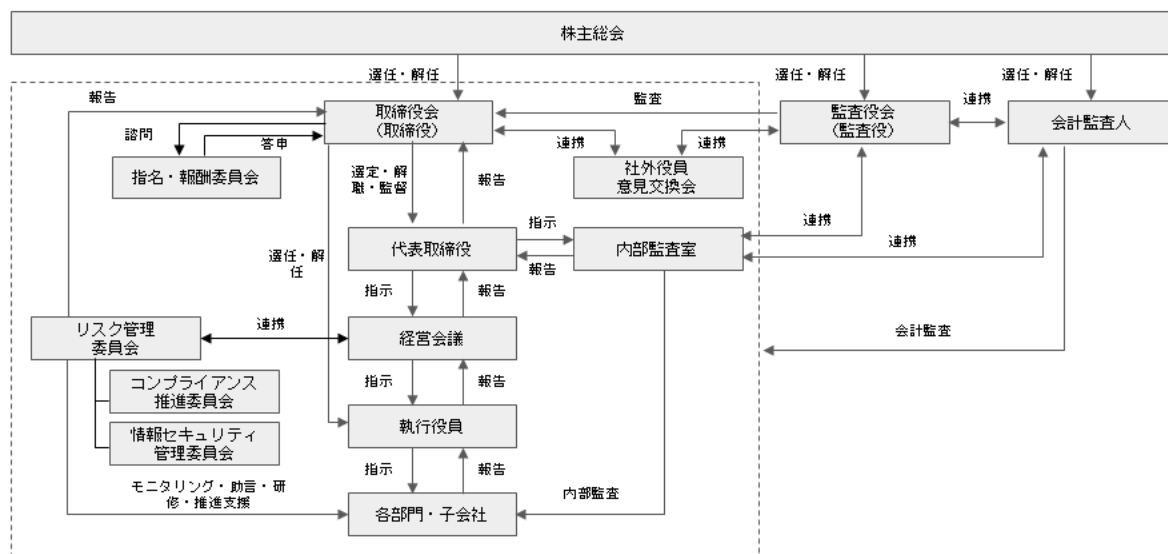
② 企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

a) 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会、監査役及び監査役会、会計監査人を設置しており、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、企業統治の体制強化を図っております。

(企業統治の体制の状況)

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制は、以下のとおりであります。



(取締役会)

当社の取締役会は、取締役6名（うち、社外取締役2名）により構成されております。取締役会は原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。取締役会には監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

提出日現在の取締役は以下のとおりであります。

柴原 祐喜（議長、代表取締役CEO）
大浦 学（代表取締役COO）
二又 浩（取締役）
布施 知芳（取締役）
守屋 実（社外取締役）
森 亮介（社外取締役）

(監査役及び監査役会)

当社の監査役会は、社外監査役3名（うち、常勤監査役1名）で構成されております。監査役会は、原則毎月1回の定例監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。各監査役は、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるとともに経営監視の役割を担い、また、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議への参加等を通じ、取締役の職務執行を監査するとともに、内部監査室及び会

計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。監査役会におきましては、監査計画の策定、監査実施状況の報告、その他各監査役相互の情報共有を図っております。

提出日現在の監査役は、以下のとおりであります。

森田 均（議長、社外監査役（常勤））
金井 重高（社外監査役）
森田 亮介（社外監査役）

（社外役員意見交換会）

常勤の社外監査役は、原則３か月に１回、当社の社外取締役及び社外監査役が参加する社外役員意見交換会を開催しております。社外役員意見交換会では、社外取締役と社外監査役との間で情報交換や認識共有を図っております。

（指名・報酬委員会）

当社は、取締役の指名や報酬に関する諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、代表取締役１名と社外取締役２名により構成され、取締役会の諮問機関として客観的かつ構成的視点から、取締役に関する、選任方針、候補者の妥当性、報酬制度及び個人ごとの報酬額の妥当性等について審議し、答申を行っております。

提出日現在の構成員は、以下のとおりであります。

森 亮介（議長、社外取締役）
柴原 祐喜（代表取締役ＣＥＯ）
守屋 実（社外取締役）

（経営会議）

当社は、業務意思決定機関及び取締役会の事前審議機関として経営会議を設置しております。経営会議は、代表取締役ＣＥＯを議長とし、常勤取締役及び執行役員により構成され、原則週１回開催するほか、必要に応じて臨時の経営会議を開催しております。経営会議では、経営上の重要事項に関する進捗状況の報告を受け、業務上の重要事項について審議・決定するとともに、適正かつ効率的な経営の推進を行っております。なお、社外取締役及び常勤監査役はオブザーバーとして参加し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

（リスク管理委員会）

当社は、当社グループに関する各種リスクを特定し、その分析及び評価を行い、全社的なリスクマネジメントを実践するため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、リスク管理統括責任者を委員長とし、代表取締役ＣＥＯ、代表取締役ＣＯＯ、各本部長及び各ＣｘＯが出席しており、原則月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。経営上及び内部統制上のリスク管理を行い、リスクに係る取組みの推進、社内研修等の実施のほか、リスク発生事項の定期報告等を行うとともに、その対応や対策についても協議を行っております。

（コンプライアンス推進委員会）

当社は、コンプライアンスの推進に向けた取り組み、課題、問題事象への対応を報告及び議論することを目的として、リスク管理委員会の下部機関として、コンプライアンス推進委員会を設置しております。コンプライアンス推進委員会は、内部管理統括責任者を委員長とし、レギュレーション本部長及び各本部の部長が出席しており、原則月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。コンプライアンスに係る取組みの推進、社内研修等の実施のほか、コンプライアンス違反事項の定期報告等を行うとともに、その対応や対策についても協議を行っております。

（情報セキュリティ管理委員会）

当社は、情報管理に関する各種規程の実施・運用・推進及び改訂に関する事項を協議するため、リスク管理委員会の下部機関として、情報セキュリティ管理委員会を設置しております。情報セキュリティ管理委員会は、内部管理統括責任者を委員長とし、コンプライアンス部長を副委員長とし、管理部長、システム開発本部長、同本部内各部長、投資家審査部長、内部監査室長が出席しており、原則月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

(内部監査室)

当社は、独立した内部監査室を設けており、当社及び子会社の全部門を網羅するように内部監査を実施しております。内部監査室長は、監査役及び監査役会、会計監査人と連携を図りつつ、内部監査計画に基づき、監査を実施し、監査結果を代表取締役ＣＥＯに報告するとともに、被監査部門の改善指導・改善状況を確認し、内部監査の実効性の向上に努めております。

(会計監査人)

当社は、監査法人アヴァンティアを会計監査人に選任し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

b) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社グループは、プライマリー領域、グロース領域、セカンダリー領域から構成される未上場企業エクイティプラットフォーム事業を行っております。スタートアップを取り巻く環境は、2022年に政府が公表した「スタートアップ育成5か年計画」による後押しもあり、規制緩和など急速に変化しております。そのような変化に合わせてサービスを展開していくために、同時に、ガバナンスの強化を行っていくために、多様なバックグラウンドを持つ経営層がスピーディーかつガバナンスの担保を取りながら経営に取り組んでいくことが必要と考えております。

そのような中、当社は、企業価値の最大化と持続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役及び監査役会による適法性監査の二重チェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を採用しております。また、内部監査室長と監査役との連携を強化することにより、経営の監視及び監督機能の充実及び強化に努めております。

当社は、取締役が相互に牽制できる体制となっており、また社外取締役を2名選任し、豊富な経験と専門性に基づき客観的・中立的な立場で経営全般の監視・監督を行っております。当該体制により経営の透明性・健全性が確保でき、ガバナンスの実効性の確保につながると考えております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、取締役会、その他重要会議により当社の職務の執行が有効的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りに努めております。その他、役員及び従業員の職務遂行に対し各種社内規程を整備し、役員及び従業員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制の確保に努めております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制構築の基本方針として、「内部統制システム構築の基本方針」を定めております（2025年7月11日改定）。

「内部統制システム構築の基本方針」

a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会や経営会議などの重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限要領に基づいて決裁した文書など、取締役の職務執行に係る情報は法令ならびに諸規程の定めるところにより文書または電磁的媒体に記録し、適切に保管・管理する。
- ・各部署で業務遂行に伴って職務権限要領に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理する。
- ・これらの情報は、主管部署が情報セキュリティ基本規程に基づき、情報資産の安全性の確保を適切に実施するものとし、取締役、監査役は、これらの文書または電磁的媒体を常時閲覧できる。また、会社は会計監査人の求めに応じて閲覧に協力する。

b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、損失の危険の管理に関する「リスク管理規程」などの諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い、損失の危険の管理を行う。
- ・取締役会は、会社の健全な運営と持続的な事業の発展を確保するため、リスク管理委員会を設置し、会社を取り巻くリスクの特定、評価、対応策の策定、モニタリング並びにリスク管理体制の整備・運用に努め、リスク管理委員会は、定期的にその活動状況を取締役に報告する。
- ・識別したリスクについて、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はリスク管理委員会（下部組織である情報セキュリティ委員会及びコンプライアンス推進委員会を含む）が行い、個別のリスクは各部門

が行う。

- ・内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、代表取締役役に報告する。
- ・不測の事態が発生した場合、リスク管理委員会は、必要に応じて外部専門機関と連携して迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止する。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は機動的な職務の執行を目的として法令の範囲内で一部の権限を経営会議に委譲し、取締役会は月に1回及び必要に応じて適宜開催し、経営の重要事項の検討・決議を行い、経営会議は週に1回及び必要に応じて適宜開催し、取締役会から授権された範囲内で経営上の意思決定及び業務執行を推進する。
- ・代表取締役は、代表取締役の諮問機関を兼ねる経営会議に重要な意思決定等を諮問し、経営会議の意見を参考にして取締役会で決定された経営方針に基づき、業務執行を行う。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための諸規程を整備し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、各部門に権限を委譲することで、事業運営の迅速化、効率化を図る。
- ・取締役会事務局は、取締役会に上程が予定されている議案について、社外取締役及び社外監査役に事前説明を行い、取締役会における議論の活発化・効率化を図る。

d. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令や定款、諸規則への適合性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、取締役会は、業務執行の決定と取締役及び経営会議の職務執行の監督を行い、監査役は、取締役及び経営会議の職務執行の監査を行う。
- ・社外取締役及び社外監査役は、取締役及び経営会議の職務執行状況など経営の管理・監督状況について意見交換を行い、必要がある場合は提言する。
- ・取締役会は、職務執行に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い業務を執行し、内部監査室はこれを監査する。
- ・リスク管理委員会の下部組織としてコンプライアンス推進委員会を設置し、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜実施し、法令や社会的規範などの遵守に対する意識の定着・維持・向上を図る。
- ・コンプライアンス推進委員会は、各部門のコンプライアンスに関する課題を継続的に識別し、各部門の対応状況をモニタリングし、リスク管理委員会を通じて取締役会にこれを報告すると同時に、必要に応じて各部門を指導する。
- ・内部通報制度を設け、法令違反やコンプライアンス違反、それら疑義のある行為などについて、問題の未然防止と早期発見を図り、適切かつ迅速に対応する。

e. 当社グループにおける業務の適正を確保する体制

- ・当社は、FUNDINNOグループにおける経営の健全性の確保及び効率性の向上を図るため、当社内に子会社管理の主管部門を定め、必要に応じ子会社に取り締役及び監査役を派遣する。当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
- ・FUNDINNOグループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正性の確保のため、子会社は、当社の取締役会及び経営会議にて、子会社の事業運営に関する重要な事項について事前に協議し、当社の取締役会に事業運営の報告を行う。
- ・当社の経営会議、リスク管理委員会及びその下部組織であるコンプライアンス推進委員会、情報セキュリティ管理委員会は、グループ一体管理を行う。
- ・当社の内部監査室は、子会社の業務の適正性について監査を行う。
- ・その他、この基本方針に定めた事項について、子会社の適切な業務運営に必要な範囲において準用するものとする。

f. 監査役の職務をその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、会社は監査役会と協議のうえ適切な人材を配置し、監査役会の職務の補助を指示する。
- ・監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けない。
- ・当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。
- ・当該使用人の人事異動、人事評価等については、事前に監査役会に説明し、監査役会が必要な場合、変更を

申し入れることができるものとし、その使用人の取締役からの独立性を確保する。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- ・取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を監査役に報告し、監査役の情報収集、情報交換が適切に行えるよう協力する。
- ・取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項等の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ・当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを規程に明記し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、代表取締役と定期的に又は随時意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとする。
- ・監査役は、内部監査人と定期的に又は適時情報交換を行い、相互の連携を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。また、会計監査人から会計監査の状況の説明を受けるなど必要な連携を行い、監査役監査の実効性の向上を図るものとする。
- ・監査役の職務執行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。
- ・当社は、監査役から職務の執行について必要な費用が請求されたときは、当該請求にかかる費用が監査役の職務の遂行に必要な費用ではないと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。また、監査役の職務に必要な費用を負担するため一定額の予算を設ける。

i. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の整備を行い、その運用を行う。
- ・財務報告に係る内部統制システムの整備・運用にあたっては、各部門における自己点検及び内部監査室によるモニタリングを継続的に行ってこれを評価し、不備があれば速やかに必要な是正を行う。

j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、不当要求は拒絶することを基本方針とし、これを明文化し社内外に周知する。取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合は速やかに取引を解消する。
- ・反社会的勢力対応統括部門を定め、情報の一元管理及び蓄積を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行うものとする。
- ・反社会的勢力排除に向けて、新規に取引をする際は事前に反社会的勢力排除チェックを行い、継続取引に関しては、1年に1回、すべての取引先の反社会的勢力排除チェックを行うものとする。また、役員の選任時及び従業員の採用時には、事前に反社会的勢力排除チェックを行うものとする。
- ・反社会的勢力による不当要求に備え、警察や弁護士などの専門家と協力体制を構築し、不当要求が発生した場合、これら専門家と連携し、対応するものとする。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」「情報セキュリティ基本規程」を定め、リスク管理体制の整備を行っております。全社的なリスクマネジメントの推進に向けた取り組みのため、リスク管理委員会、その下部機関としてコンプライアンス推進委員会及び情報セキュリティ管理委員会を設置し、各種リスクの特定並びに分析及び評価やコンプライアンスに係る施策や課題等への対応を行っております。

⑤ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社グループは、連結子会社1社を有しており、関係会社に対する管理は、関係会社との緊密な連携のもとに企業集団としての経営効率の向上を図ることを基本方針とし、関係会社管理規程に基づいて行っております。なお、当社の監査役監査、内部監査は連結子会社も対象としており、内部通報制度はグループ会社も対象としております。また、当社が必要と認めたときは、双方合意により、制度、規程を連結子会社に適用できることとしております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役及び監査役の選任の決議要件

当社の取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議の要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(自己株式の取得)

当社は、機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(取締役及び監査役の責任免除)

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

(剰余金の配当等の決定機関)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

⑩ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑪ 取締役会の活動状況

最近事業年度における取締役会の開催状況及び取締役会の構成員である各取締役の出席状況は以下のとおりであります。（2024年10月末日現在）

氏名	会社における地位	開催回数	出席回数
柴原 祐喜	代表取締役CEO	14回	14回
大浦 学	代表取締役COO	14回	14回
二又 浩	取締役	14回	14回
平石 智紀	取締役	14回	14回
布施 知芳	取締役	14回	14回
守屋 実	社外取締役	14回	14回

（注） 1. 上記の取締役会の開催日のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2. 平石智紀は、2025年1月24日付で当社取締役を退任しております。

取締役会におきましては、月次決算や各部門の月次活動状況の報告、予算及び中期経営計画の策定、社内規程の制定又は改定、株主総会の招集及び付議事項の決定、その他経営に関する重要事項について意見交換を行っております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性一名（役員のうち女性の比率－％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 CEO	柴原 祐喜	1984年5月31日生	2012年5月 EDENZFEEL(株) 設立 代表取締役就任 2015年11月 (株)日本クラウドキャピタル (現 当社) 設立 代表取締役CEO就任 (現任) 2022年4月 (株)JCC 設立 代表取締役就任 (現任)	(注) 3	2,393,333 (注) 5
代表取締役 COO	大浦 学	1987年8月12日生	2012年5月 EDENZFEEL(株) 設立 取締役就任 2015年11月 (株)日本クラウドキャピタル (現 当社) 設立 代表取締役COO就任 (現任) 2022年4月 (株)JCC 設立 代表取締役就任 (現任) 2024年1月 (株)FUNDINNO GROWTH 取締役就任 2024年11月 (株)FUNDINNO GROWTH 代表取締役就任 (現任)	(注) 3	2,393,333 (注) 5
取締役	二又 浩	1954年1月2日生	1978年4月 八千代証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 入社 2011年6月 MUSAビジネスサービス(株) 監査役就任 2016年1月 (株)日本クラウドキャピタル (現 当社) 取締役就任 (現任)	(注) 3	－
取締役 レギュレーション 本部長	布施 知芳	1977年4月20日生	2004年7月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2018年7月 (株)日本クラウドキャピタル (現 当社) 入社 執行役員就任、リスク管理本部 (現 レギュレーション本部) 本部長 2019年1月 (株)日本クラウドキャピタル (現 当社) 取締役就任 (現任)	(注) 3	－
取締役	守屋 実	1969年5月1日生	2010年9月 (株)守屋実事務所 設立 代表取締役就任 (現任) 2017年12月 (株)日本クラウドキャピタル (現 当社) 取締役就任 (現任) 2019年8月 (株)日本農業 取締役就任 (現任) 2020年9月 (株)ガラパゴス 取締役就任 (現任) 2022年9月 (株)リヴェラウェア 取締役就任 (現任) 2022年9月 VALT JAPAN(株) 取締役就任 (現任) 2023年2月 ドクターメイト(株) 取締役就任 (現任) 2024年6月 (株)トヨコー 取締役就任 (現任)	(注) 3	25,640
取締役	森 亮介	1984年3月10日生	2007年4月 ゴールドマン・サックス証券(株) 入社 2012年9月 ライフネット生命保険(株) 入社 2016年1月 同社 執行役員就任 2017年6月 同社 取締役就任 2018年6月 同社 代表取締役社長就任 2025年1月 当社 取締役就任 (現任) 2025年7月 GO(株)入社 執行役員CSO Co-CFO就任 (現任)	(注) 3	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	森田 均	1954年9月7日生	1978年4月 東邦生命保険相互会社（現 ジブラルタ生命保険㈱） 入社 1995年4月 Swiss Reinsurance Company Ltd（スイス） 入社 2001年10月 ピーシーエー生命保険㈱（現 ＳＢＩ生命保険㈱） 取締役バイスプレジデント就任 2004年6月 ピーシーエー生命保険㈱（現 ＳＢＩ生命保険㈱） 代表取締役社長兼ＣＥＯ 2006年6月 マニユライフ生命保険㈱ 常務執行役員就任 2012年9月 マニユライフ生命保険㈱ 取締役代表執行役兼ＣＥＯ 2018年9月 ㈱twopoint0 設立 代表取締役就任 2020年8月 チューリッヒ生命準備㈱（現 チューリッヒ生命保険㈱） 監査役就任（現任） 2022年1月 ㈱日本クラウドキャピタル（現 当社） 監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	金井 重高	1979年2月4日生	2004年12月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 入所 2012年7月 野村證券㈱ 出向 2016年4月 金井公認会計士事務所 設立 代表就任（現任） 2017年8月 ㈱さくらさくプラス 監査役就任（現任） 2018年1月 ㈱日本クラウドキャピタル（現 当社） 監査役就任（現任） 2025年7月 ㈱Macbee Planet 取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 4	—
監査役	森田 亮介	1979年2月20日生	2002年10月 中央青山監査法人 入所 2011年11月 最高裁判所司法修習 2012年12月 武内法律事務所 入所 2013年1月 森田亮介公認会計士事務所 開業 代表就任（現任） 2018年1月 ㈱日本クラウドキャピタル（現 当社） 監査役就任 2018年9月 本多・森田法律事務所（現 本多・松尾・吉田法律事務所） 設立 代表就任 2018年10月 ㈱小鍛冶組 監査役就任（現任） 2022年10月 森田法律事務所 設立 代表就任（現任） 2023年1月 当社 監査役就任（現任）	(注) 4	—
計					4,812,306

- (注) 1. 取締役 守屋実、森亮介は、社外取締役であります。
2. 監査役 森田均、金井重高、森田亮介は、社外監査役であります。
3. 2025年10月10日開催の臨時株主総会の決議による就任日である2025年10月30日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年10月10日開催の臨時株主総会の決議による就任日である2025年10月30日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役ＣＥＯ柴原祐喜及び代表取締役ＣＯＯ大浦学の所有株式数には、両者が共同で設立した資産管理会社である株式会社ＪＣＣが保有する株式数のうち、それぞれの同社の持株比率に応じた株式数を記載しております。なお、両者とも当社の株式は所有しておらず、それぞれ新株予約権480,000個（480,000株）を所有しております。当該会社は、両者が50：50の出資比率で共同所有しております。
6. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うために、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
執行役員 システム開発本部長	神谷 公平
執行役員 FUNDOOR本部長	向井 純太郎
執行役員 プライマリー事業本部長	喜多 宏介
執行役員 経営戦略本部長	牧野 淳
執行役員 経営戦略本部副本部長	平石 智紀
執行役員 コーポレート本部長	高木 崇
執行役員 セキュリティ本部長	大西 健太

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役 守屋実は、スタートアップ企業の取締役として新規事業立上げや事業戦略を中心とした経営全般に数多く関わっており、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適しているため、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社の株式25,640株及び当社の新株予約権210,000個（210,000株）を所有しておりますが、その他、人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役 森亮介は、外資系金融機関勤務及び保険会社の会社経営を経た豊富な知識と経験があり、その専門知識と経験を活かし、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適しているため、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待し、選任しております。なお、当社との間において、人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 森田均は、大手企業の代表取締役として経営全般に関する豊富な知識と経験があり、また、リスク管理・ガバナンス・コンプライアンスに関する深い知見や監査役としての経験も有していることから、その専門知識と経験を活かし、適正かつ独立した立場からの監査を実施することができると判断し、社外監査役に選任しております。なお、当社との間において、人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 金井重高は、公認会計士の資格を保有し、財務及び会計に関する専門的な知見や監査法人での豊富な監査経験、さらには証券会社での勤務経験と金融・証券業界に関する知識を有していることから、その専門知識と経験を活かし、適正かつ独立した立場からの監査を実施することができると判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏は当社の新株予約権2,000個（2,000株）を所有しておりますが、その他、当社との間において、人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 森田亮介は、弁護士の資格を保有しており、会社法務全般に関する豊富な知識と経験があり、監査役としての経験もあるため、その専門知識と経験を活かし、適正かつ独立した立場からの監査を実施することができると判断し、社外監査役に選任しております。なお、当社との間において、人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、東京証券取引所の定める独立性基準を参考に、経歴や当社との関係性を踏まえて客観的かつ専門的な視点で社外取締役及び社外監査役としての職務を遂行できるに足る独立性が確保できることを個別に判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会において内部監査、監査役監査及び会計監査の結果、その他の重要事案についての報告を受け、また、社外役員による意見交換を定期的に行うなどして、社外取締役及び社外監査役の専門性、経験、知見に基づく発言・提言を行っております。

監査役による監査と内部監査は、内部監査室長が監査役に対し、監査方針、監査計画、監査結果について定期的に報告を行い、また、監査結果について監査役会からの依頼がある場合には、必要に応じて追加で監査を行います。加えて、監査役と内部監査室長は、単独又は連携して監査を実施しております。

監査役監査及び会計監査との関係は、会計監査や業務監査を通じお互いの連携を高めるとともに、会計監査人、監査役、内部監査室長による年1回の定期に加え、不定期の三様監査を通じて、相互の監査計画の情報交換及び監査結果等について報告を行い、監査の品質向上を図っております。

監査役と内部統制関連の各部は、監査役からの要請に応じ、必要な報告を行うことで、内部統制上の問題点と改善状況を確認いたします。また、監査役監査により、コンプライアンス違反やリスク管理の不備等を含めた問題を発見した場合には、これらの部署に対し指摘を行い、改善させます。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役監査計画において定められた内容に基づき監査を行い、取締役会及びその他の会議の出席や、重要書類の閲覧をし、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査する他、定期的に業務執行取締役との意見交換及び内部監査室長との意見交換を実施することで、業務執行取締役の職務執行を不足なく監査できる体制を確保しております。監査役会は原則月1回開催し、情報共有を図っております。当社は監査役3名を社外監査役とすることで、経営への監視機能を強化しております。なお、監査役金井重高及び森田亮介は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

最近事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。(2024年10月末日現在)

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外監査役(常勤)	森田 均	14回	14回(100%)
社外監査役	金井 重高	14回	14回(100%)
社外監査役	森田 亮介	14回	14回(100%)

監査役会における具体的な検討内容は、当事業年度における監査計画及び監査方針の制定、監査業務の分担、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの妥当性、会計監査人の選任、会計監査人の監査の方法及び結果の妥当性、監査報告書の作成等の検討等であります。

常勤監査役は、取締役会及び代表取締役に対し、監査計画並びに監査の実施状況結果について適宜報告し、また代表取締役とは定期的な会議を行うことで、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題について意見交換を行い、加えて、必要に応じて取締役や使用人に対し、主要な稟議書や業務執行に関する重要な文書を閲覧し、その説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。

監査役と会計監査人は定期的に会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。また、内部監査室長及び会計監査人と連携して会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告を行い、監査機能がより有効適切に機能するよう努めております。

② 内部監査の状況

当社は、独立した内部監査室を設けており、内部監査室長1名が年間の監査計画に基づき当社及び子会社の全部門の監査を実施しております。

監査にあたっては、前期の監査結果及び発生した事象の検証を踏まえ、今期の監査方針に基づき、全部門を網羅的に監査する計画を立案し、代表取締役CEOの承認を得て、内部統制システム、コンプライアンス、リスク管理体制の整備や運用状況等の監査を実施しています。監査結果は代表取締役CEOに都度報告すると同時に取締役会にも報告しております。改善事項は適切な部門とのコミュニケーションを図り、対応状況のモニタリングを行っております。

また、内部監査室長は、経営会議やリスク管理委員会等の重要な会議に出席するほか、相互の連携を強化するために監査役及び会計監査人と互いに監査計画、監査結果を報告し、また定期的に意見交換を行うことにより、適正な監査が実施できる体制を確保しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

監査法人アヴァンティア

b 継続監査期間

8年間

c 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 相馬 裕晃
指定社員 業務執行社員 田中 龍之介

- d 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 7 名 その他 3 名

- e 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定方針は特に定めておりませんが、監査法人の業務執行体制、品質管理体制、独立性、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案の上、監査法人アヴァンティアが適任であると判断し、選定しております。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任すること、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に関して株主総会に提出する議案を決定することとしております。

- f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人より品質管理体制、独立性、専門性、年間の監査計画、監査の実施体制等の報告、説明を受け、経理部門や内部監査室等との意見交換を踏まえ、監査役会にて監査法人の評価を行います。

監査役会は、これらの評価方法により、監査法人の業務が適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

- a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	7,760	3,864	13,000	10,535
連結子会社	—	—	—	—
計	7,760	3,864	13,000	10,535

当社における非監査業務の内容としては、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務、システム情報セキュリティに関する業務、SOC2保証報告書の作成業務等であります。

- b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織への報酬（aを除く）

該当事項はありません。

- c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

- d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査証明業務に係る人員、監査日数等を勘案のうえ、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際し、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

- e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役及び会計監査人等から報酬の検討に必要な資料の提示を受け、併せて会計監査人から監査計画の概要、監査項目別の監査時間について説明を受け検討した結果、監査報酬は合理的であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項に定める同意を致しました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

(a) 報酬の基本方針

当社グループは「フェアに挑戦できる、未来を創る。」ため、未上場株式市場を端緒に、未来を切り拓く金融市場の創造に取り組んでおりますが、現状はそのスタートに立ったばかりです。そのような中、当社グループが持続的な事業構築と成長、中長期的な企業価値の向上に取り組み、ステークホルダーからの信頼を獲得していくため、取締役、監査役の報酬について、透明性のある適切な制度設計が重要と考えております。

これを踏まえ、役員の報酬の基本方針は下記のとおりとしております。

- ・短期的な成果のみにとらわれず、中長期的な事業成長のための動機付けを生むものであること。
- ・中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、株価変動リスクを株主の皆様と共有するスキームであること。
- ・当社グループの持続的な成長を実現するため、優秀な人材の獲得や動機付けを可能とするものであること。

(b) 報酬決定プロセス

当社は、2025年8月15日に、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める諮問委員会としての指名・報酬委員会を設置し、報酬決定の客観性、透明性及び公正性を確保する体制を整備いたしました。取締役の報酬制度に関する方針や各取締役の報酬水準、個人別の報酬額などについて、取締役会は指名・報酬委員会に諮問し、その答申をもって決定してまいります。監査役の報酬は監査役の協議を経て決定しております。

なお、指名報酬委員会を設置するまでは、代表取締役が評価を行い、評価結果と根拠を示して社外取締役と協議し、取締役会にて個人別の報酬額を決定しております。

(c) 報酬構成

報酬の種類	内容・決定方法	対象		
		取締役	社外取締役	監査役
基本報酬	毎月支給される定額の金銭報酬であり、役職ごとの職責や責任範囲等により決定。	○	○	○
株式報酬 (ストックオプション)	中長期的な業績拡大及び企業価値増大を目指し、役職ごとの職責や責任範囲等により決定。	○	○	○

(注) 1. 基本報酬及び株式報酬(ストックオプション)の支給割合については定めておりません。

2. 2019年1月30日開催の株主総会において、取締役の報酬限度額は年額500,000千円以内(決議時点における取締役の員数7名)、監査役の報酬限度額は年額100,000千円以内(決議時点における監査役の員数3名)とそれぞれ決議されております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	60,434	60,434	—	—	—	—	5
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—	—
社外役員	11,400	11,400	—	—	—	—	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表、中間連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

(3) 当社の第3四半期連結会計期間（2025年5月1日から2025年7月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年11月1日から2025年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

(4) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」に準拠して作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前連結会計年度（2022年11月1日から2023年10月31日まで）及び当連結会計年度（2023年11月1日から2024年10月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2022年11月1日から2023年10月31日まで）及び当事業年度（2023年11月1日から2024年10月31日まで）の財務諸表について、監査法人アヴァンティアにより監査を受けております。

(2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間連結会計期間（2024年11月1日から2025年4月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる期中レビューを受けております。

(3) 当社は、第3四半期連結会計期間（2025年5月1日から2025年7月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年11月1日から2025年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について連結財務諸表等に的確に反映する体制を構築するため、公益財団法人財務会計基準機構が公表する会計基準等に係る情報を適時に取得するとともに、監査法人等が主催するセミナーへ参加し情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,593,495	3,951,699
預託金	251,959	260,136
顧客分別金信託	251,959	260,136
売掛金	7,792	17,538
契約資産	195,246	109,823
立替金	265	348
顧客への立替金	265	348
前払費用	45,818	53,852
未収収益	52,076	31,900
その他	55,648	21,028
貸倒引当金	△4,182	△2,471
流動資産合計	4,198,119	4,443,856
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,015	64,023
器具備品	4,224	32,361
その他	2,815	—
有形固定資産合計	※ 15,054	※ 96,385
無形固定資産		
ソフトウェア	221,682	—
ソフトウェア仮勘定	20,279	502
のれん	167,458	—
その他	1,750	—
無形固定資産合計	411,172	502
投資その他の資産		
投資有価証券	71	71
敷金	65,002	62,369
長期前払費用	591	1,634
その他	4,204	4,850
投資その他の資産合計	69,869	68,925
固定資産合計	496,096	165,813
資産合計	4,694,216	4,609,669

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	135,971	78,212
顧客からの預り金	941	428
募集等受入金	126,271	70,940
その他の預り金	8,758	6,843
1年内返済予定の長期借入金	1,344	1,344
前受金	7,703	10,594
買掛金	25,217	14,368
未払金	83,063	151,888
未払費用	73,445	81,903
未払法人税等	4,324	4,696
未払消費税等	2,083	192
流動負債合計	333,155	343,199
固定負債		
長期借入金	2,576	1,232
固定負債合計	2,576	1,232
負債合計	335,731	344,431
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	8,378,637	9,707,037
利益剰余金	△4,120,656	△5,542,303
株主資本合計	4,357,980	4,264,733
新株予約権	504	504
純資産合計	4,358,484	4,265,237
負債純資産合計	4,694,216	4,609,669

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (2025年4月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,991,550
預託金	306,725
顧客分別金信託	306,725
売掛金	23,664
契約資産	17,820
立替金	49
その他の立替金	49
前払費用	55,647
未収収益	176,757
その他	11,500
貸倒引当金	△3,873
流動資産合計	4,579,841
固定資産	
有形固定資産	
建物	61,716
器具備品	31,179
有形固定資産合計	※ 92,896
無形固定資産	
ソフトウェア	3,917
ソフトウェア仮勘定	7,172
その他	942
無形固定資産合計	12,032
投資その他の資産	
投資有価証券	71
敷金	61,104
長期前払費用	833
その他	11,077
投資その他の資産合計	73,086
固定資産合計	178,015
資産合計	4,757,856

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2025年4月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	157,068
顧客からの預り金	2,295
募集等受入金	146,172
その他の預り金	8,600
1年内返済予定の長期借入金	1,344
前受金	13,350
買掛金	11,849
未払金	117,321
未払費用	94,339
未払法人税等	2,975
未払消費税等	36,612
賞与引当金	1,166
流動負債合計	436,027
固定負債	
長期借入金	560
固定負債合計	560
負債合計	436,587
純資産の部	
株主資本	
資本金	175,000
資本剰余金	9,782,037
利益剰余金	△5,636,271
株主資本合計	4,320,765
新株予約権	504
純資産合計	4,321,269
負債純資産合計	4,757,856

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
営業収益		
受入手数料	270,574	823,904
委託手数料	4,731	977
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	256,543	812,226
その他の受入手数料	9,300	10,700
その他の営業収益	329,912	360,901
営業収益計	※1 600,487	※1 1,184,805
金融費用	53	63
売上原価	318,897	316,108
純営業収益	281,536	868,633
販売費及び一般管理費		
取引関係費	265,552	372,282
人件費	733,666	832,883
不動産関係費	14,469	54,836
事務費	361,023	350,027
減価償却費	26,431	32,713
租税公課	20,140	12,556
貸倒引当金繰入額	2,347	6,361
のれん償却額	41,864	41,864
その他	209,315	224,277
販売費及び一般管理費合計	※2 1,674,811	※2 1,927,802
営業損失(△)	△1,393,274	△1,059,168
営業外収益		
受取利息及び配当金	26	320
雑収入	787	4,064
助成金収入	—	1,931
講演料収入	1,564	791
営業外収益合計	2,377	7,107
営業外費用		
解約違約金	—	16,589
支払手数料	38,327	7,360
その他	859	—
営業外費用合計	39,186	23,949
経常損失(△)	△1,430,083	△1,076,010
特別損失		
固定資産除却損	※3 34	※3 7,744
減損損失	—	※4 332,881
投資有価証券評価損	228	—
特別損失合計	263	340,625
税金等調整前当期純損失(△)	△1,430,347	△1,416,636
法人税、住民税及び事業税	3,575	5,010
法人税等合計	3,575	5,010
当期純損失(△)	△1,433,922	△1,421,647
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	—	—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△1,433,922	△1,421,647

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年11月 1 日 至 2023年10月31 日)	当連結会計年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31 日)
当期純損失 (△)	△1,433,922	△1,421,647
包括利益	△1,433,922	△1,421,647
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△1,433,922	△1,421,647
非支配株主に係る包括利益	—	—

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月30 日)
営業収益	
受入手数料	865,308
委託手数料	466
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	856,442
その他の受入手数料	8,400
その他の営業収益	132,575
営業収益計	997,884
金融費用	11
売上原価	117,418
純営業収益	880,454
販売費及び一般管理費	
取引関係費	168,012
人件費	456,628
不動産関係費	22,667
事務費	187,912
減価償却費	6,089
租税公課	2,712
貸倒引当金繰入額	1,502
その他	130,527
販売費及び一般管理費合計	※ 976,052
営業損失 (△)	△95,598
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,000
雑収入	2,703
講演料収入	367
営業外収益合計	5,071
営業外費用	
支払手数料	152
営業外費用合計	152
経常損失 (△)	△90,679
税金等調整前中間純損失 (△)	△90,679
法人税、住民税及び事業税	3,279
法人税等合計	3,279
中間純損失 (△)	△93,959
非支配株主に帰属する中間純損失 (△)	—
親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△93,959

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月30 日)
中間純損失 (△)	△93,959
中間包括利益	△93,959
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△93,959
非支配株主に係る中間包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	3,492,479	△2,686,733	905,745
当期変動額				
新株の発行	1,415,000	1,415,000		2,830,000
新株の発行 （新株予約権の行使）	920,000	920,000		1,840,000
株式交換による増加		216,157		216,157
資本金から資本剰余金への 振替	△2,335,000	2,335,000		—
親会社株主に帰属する当期 純損失（△）			△1,433,922	△1,433,922
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	4,886,157	△1,433,922	3,452,235
当期末残高	100,000	8,378,637	△4,120,656	4,357,980

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,780,504	2,686,249
当期変動額		
新株の発行		2,830,000
新株の発行 （新株予約権の行使）		1,840,000
株式交換による増加		216,157
資本金から資本剰余金への 振替		—
親会社株主に帰属する当期 純損失（△）		△1,433,922
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△1,780,000	△1,780,000
当期変動額合計	△1,780,000	1,672,235
当期末残高	504	4,358,484

当連結会計年度（自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	8,378,637	△4,120,656	4,357,980
当期変動額				
新株の発行	664,200	664,200		1,328,400
資本金から資本剰余金への振替	△664,200	664,200		—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,421,647	△1,421,647
当期変動額合計	—	1,328,400	△1,421,647	△93,247
当期末残高	100,000	9,707,037	△5,542,303	4,264,733

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	504	4,358,484
当期変動額		
新株の発行		1,328,400
資本金から資本剰余金への振替		—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△1,421,647
当期変動額合計	—	△93,247
当期末残高	504	4,265,237

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年11月 1 日 至 2023年10月31 日)	当連結会計年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,430,347	△1,416,636
減価償却費	60,945	90,237
のれん償却額	41,864	41,864
固定資産除却損	34	7,744
減損損失	—	332,881
投資有価証券評価損益 (△は益)	228	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,196	△1,710
受取利息	△26	△320
支払利息	53	63
株式交付費	38,327	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,693	△9,746
契約資産の増減額 (△は増加)	12,014	85,422
前払費用の増減額 (△は増加)	△12,663	△8,034
預託金の増減額 (△は増加)	△50,213	△8,177
未収収益の増減額 (△は増加)	△3,753	20,176
仕入債務の増減額 (△は減少)	25,217	△10,849
未払金の増減額 (△は減少)	75,016	67,899
未払費用の増減額 (△は減少)	△97,429	8,457
前受金の増減額 (△は減少)	5,476	2,890
預り金の増減額 (△は減少)	△106,667	△57,758
その他	2,686	30,953
小計	△1,438,732	△824,641
利息及び配当金の受取額	26	320
利息の支払額	△53	△63
法人税等の支払額	△1,544	△4,639
法人税等の還付額	2	4
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,440,300	△829,020
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6,908	△104,426
無形固定資産の取得による支出	△122,082	△34,894
敷金及び保証金の差入による支出	△64,477	—
敷金及び保証金の回収による収入	—	1,912
資産除去債務の履行による支出	—	△2,423
投資活動によるキャッシュ・フロー	△193,468	△139,831
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△2,576	△1,344
株式の発行による収入	2,791,672	1,328,400
新株予約権の発行による収入	60,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,849,096	1,327,056
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,215,327	358,203
現金及び現金同等物の期首残高	2,370,980	3,593,495
株式交換による現金及び現金同等物の増加額	※2 7,187	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,593,495	※1 3,951,699

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失 (△)	△90,679
減価償却費	7,354
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,401
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,166
受取利息	△2,000
支払利息	11
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,125
契約資産の増減額 (△は増加)	92,003
前払費用の増減額 (△は増加)	△1,794
預託金の増減額 (△は増加)	△46,588
未収収益の増減額 (△は増加)	△144,857
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,519
未払金の増減額 (△は減少)	△34,566
未払費用の増減額 (△は減少)	12,435
未払又は未収消費税等の増減額	44,040
前受金の増減額 (△は減少)	2,755
預り金の増減額 (△は減少)	78,855
その他	△3,274
小計	△92,382
利息及び配当金の受取額	2,000
利息の支払額	△11
法人税等の支払額	△5,000
法人税等の還付額	46
営業活動によるキャッシュ・フロー	△95,347
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,440
無形固定資産の取得による支出	△11,689
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,129
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△672
株式の発行による収入	150,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	149,328
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	39,851
現金及び現金同等物の期首残高	3,951,699
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 3,991,550

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社FUNDINNO GROWTH

なお、株式会社FUNDINNO GROWTHは、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

なお、2022年11月1日を取得日として連結子会社化した株式会社FUNDINNO GROWTHは、当連結会計年度より10月末日に決算期を変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、2022年11月1日から2023年10月31日までの12か月間を連結しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年

器具備品 4～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」

「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」では、株式発行による資金調達を行いたい企業に対し、投資家と企業とを繋ぐ当社のプラットフォームの提供を行い、企業が実施した資金調達の成約金額に応じた手数料を収受しております。

その履行義務は、資金調達を実施する企業へのプラットフォームの提供であり、プラットフォームを利用した企業の資金調達が成約した時点において、収益を認識しております。

また、当初の申込期間最終日に目標金額に達し、かつ申込期間の延長をする場合、当初の約定予定日時点における成約金額に応じた手数料を収益認識し、延長後の最終約定日に当初の約定予定日時点から延長後の最終約定日までの期間の成約金額に応じた手数料を収益認識しております。

② 「FUNDOR」

「FUNDOR」は、顧客の株主管理・経営管理をサポートするプラットフォームであり、「FUNDOR」を利用している顧客から月額利用料金を収受しております。また、ODMに係る開発受託料を収受しております。

「FUNDOR」を利用している顧客に対しては、随時顧客に対して「FUNDOR」を提供することが履行義務であり、当該履行義務は契約期間にわたり充足されるものであることから、顧客との契約期間にわたり収益を認識しております。また、ODMに係る開発受託については、委託されたシステム開発及びODM先への納品が履行義務であり、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

③ 「FUNDINNO GROWTH」

「FUNDINNO GROWTH」は、顧客の人材採用を支援するサービスを提供しており、当社グループが紹介した求職者が顧客に入社した場合に、成功報酬を収受しております。また、顧客の採用業務の支援をするRPO（Recruitment Process Outsourcing）サービスを提供しており、RPOサービスを利用している顧客から月額報酬を収受しております。

人材採用を支援するサービスの履行義務は、顧客に対する求職者の紹介及び採用支援であり、当社グループが紹介した求職者が顧客に入社した時点において、収益を認識しております。また、RPOサービスの履行義務は、顧客に対して採用業務の支援サービスを提供することであり、当該履行義務は契約期間にわたり充足されるものであることから、顧客との契約期間にわたり収益を認識しております。

④ 「FUNDINNO MARKET」

「FUNDINNO MARKET」は、未上場株式の売買ができる株式取引プラットフォームであり、企業の株式の売り手となる投資家から売買金額に応じた売買手数料を収受しております。

その履行義務は、株式の売買を行う投資家へのプラットフォームの提供であり、プラットフォームを利用した株式の売買が成立した時点において、収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当連結会計年度（自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日）

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1 社
連結子会社の名称 株式会社FUNDINNO GROWTH

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

其他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産

貯蔵品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
器具備品	4～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」

「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」では、株式発行による資金調達を行いたい企業に対し、投資家と企業とを繋ぐ当社のプラットフォームの提供を行い、企業が実施した資金調達の成約金額に応じた手数料を収受しております。

その履行義務は、資金調達を実施する企業へのプラットフォームの提供であり、プラットフォームを利用した企業の資金調達が成約した時点において、収益を認識しております。

また、当初の申込期間最終日に目標金額に達し、かつ申込期間の延長をする場合、当初の約定予定日時点における成約金額に応じた手数料を収益認識し、延長後の最終約定日に当初の約定予定日時点から延長後の最終約定日までの期間の成約金額に応じた手数料を収益認識しております。

② 「FUND00R」

「FUND00R」は、顧客の株主管理・経営管理をサポートするプラットフォームであり、「FUND00R」を利用している顧客から月額利用料金を収受しております。また、ODMに係る開発受託料を収受しております。

「FUND00R」を利用している顧客に対しては、随時顧客に対して「FUND00R」を提供することが履行義務であり、当該履行義務は契約期間にわたり充足されるものであることから、顧客との契約期間にわたり収益を認識しております。また、ODMに係る開発受託については、委託されたシステム開発及びODM先への納品が履行義務であり、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

③ 「FUNDINNO GROWTH」

「FUNDINNO GROWTH」は、顧客の人材採用を支援するサービスを提供しており、当社グループが紹介した求職者が顧客に入社した場合に、成功報酬を収受しております。また、顧客の採用業務の支援をするRPO（Recruitment Process Outsourcing）サービスを提供しており、RPOサービスを利用している顧客から月額報酬を収受しております。

人材採用を支援するサービスの履行義務は、顧客に対する求職者の紹介及び採用支援であり、当社グループが紹介した求職者が顧客に入社した時点において、収益を認識しております。また、RPOサービスの履行義務は、顧客に対して採用業務の支援サービスを提供することであり、当該履行義務は契約期間にわたり充足されるものであることから、顧客との契約期間にわたり収益を認識しております。

④ 「FUNDINNO MARKET」

「FUNDINNO MARKET」は、未上場株式の売買ができる株式取引プラットフォームであり、企業の株式の売り手となる投資家から売買金額に応じた売買手数料を収受しております。

その履行義務は、株式の売買を行う投資家へのプラットフォームの提供であり、プラットフォームを利用した株式の売買が成立した時点において、収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1 一定の期間にわたり認識する収益

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

進捗度の見積りを伴う一定の期間にわたり充足される履行義務に係る営業収益	242,715千円
契約資産	195,246 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり充足される履行義務について、期間のごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、プロジェクト総工数の見積に対する実際発生工数の割合(インプット法)で算出しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る営業収益の見積りの基礎となるプロジェクト総工数における主要な仮定は、契約内容や仕様等の情報に基づきプロジェクトの完了に必要な工数であります。

③ 重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

プロジェクト総工数の見積りについて、プロジェクトの進捗に伴い継続的に見直しを行っておりますが、一定の不確実性を伴うことから、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産	15,054千円
無形固定資産	411,172 〃
減損損失	— 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、未上場企業エクイティプラットフォーム事業の単一事業であることから、全社を一つの単位としてグルーピングを行っております。また、共用資産及びのれんについては、共用資産及びのれんを含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することにより、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

減損損失の認識及び測定において使用する将来キャッシュ・フローは、取締役会において承認された事業計画を基礎として行われ、見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、営業収益、純営業収益率、販売費及び一般管理費であります。

③ 重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

事業計画の見積りについて、将来の不確実性により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

当連結会計年度（自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日）

1 一定の期間にわたり認識する収益

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

進捗度の見積りを伴う一定の期間にわたり充足される履行義務に係る営業収益	246,900千円
契約資産	109,823 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり充足される履行義務について、期間のごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、プロジェクト総工数の見積りに対する実際発生工数の割合（インプット法）で算出しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る営業収益の見積りの基礎となるプロジェクト総工数における主要な仮定は、契約内容や仕様等の情報に基づきプロジェクトの完了に必要な工数であります。

③ 重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

プロジェクト総工数の見積りについて、プロジェクトの進捗に伴い継続的に見直しを行っておりますが、一定の不確実性を伴うことから、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産	96,385千円
無形固定資産	502 〃
減損損失	332,881 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループでは、従来、プライマリー領域、セカンダリー領域、グロース領域の3領域から成るFUNDINNO事業は、複数機能を有する有機的一体のプラットフォームであり、各事業領域において採算性を判断することは困難であることから、同一の単位でグルーピングをしておりました。

しかし、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）等の規制緩和を受け、「FUNDINNO」の基盤を用いて「FUNDINNO PLUS+」の実行体制を構築するとともに、経営資源の再配分を行い、「FUNDINNO PLUS+」による大型募集案件の創出に注力する方針としたことから、管理会計上の区分を全社から各事業領域別に見直すことと致しました。

これに伴い、固定資産のグルーピング単位を、各サービスを独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に変更しております。また、共用資産及びのれんについては、共用資産及びのれんを含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することにより、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

減損損失の認識及び測定において使用する将来キャッシュ・フローは、取締役会において承認された事業計画を基礎として行われ、見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、営業収益、純営業収益率、販売費及び一般管理費であります。

③ 重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

事業計画の見積りについて、将来の不確実性により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

1 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、I F R S 第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、I F R S 第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、I F R S 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、I F R S 第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2 適用予定日

2028年10月期の期首から適用します。

3 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	22,013千円	33,981千円

(連結損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

その他の営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

その他の営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
給料及び手当	535,997千円	613,611千円
外注費	356,236 "	344,229 "
広告宣伝費	199,719 "	306,847 "
貸倒引当金繰入額	2,347 "	6,361 "

※3 固定資産除却損の内容

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
建物附属設備	一千円	7,744千円
工具、器具及び備品	34 "	0 "

※4 減損損失

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア等	207,287
	その他	のれん	125,594

当社グループは、原則として、各サービスを独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。また、共用資産及びのれんについては会社単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業用資産として使用しているソフトウェアについて、事業計画に対する進捗が当初計画を下回っており、当初見込んでいた収益の達成が遅れていることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（207,287千円）として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、割引率に係る記載を省略しております。

また、のれんについては、株式会社FUNDINNO GROWTHの買収時に超過収益力を見込んで計上をしておりましたが、当連結会計年度において当初想定していた収益が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（125,594千円）として特別損失に計上しております。

なお、使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,728,486	5,562,315	—	21,290,801

(注) 普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式交換による増加 432,315株

第三者割当増資による増加 2,830,000株

新株予約権の行使による増加 2,300,000株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	504
第3回新株予約権	普通株式	320,000	—	—	320,000	—
CE1種有償新株予約権(注)	—	—	—	—	—	—
合計	—	320,000	—	—	320,000	504

(注) CE1種有償新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、当該新株予約権が行使されるまで確定しないため、記載を省略しております。なお、当連結会計年度において、CE1種有償新株予約権の行使により、普通株式2,300,000株を発行しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	21,290,801	1,328,400	—	22,619,201

（注） 普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加 1,328,400株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	504
第3回新株予約権	普通株式	320,000	—	—	320,000	—
合計	—	320,000	—	—	320,000	504

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）	当連結会計年度 （自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）
現金及び預金勘定	3,593,495千円	3,951,699千円
現金及び現金同等物	3,593,495千円	3,951,699千円

※2 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

株式交換により新たに株式会社FUNDINNO GROWTHを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産 8,647千円

資産合計 8,647 〃

流動負債 1,813 〃

負債合計 1,813 〃

なお、流動資産には連結開始時の現金及び現金同等物7,187千円が含まれており、「株式交換による現金及び現金同等物の増加額」に計上しております。また、株式交換に伴う新株発行により増加した資本剰余金は216,157千円であります。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる業務は、特定投資家向けに有価証券の募集又は売出し等を行う第一種金融商品取引業及び株式投資型クラウドファンディングを通じて未上場株式の募集等を行う第一種少額電子募集取扱業務であります。

これらの事業を行うため、当社グループは、必要な資金調達については金融機関からの借入や第三者割当増資により行う方針としております。また、資金運用については安全性の高い金融資産により運用し、投機的な取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、取引先の信用リスクに晒されております。なお、顧客分別金信託は、金融商品取引法に基づき当社の固有の財産と分別され信託銀行に信託されていますが、その信託財産は信託法により保全されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の財務状況の悪化等の信用リスクに晒されております。敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、前受金、預り金及び募集等受入金は、いずれも1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で3年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、社内規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。顧客分別金信託については、信用度が高く、信用力の高い金融機関に信託を行っております。敷金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に発行体の財務状況等を把握し、その保有の妥当性を検証しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち76.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	65,002	49,439	△15,562
資産計	65,002	49,439	△15,562
長期借入金 (*3)	3,920	3,862	△57
負債計	3,920	3,862	△57

(*1)「現金及び預金」「預託金」「売掛金及び契約資産」「未収収益」「預り金」「前受金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2023年10月31日)
非上場株式	71

(*3)長期借入金は、「1年以内返済予定長期借入金」を含めております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,593,495	—	—	—
売掛金	7,792	—	—	—
契約資産	195,246	—	—	—
預託金	251,959	—	—	—
敷金	524	—	—	64,477
合計	4,049,017	—	—	64,477

2. 長期借入金及びその他有利子負債の決算日の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,344	1,344	1,232	—	—	—
合計	1,344	1,344	1,232	—	—	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	49,439	—	49,439
資産計	—	49,439	—	49,439
長期借入金	—	3,862	—	3,862
負債計	—	3,862	—	3,862

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる業務は、特定投資家向けに有価証券の募集又は売出し等を行う第一種金融商品取引業及び株式投資型クラウドファンディングを通じて未上場株式の募集等を行う第一種少額電子募集取扱業務であります。

これらの事業を行うため、当社グループは、必要な資金調達については金融機関からの借入や第三者割当増資により行う方針としております。また、資金運用については安全性の高い金融資産により運用し、投機的な取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、取引先の信用リスクに晒されております。なお、顧客分別金信託は、金融商品取引法に基づき当社の固有の財産と分別され信託銀行に信託されていますが、その信託財産は信託法により保全されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の財務状況の悪化等の信用リスクに晒されております。敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、前受金、預り金及び募集等受入金は、いずれも1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で2年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。顧客分別金信託については、信用度が高く、信用力の高い金融機関に信託を行っております。敷金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に発行体の財務状況等を把握し、その保有の妥当性を検証しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち74.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金 (*2)	26,527	20,347	△6,180
資産計	26,527	20,347	△6,180
長期借入金 (*4)	2,576	2,550	△25
負債計	2,576	2,550	△25

(*1)「現金及び預金」「売掛金」「契約資産」「顧客分別金信託」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「前受金」「預り金」「募集等受入金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額35,841千円であります。

(*3)市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2024年10月31日)
非上場株式	71

(*4)長期借入金は、「1年以内返済予定長期借入金」を含めております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,951,699	—	—	—
売掛金	17,538	—	—	—
契約資産	109,823	—	—	—
預託金	260,136	—	—	—
敷金	—	—	—	26,527
合計	4,339,198	—	—	26,527

2. 長期借入金及びその他有利子負債の決算日の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,344	1,232	—	—	—	—
合計	1,344	1,232	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	20,347	—	20,347
資産計	—	20,347	—	20,347
長期借入金	—	2,550	—	2,550
負債計	—	2,550	—	2,550

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2023年10月31日)

1 その他有価証券

その他有価証券は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等のその他有価証券の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりです。

投資有価証券 71千円

2 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、減損処理を行い、投資有価証券評価損228千円(その他有価証券の株式228千円)を計上しております。

当連結会計年度(2024年10月31日)

1 その他有価証券

その他有価証券は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等のその他有価証券の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりです。

投資有価証券 71千円

2 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値はゼロであるため、費用計上はしていません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2017年7月12日	2017年7月12日	2018年3月23日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1 当社監査役 1 社外協力者 2	当社取締役 1 当社従業員 10	当社取締役 1 当社従業員 13
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 168,000株	普通株式 116,000株	普通株式 40,000株
付与日	2017年7月28日	2017年7月28日	2018年3月30日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年7月28日 至 2027年7月27日	自 2019年8月1日 至 2027年5月31日	自 2020年8月1日 至 2027年5月31日

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
決議年月日	2018年 4 月27日	2020年 1 月10日	2020年 1 月30日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1 当社従業員 11	当社取締役 3 当社監査役 3 当社執行役員 2 当社従業員 16	当社取締役 6
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 64,000株	普通株式 434,000株	普通株式 320,000株
付与日	2018年 4 月27日	2020年 1 月29日	2020年 2 月14日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年 8 月 1 日 至 2027年 5 月31日	自 2022年 2 月 1 日 至 2029年 1 月29日	自 2022年 3 月 1 日 至 2030年 1 月29日

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2021年 1 月29日	2022年 5 月20日	2023年 1 月12日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 6 当社執行役員 2 当社従業員 32	当社取締役 6 当社執行役員 2 当社従業員 56	当社執行役員 1 当社従業員 2
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 866,000株	普通株式 866,000株	普通株式 34,000株
付与日	2021年 5 月31日	2022年 8 月31日	2023年 1 月20日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年 6 月 1 日 至 2031年 1 月28日	自 2024年 9 月 1 日 至 2032年 1 月27日	自 2025年 1 月21日 至 2032年 1 月27日

	第11回新株予約権
決議年月日	2023年 1 月27日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 1
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 1,000株
付与日	2023年 1 月31日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2025年 2 月 1 日 至 2033年 1 月26日

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtock・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前 (株)						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)						
前連結会計年度末	168,000	83,000	28,000	57,000	427,000	320,000
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	7,000	—
未行使残	168,000	83,000	28,000	57,000	420,000	320,000

	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	853,000	866,000	—	—
付与	—	—	34,000	1,000
失効	3,000	26,000	—	—
権利確定	850,000	—	—	—
未確定残	—	840,000	34,000	1,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	850,000	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	8,000	—	—	—
未行使残	842,000	—	—	—

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	130	130	390	390	390
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格 (円)	390	500	500	500	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値の評価方法は、DCF法により算定した価格を基礎としております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-------------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 1,579,620千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は付与時点においては未公開企業であり、Stock・オプション等の単位当たりの本源的価値はゼロであるため、費用計上はしておりません。

2 Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2017年7月12日	2017年7月12日	2018年3月23日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1 当社監査役 1 社外協力者 2	当社取締役 1 当社従業員 10	当社取締役 1 当社従業員 13
株式の種類別のStock・オプションの数 (注) 2	普通株式 168,000株	普通株式 116,000株	普通株式 40,000株
付与日	2017年7月28日	2017年7月28日	2018年3月30日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年7月28日 至 2027年7月27日	自 2019年8月1日 至 2027年5月31日	自 2020年8月1日 至 2027年5月31日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2018年4月27日	2020年1月10日	2020年1月30日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1 当社従業員 11	当社取締役 3 当社監査役 3 当社執行役員 2 当社従業員 16	当社取締役 6
株式の種類別のStock・オプションの数 (注) 2	普通株式 64,000株	普通株式 434,000株	普通株式 320,000株
付与日	2018年4月27日	2020年1月29日	2020年2月14日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年8月1日 至 2027年5月31日	自 2022年2月1日 至 2029年1月29日	自 2022年3月1日 至 2030年1月29日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2021年1月29日	2022年5月20日	2023年1月12日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 6 当社執行役員 2 当社従業員 32	当社取締役 6 当社執行役員 2 当社従業員 56	当社執行役員 1 当社従業員 2
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 866,000株	普通株式 866,000株	普通株式 34,000株
付与日	2021年5月31日	2022年8月31日	2023年1月20日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年6月1日 至 2031年1月28日	自 2024年9月1日 至 2032年1月27日	自 2025年1月21日 至 2032年1月27日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	2023年1月27日	2024年1月11日	2024年2月16日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 1	当社取締役 1 当社執行役員 3 当社従業員 35	当社執行役員 1
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 1,000株	普通株式 650,000株	普通株式 10,000株
付与日	2023年1月31日	2024年1月25日	2024年2月16日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2025年2月1日 至 2033年1月26日	自 2026年1月26日 至 2033年1月26日	自 2026年2月17日 至 2034年1月25日

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2024年6月21日	2024年9月6日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 1	当社従業員 1
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 5,000株	普通株式 10,000株
付与日	2024年6月30日	2024年9月30日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2026年7月1日 至 2034年1月25日	自 2026年10月1日 至 2034年1月25日

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前 (株)						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)						
前連結会計年度末	168,000	83,000	28,000	57,000	420,000	320,000
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	2,000	8,000	48,000	—
未行使残	168,000	83,000	26,000	49,000	372,000	320,000

	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
権利確定前 (株)						
前連結会計年度末	—	840,000	34,000	1,000	—	—
付与	—	—	—	—	650,000	10,000
失効	—	28,000	5,000	—	—	—
権利確定	—	812,000	—	—	11,000	—
未確定残	—	—	29,000	1,000	639,000	10,000
権利確定後 (株)						
前連結会計年度末	842,000	—	—	—	—	—
権利確定	—	812,000	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	10,000	3,000	—	—	—	—
未行使残	832,000	809,000	—	—	—	—

	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	5,000	10,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	5,000	10,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	130	130	390	390	390
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格 (円)	390	500	500	500	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1,000	1,000	1,000	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値の評価方法は、DCF法により算定した価格を基礎としております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたスtock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	1,521,240千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたスtock・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,225千円
フリーレント賃料	405 "
未払事業所税	537 "
資産除去債務	1,041 "
投資有価証券評価損	70 "
税務上の繰越欠損金（注）2	1,234,390 "

繰延税金資産小計 1,237,670千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2 1,234,390 "

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額（注）1 3,280 "

評価性引当額小計 1,237,670 "

繰延税金資産合計 一千円

（注）1. 評価性引当額の増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	13,914	50,408	44,046	—	1,126,021	1,234,390
評価性引当額	—	△13,914	△50,408	△44,046	—	△1,126,021	△1,234,390
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	一千円
フリーレント賃料	3,825 "
未払事業所税	805 "
資産除去債務	1,166 "
未確定債務	2,247 "
減損損失	63,990 "
固定資産除却損	148 "
投資有価証券評価損	70 "
関係会社株式評価損	61,770 "
税務上の繰越欠損金（注）2	1,546,862 "
繰延税金資産小計	1,680,887千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	1,546,862 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額（注）1	134,024 "
評価性引当額小計	1,680,887 "
繰延税金資産合計	一千円

（注）1. 評価性引当額の増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	13,914	50,408	44,046	—	92,209	1,346,284	1,546,862
評価性引当額	△13,914	△50,408	△44,046	—	△92,209	△1,346,284	△1,546,862
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(取得による企業結合)

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業

被取得企業の名称：株式会社ホライズンワークスジャパン(現 株式会社FUNDINNO GROWTH)

事業の内容：人材採用支援事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社が展開する他のサービスと連携し、株式会社ホライズンワークスジャパンの展開する人材採用支援事業により、スタートアップのグロース(成長)段階において、スタートアップの成長をサポートすることで、当社グループのビジネスシェアの拡大や新たな収益獲得の機会創出に繋がり、企業価値向上に資すると判断いたしました。

(3) 企業結合日

2022年11月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を完全親会社とし、株式会社ホライズンワークスジャパンを完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が当社株式を対価として株式会社ホライズンワークスジャパンの株式を取得したことによるものであります。

2 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年11月1日から2023年10月31日まで

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	216,157千円
取得原価	216,157千円

4 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

株式会社ホライズンワークスジャパンの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.09株を割り当てております。

(2) 株式交換比率の算定方法

当社及び株式会社ホライズンワークスジャパンから独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき、両社で協議のうえ、算定しております。

(3) 交付した株式数

432,315株

5 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1,980千円

6 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

209,323千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

7 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	8,647千円
資産合計	8,647千円
流動負債	1,813千円
負債合計	1,813千円

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

当社グループは、本社等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

当社グループは、本社等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	プライマリー領域	グロース領域	セカンダリー領域	合計
「FUNDINNO」	271,158	—	—	271,158
「FUNDINNO PLUS+」	—	—	—	—
「FUNDLOOR」	—	306,380	—	306,380
「FUNDINNO GROWTH」	—	18,217	—	18,217
「FUNDINNO MARKET」	—	—	4,731	4,731
合計	271,158	324,597	4,731	600,487
収益認識の時期				
一時点で移転されるサービス	271,158	20,904	4,731	296,794
一定の期間にわたり移転されるサービス	—	303,693	—	303,693
合計	271,158	324,597	4,731	600,487
顧客との契約から生じる収益	271,158	324,597	4,731	600,487
合計	271,158	324,597	4,731	600,487
外部顧客への営業収益	271,158	324,597	4,731	600,487

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	6,098
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	7,792
契約資産(期首残高)	207,260
契約資産(期末残高)	195,246

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表計上「売掛金」に含まれております。契約資産は、グロース領域における「FUNDLOOR」での一定の期間にわたり履行義務が充足される取引において、認識した収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものであります。

なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格の含まれていない重要な変動対価の金額等はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	プライマリー領域	グロース領域	セカンダリー領域	合計
「FUNDINNO」	372,045	—	—	372,045
「FUNDINNO PLUS+」	433,823	—	—	433,823
「FUNDOOR」	—	348,699	—	348,699
「FUNDINNO GROWTH」	—	9,317	—	9,317
「FUNDINNO MARKET」	—	—	20,918	20,918
合計	805,869	358,017	20,918	1,184,805
収益認識の時期				
一時点で移転されるサービス	805,869	15,572	20,918	842,360
一定の期間にわたり移転されるサービス	—	342,445	—	342,445
合計	805,869	358,017	20,918	1,184,805
顧客との契約から生じる収益	805,869	358,017	20,918	1,184,805
合計	805,869	358,017	20,918	1,184,805
外部顧客への営業収益	805,869	358,017	20,918	1,184,805

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	7,792
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	17,538
契約資産（期首残高）	195,246
契約資産（期末残高）	109,823

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表計上「売掛金」に含まれております。契約資産は、グロース領域における「FUNDOOR」での一定の期間にわたり履行義務が充足される取引において、認識した収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものであります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格の含まれていない重要な変動対価の金額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2022年11月 1 日 至 2023年10月31日）

当社グループは、未上場企業エクイティプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日）

当社グループは、未上場企業エクイティプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年11月 1 日 至 2023年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	プライマリー領域	グロース領域	セカンダリー領域	合計
外部顧客への営業収益	271, 158	324, 597	4, 731	600, 487

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表上の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
三菱UFJ信託銀行株式会社	277, 657	未上場企業エクイティプラットフォーム事業

当連結会計年度（自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	プライマリー領域	グロース領域	セカンダリー領域	合計
外部顧客への営業収益	805, 869	358, 017	20, 918	1, 184, 805

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表上の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
三菱UFJ信託銀行株式会社	304, 192	未上場企業エクイティプラットフォーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

当社グループは、未上場企業エクイティプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

当社グループは、未上場企業エクイティプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

当社グループは、未上場企業エクイティプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
1株当たり純資産額	204円69銭	188円54銭
1株当たり当期純損失(△)	△78円04銭	△65円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は未上場であり期中平均株価が把握できないこと、また、1株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△1,433,922	△1,421,647
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 損失(△)(千円)	△1,433,922	△1,421,647
普通株式の期中平均株式数(株)	18,374,603	21,545,995
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	新株予約権11種類 (新株予約権の数3,113,000個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	新株予約権15種類 (新株予約権の数3,673,000個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,358,484	4,265,237
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	504	504
(うち新株予約権)(千円)	(504)	(504)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	4,357,980	4,264,733
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	21,290,801	22,619,201

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※有形固定資産の減価償却累計額

	当中間連結会計期間 (2025年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	39,248千円

(中間連結損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
給料手当	347,695千円
外注費	183,390千円
広告宣伝費	133,825千円
貸倒引当金繰入額	1,502千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
現金及び預金勘定	3,991,550千円
現金及び現金同等物	3,991,550千円

(株主資本関係)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動

当社は、2024年12月31日及び2025年1月23日付で、第三者割当増資の払込を受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ75,000千円増加しております。この結果、当中間連結会計期間において、資本金が175,000千円、資本剰余金が9,782,037千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

(単位: 千円)

	プライマリー領域	グロース領域	セカンダリー領域	合計
「FUNDINNO」	254,741	—	—	254,741
「FUNDINNO PLUS+」	610,100	—	—	610,100
「FUNDOOR」	—	118,624	—	118,624
「FUNDINNO GROWTH」	—	13,951	—	13,951
「FUNDINNO MARKET」	—	—	466	466
合計	864,842	132,575	466	997,884
収益認識の時期				
一時点で移転されるサービス	864,842	17,279	466	882,588
一定の期間にわたり移転されるサービス	—	115,296	—	115,296
合計	864,842	132,575	466	997,884
顧客との契約から生じる収益	864,842	132,575	466	997,884
合計	864,842	132,575	466	997,884
外部顧客への売上高	864,842	132,575	466	997,884

(1株当たり情報)

	当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
1株当たり純資産額	189円76銭
1株当たり中間純損失(△)	△4円14銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は未上場であり期中平均株価が把握できないこと、また、1株当たり中間純損失であることから、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△93,959
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△93,959
普通株式の期中平均株式数(株)	22,706,770
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第16回新株予約権 (新株予約権の数1,084,000個) なお、新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のとおり であります。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (2025年4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	4,321,269
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	504
(うち新株予約権)(千円)	(504)
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	4,320,765
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	22,769,201

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,344	1,344	1.01	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,576	1,232	1.01	2025年11月～ 2026年9月
合計	3,920	2,576	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,232	—	—	—

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2025年9月12日の取締役会において承認された第10期第3四半期連結会計期間（2025年5月1日から2025年7月31日まで）及び第10期第3四半期連結累計期間（2024年11月1日から2025年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表は次のとおりであります。

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2025年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,170,805
預託金	213,599
顧客分別金信託	213,599
売掛金	3,084
契約資産	82,176
立替金	4,539
その他の立替金	4,539
前払費用	60,543
未収収益	342,741
その他	8,773
貸倒引当金	△2,386
流動資産合計	4,883,876
固定資産	
有形固定資産	
建物	60,562
器具備品	29,587
有形固定資産合計	90,150
無形固定資産	
ソフトウェア	6,344
ソフトウェア仮勘定	8,974
その他	1,771
無形固定資産合計	17,090
投資その他の資産	
投資有価証券	71
敷金	60,472
長期前払費用	433
その他	11,077
投資その他の資産合計	72,054
固定資産合計	179,294
資産合計	5,063,170
負債の部	
流動負債	
預り金	92,063
募集等受入金	81,892
その他の預り金	10,171
1年内返済予定の長期借入金	1,344
前受金	11,815
買掛金	12,933
未払金	136,738
未払費用	99,148
未払法人税等	3,116
未払消費税等	89,456
賞与引当金	7,696
流動負債合計	454,314
固定負債	
長期借入金	224
固定負債合計	224
負債合計	454,538

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2025年7月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	90,720
資本剰余金	9,897,757
利益剰余金	△5,380,108
株主資本合計	4,608,368
新株予約権	264
純資産合計	4,608,632
負債純資産合計	5,063,170

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
(四半期連結損益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年7月31日)
営業収益	
受入手数料	1,625,847
委託手数料	862
募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	1,612,385
その他の受入手数料	12,600
その他の営業収益	206,770
営業収益合計	1,832,618
金融費用	16
売上原価	177,404
純営業収益	1,655,197
販売費及び一般管理費	
取引関係費	241,955
人件費	696,786
不動産関係費	34,001
事務費	308,713
減価償却費	9,361
租税公課	5,242
貸倒引当金繰入額	24
その他	199,782
販売費及び一般管理費合計	1,495,868
営業利益	159,329
営業外収益	
受取利息及び配当金	3,080
雑収入	3,981
講演料収入	375
営業外収益合計	7,437
営業外費用	
支払手数料	152
営業外費用合計	152
経常利益	166,614
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税金等調整前四半期純利益	166,614
法人税、住民税及び事業税	4,419
法人税等合計	4,419
四半期純利益	162,195
非支配株主に帰属する四半期純利益	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	162,195

(四半期連結包括利益計算書)

(第3四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年7月31日)
四半期純利益	162,195
四半期包括利益	162,195
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	162,195
非支配株主に係る四半期包括利益	—

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(セグメント情報等の注記)

当社グループは、「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

1. 2024年12月31日及び2025年1月23日付で、第三者割当増資の払込を受け、第1四半期連結会計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ75,000千円増加しております。
2. 当第3四半期連結会計期間において、2025年7月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2025年7月30日付で減資の効力が発生し、資本金が100,000千円減少し、この減少額全額を資本剰余金へ振り替えております。
3. 当第3四半期連結会計期間において、新株予約権の行使に伴う新株の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ15,720千円増加、新株予約権が240千円減少しております。
4. 親会社株主に帰属する四半期純利益162,195千円を計上しております。

この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が90,720千円、資本剰余金が9,897,757千円となっております。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年7月31日)
減価償却費	11,354千円

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,575,778	3,933,614
預託金	251,959	260,136
顧客分別金信託	251,959	260,136
売掛金	7,462	11,340
契約資産	195,246	109,823
立替金	265	348
顧客への立替金	265	348
前払費用	45,701	53,819
未収収益	52,076	31,900
その他	※ 58,731	※ 24,359
貸倒引当金	△4,182	△2,471
流動資産合計	4,183,039	4,422,871
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,015	64,023
器具備品	4,224	32,361
その他	2,815	—
有形固定資産合計	15,054	96,385
無形固定資産		
ソフトウェア	221,682	—
ソフトウェア仮勘定	20,279	502
その他	1,750	—
無形固定資産合計	243,713	502
投資その他の資産		
投資有価証券	71	71
関係会社株式	218,137	16,404
敷金	65,002	62,369
長期前払費用	591	1,634
その他	4,204	4,850
投資その他の資産合計	288,007	85,329
固定資産合計	546,774	182,217
資産合計	4,729,813	4,605,089

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	135,517	78,030
顧客からの預り金	941	428
募集等受入金	126,271	70,940
その他の預り金	8,303	6,661
1年内返済予定の長期借入金	1,344	1,344
前受金	7,703	10,594
買掛金	24,755	12,753
未払金	※ 80,648	※ 150,963
未払費用	75,583	83,883
未払法人税等	3,800	3,051
流動負債合計	329,352	340,620
固定負債		
長期借入金	2,576	1,232
固定負債合計	2,576	1,232
負債合計	331,928	341,852
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	8,378,637	9,707,037
資本剰余金合計	8,378,637	9,707,037
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△4,081,255	△5,544,303
利益剰余金合計	△4,081,255	△5,544,303
株主資本合計	4,397,381	4,262,733
新株予約権	504	504
純資産合計	4,397,885	4,263,237
負債純資産合計	4,729,813	4,605,089

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年11月 1 日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)
営業収益		
受入手数料	270,574	823,904
委託手数料	4,731	977
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	256,543	812,226
その他の受入手数料	9,300	10,700
その他の営業収益	311,695	351,583
営業収益計	582,270	1,175,487
金融費用	53	63
売上原価	313,891	300,316
純営業収益	268,325	875,107
販売費及び一般管理費		
取引関係費	257,730	369,143
人件費	714,489	789,212
不動産関係費	14,469	54,836
事務費	359,048	348,593
減価償却費	26,431	32,713
租税公課	20,125	12,511
貸倒引当金繰入額	2,347	6,361
その他	227,648	285,270
販売費及び一般管理費合計	※1,※2 1,622,291	※1,※2 1,898,642
営業損失(△)	△1,353,965	△1,023,534
営業外収益		
受取利息	26	318
雑収入	244	※1 1,209
助成金収入	—	1,931
講演料収入	1,564	791
営業外収益合計	1,834	4,251
営業外費用		
解約違約金	—	16,589
支払手数料	38,327	7,360
営業外費用合計	38,327	23,949
経常損失(△)	△1,390,458	△1,043,232
特別損失		
固定資産除却損	※3 34	※3 7,744
減損損失	—	207,287
投資有価証券評価損	228	—
関係会社株式評価損	—	※4 201,732
特別損失合計	263	416,764
税引前当期純損失(△)	△1,390,721	△1,459,996
法人税、住民税及び事業税	3,800	3,051
法人税等合計	3,800	3,051
当期純損失(△)	△1,394,521	△1,463,048

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年11月 1 日 至 2023年10月31日)		当事業年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		122,688	39.1	146,138	48.7
II 外注費		156,688	49.9	100,722	33.5
III 減価償却費		34,514	11.0	53,455	17.8
売上原価合計		313,891	100.0	300,316	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別の個別原価計算によっております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	3,492,479	3,492,479
当期変動額			
新株の発行	1,415,000	1,415,000	1,415,000
新株の発行（新株予約権の行使）	920,000	920,000	920,000
株式交換による増加		216,157	216,157
資本金から資本剰余金への振替	△2,335,000	2,335,000	2,335,000
当期純損失（△）			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	4,886,157	4,886,157
当期末残高	100,000	8,378,637	8,378,637

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△2,686,733	△2,686,733	905,745	1,780,504	2,686,249
当期変動額					
新株の発行			2,830,000		2,830,000
新株の発行（新株予約権の行使）			1,840,000		1,840,000
株式交換による増加			216,157		216,157
資本金から資本剰余金への振替			—		—
当期純損失（△）	△1,394,521	△1,394,521	△1,394,521		△1,394,521
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△1,780,000	△1,780,000
当期変動額合計	△1,394,521	△1,394,521	3,491,636	△1,780,000	1,711,636
当期末残高	△4,081,255	△4,081,255	4,397,381	504	4,397,885

当事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	8,378,637	8,378,637
当期変動額			
新株の発行	664,200	664,200	664,200
資本金から資本剰余金への振替	△664,200	664,200	664,200
当期純損失（△）			
当期変動額合計	—	1,328,400	1,328,400
当期末残高	100,000	9,707,037	9,707,037

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△4, 081, 255	△4, 081, 255	4, 397, 381	504	4, 397, 885
当期変動額					
新株の発行			1, 328, 400		1, 328, 400
資本金から資本剰余金への振替			—		—
当期純損失（△）	△1, 463, 048	△1, 463, 048	△1, 463, 048		△1, 463, 048
当期変動額合計	△1, 463, 048	△1, 463, 048	△134, 648	—	△134, 648
当期末残高	△5, 544, 303	△5, 544, 303	4, 262, 733	504	4, 263, 237

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年

工具、器具及び備品 4～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」

「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」では、株式発行による資金調達を行いたい企業に対し、投資家と企業とを繋ぐ当社のプラットフォームの提供を行い、企業が実施した資金調達の成約金額に応じた手数料を収受しております。

その履行義務は、資金調達を実施する企業へのプラットフォームの提供であり、プラットフォームを利用した企業の資金調達が成約した時点において、収益を認識しております。

また、当初の申込期間最終日に目標金額に達し、かつ申込期間の延長をする場合、当初の約定予定日時点における成約金額に応じた手数料を収益認識し、延長後の最終約定日に当初の約定予定日時点から延長後の最終約定日までの期間の成約金額に応じた手数料を収益認識しております。

(2) 「FUND00R」

「FUND00R」は、顧客の株主管理・経営管理をサポートするプラットフォームであり、「FUND00R」を利用している顧客から月額利用料金を収受しております。また、ODMに係る開発受託料を収受しております。

「FUND00R」を利用している顧客に対しては、随時顧客に対して「FUND00R」を提供することが履行義務であり、当該履行義務は契約期間にわたり充足されるものであることから、顧客との契約期間にわたり収益を認識しております。また、OEMに係る開発受託については、委託されたシステム開発及びOEM先への納品が履行義務であり、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

(3) 「FUNDINNO MARKET」

「FUNDINNO MARKET」は、未上場株式の売買ができる株式取引プラットフォームであり、企業の株式の売り手となる投資家から売買金額に応じた売買手数料を収受しております。

その履行義務は、株式の売買を行う投資家へのプラットフォームの提供であり、プラットフォームを利用した株式の売買が成立した時点において、収益を認識しております。

当事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」

「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」では、株式発行による資金調達を行いたい企業に対し、投資家と企業とを繋ぐ当社のプラットフォームの提供を行い、企業が実施した資金調達の成約金額に応じた手数料を収受しております。

その履行義務は、資金調達を実施する企業へのプラットフォームの提供であり、プラットフォームを利用した企業の資金調達が成約した時点において、収益を認識しております。

また、当初の申込期間最終日に目標金額に達し、かつ申込期間の延長をする場合、当初の約定予定日時点における成約金額に応じた手数料を収益認識し、延長後の最終約定日に当初の約定予定日時点から延長後の最終約定日までの期間の成約金額に応じた手数料を収益認識しております。

(2) 「FUND00R」

「FUND00R」は、顧客の株主管理・経営管理をサポートするプラットフォームであり、「FUND00R」を利用している顧客から月額利用料金を収受しております。また、ODMに係る開発受託料を収受しております。

「FUND00R」を利用している顧客に対しては、随時顧客に対して「FUND00R」を提供することが履行義務であり、当該履行義務は契約期間にわたり充足されるものであることから、顧客との契約期間にわたり収益を認識しております。また、OEMに係る開発受託については、委託されたシステム開発及びOEM先への納品が履行義務であり、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

(3) 「FUNDINNO MARKET」

「FUNDINNO MARKET」は、未上場株式の売買ができる株式取引プラットフォームであり、企業の株式の売り手となる投資家から売買金額に応じた売買手数料を収受しております。

その履行義務は、株式の売買を行う投資家へのプラットフォームの提供であり、プラットフォームを利用した株式の売買が成立した時点において、収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

1 一定の期間にわたり認識する収益

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

進捗度の見積りを伴う一定の期間にわたり充足される履行義務に係る営業収益	242,715千円
契約資産	195,246 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり充足される履行義務について、期間のごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、プロジェクト原価総額の見積額に対する実際発生原価の割合（原価比例法）で算出しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る営業収益の見積りの基礎となるプロジェクト原価総額における主要な仮定は、人件費や外注費等の積算の基礎となる工数であります。

③ 重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響

プロジェクト原価総額の見積りについて、プロジェクトの進捗に伴い継続的に見直しを行っておりますが、一定の不確実性を伴うことから、翌事業年度の財務諸表において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	15,054千円
無形固定資産	243,713 〃
減損損失	— 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、未上場企業エクイティプラットフォーム事業の単一事業であることから、全社を一つの単位としてグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することにより、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

減損損失の認識及び測定において使用する将来キャッシュ・フローは、取締役会において承認された事業計画を基礎として行われ、見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、営業収益、純営業収益率、販売費及び一般管理費であります。

③ 重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響

事業計画の見積りについて、将来の不確実性により見直しが必要となった場合には、翌事業年度の財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

3 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式	218,137千円
関係会社株式評価損	— 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の減損処理の要否は、実質価額と帳簿価額を比較することにより判定しており、実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下している場合には、回復可能性を総合的に勘案し、回復が見込めないと判断した時点で実質価額まで減損処理を行うこととしております。超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、関係会社の直近の実績に、事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

② 主要な仮定

関係会社株式の評価における重要な見積りは、関係会社の事業計画に基づく超過収益力であり、事業計画に含まれる主要な仮定は、事業計画の達成状況や将来の成長率であります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下した場合には、関係会社株式の評価損を計上する可能性があります。

当事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1 一定の期間にわたり認識する収益

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

進捗度を見積りを伴う一定の期間にわたり充足される履行義務に係る営業収益	246,900千円
契約資産	109,823 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり充足される履行義務について、期間のごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を見積りの方法は、プロジェクト原価総額の見積額に対する実際発生原価の割合（原価比例法）で算出しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る営業収益の見積りの基礎となるプロジェクト原価総額における主要な仮定は、人件費や外注費等の積算の基礎となる工数であります。

③ 重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響

プロジェクト原価総額の見積りについて、プロジェクトの進捗に伴い継続的に見直しを行っておりますが、一定の不確実性を伴うことから、翌事業年度の財務諸表において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	96,385千円
無形固定資産	502 〃
減損損失	207,287 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社では、従来、プライマリー領域、セカンダリー領域、グロース領域の3領域から成るFUNDINNO事業は、複数機能を有する有機的一体のプラットフォームであり、各事業領域において採算性を判断することは困難であることから、同一の単位でグルーピングをしておりました。

しかし、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）等の規制緩和を受け、「FUNDINNO」の基盤を用いて「FUNDINNO PLUS+」の実行体制を構築するとともに、経営資源の再配分を行い、「FUNDINNO PLUS+」による大型募集案件の創出に注力する方針としたことから、管理会計上の区分を全社から各事業領域別に見直すことと致しました。

これに伴い、固定資産のグルーピング単位を、各サービスを独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に変更しております。また、共用資産及びのれんについては、共用資産及びのれんを含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することにより、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

減損損失の認識及び測定において使用する将来キャッシュ・フローは、取締役会において承認された事業計画を基礎として行われ、見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、営業収益、純営業収益率、販売費及び一般管理費であります。

③ 重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響

事業計画の見積りについて、将来の不確実性により見直しが必要となった場合には、翌事業年度の財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

3 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式	16,404千円
関係会社株式評価損	201,732 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の減損処理の要否は、実質価額と帳簿価額を比較することにより判定しており、実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下している場合には、回復可能性を総合的に勘案し、回復が見込めないと判断した時点で実質価額まで減損処理を行うこととしております。超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、関係会社の直近の実績に、事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

なお、当事業年度に関係会社株式を実質価額まで減額し、201,732千円の評価損を計上しております。

② 主要な仮定

関係会社株式の評価における重要な見積りは、関係会社の事業計画に基づく超過収益力であり、事業計画に含まれる主要な仮定は、事業計画の達成状況や将来の成長率であります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下した場合には、関係会社株式の評価損を計上する可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
流動資産		
立替金	3,082千円	一千円
未収入金	— 〃	3,331 〃
流動負債		
未払費用	2,137 〃	1,980 〃

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
営業取引による取引高		
関係会社への人材採用費	24,208千円	62,796千円
営業取引以外の取引による取引高		
関係会社からの雑収入	— 〃	790 〃

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
給料及び手当	524,586千円	582,049千円
外注費	354,618 "	342,897 "
広告宣伝費	199,715 "	306,347 "
減価償却費	26,431 "	32,713 "
貸倒引当金繰入額	2,347 "	6,361 "
おおよその割合		
販売費	15.7%	20.4%
一般管理費	84.3 "	79.6 "

※3 固定資産除却損の内容

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
建物附属設備	一千円	7,744千円
工具、器具及び備品	34 "	0 "

※4 関係会社株式評価損

前事業年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

関係会社株式評価損は、当社の連結子会社である株式会社FUNDINNO GROWTHの株式について減損処理を実施したことによるものであります。

（有価証券関係）

前事業年度（2023年10月31日）

1 関係会社株式

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式の貸借対照表計上額は、以下のとおりです。

子会社株式 218,137千円

当事業年度（2024年10月31日）

1 関係会社株式

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式の貸借対照表計上額は、以下のとおりです。

子会社株式 16,404千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,225千円
フリーレント賃料	405 "
未払事業所税	537 "
資産除去債務	1,041 "
投資有価証券評価損	70 "
税務上の繰越欠損金	1,234,390 "
繰延税金資産小計	1,237,670千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,234,390 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,280 "
評価性引当額小計	1,237,670 "
繰延税金資産合計	一千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	一千円
フリーレント賃料	3,825 "
未払事業所税	805 "
資産除去債務	1,166 "
未確定債務	2,247 "
減損損失	63,990 "
固定資産除却損	148 "
投資有価証券評価損	70 "
関係会社株式評価損	61,770 "
税務上の繰越欠損金	1,546,862 "
繰延税金資産小計	1,680,887千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,546,862 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	134,024 "
評価性引当額小計	1,680,887 "
繰延税金資産合計	一千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	10,845	67,850	10,845	67,850	3,826	4,097	64,023
器具備品	10,434	35,388	282	45,541	13,179	7,251	32,361
その他	15,787	1,187	—	16,975	16,975	4,002	—
有形固定資産計	37,068	104,426	11,127	130,366	33,981	15,351	96,385
無形固定資産							
ソフトウェア	362,604	47,648	198,732 (198,732)	211,519	211,519	70,598	—
ソフトウェア仮勘定	20,279	34,894	54,672 (7,023)	502	—	—	502
その他	2,200	—	1,530 (1,530)	669	669	220	—
無形固定資産計	385,083	82,542	254,935 (207,287)	212,691	212,188	70,818	502
長期前払費用	1,283	1,342	—	2,625	991	300	1,634

(注) 1. 「当期増加額」のうち主なものは次のとおりであります。

建物 新本社オフィスの内装工事等の取得：67,850千円
 器具備品 新本社オフィスの什器備品等の取得：33,529千円
 ソフトウェア 「FUNDINNO」に係るソフトウェアの開発：8,089千円
 「FUNDOR」に係るソフトウェアの開発：38,056千円
 「FUNDINNO MARKET」に係るソフトウェアの開発：1,502千円

2. 「当期減少額」のうち主なものは次のとおりであります。

建物 新本社オフィスの内装工事等の除却：10,845千円
 器具備品 新本社オフィスの什器備品等の除却：282千円
 なお、「当期減少額」の()は内数で、当期の減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,182	17,089	9,642	9,157	2,471

(注)「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1 無料 （注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://corp.fundinno.com/company/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1 当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年 11月1日	—	—	—	藤井 優紀	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社子会社代表取締役) (注) 6、7、10	普通株式 432,315	216,157,500 (500) (注) 4	株式交換に伴う新株の発行 (注) 5
2023年 4月30日	—	—	—	株式会社岡三証券グループ 代表取締役社長 新芝宏之	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名、金融商品取引業者の資本的関係会社) (注) 6	普通株式 625,000	500,000,050 (800) (注) 8	有償新株予約権の行使
2023年 5月31日	—	—	—	三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 長島 巖	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 6	普通株式 625,000	500,000,050 (800) (注) 8	有償新株予約権の行使
2024年 6月28日	松岡 司	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の従業員	エステルブランニング株式会社 代表取締役 富永 雅子	東京都港区浜松町二丁目2番15号 浜松町ダイヤビル2階	—	普通株式 20,000	20,000,000 (1,000) (注) 4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年 5月15日	平石 智紀	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の執行役員	株式会社THオフィス 代表取締役 平石 智紀	東京都世田谷区北烏山7-5-5	—	新株予約権 80,000	10,400,000 (130) (注) 9	移動前所有者の事情による譲渡

(注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2022年11月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとされております。

2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその

役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人の協議の上、決定しております。
5. 当社による株式会社ホライズンワークスジャパン（現 株式会社FUNDINNO GROWTH）の完全子会社化のため、当社が同社の株主から取得した同社の株式の対価として、普通株式を発行したことによるものであります。
6. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となっております。
7. 当該移動により、株式会社ホライズンワークスジャパン（現 株式会社FUNDINNO GROWTH）が当社の完全子会社化となったため、当社子会社代表取締役となっております。
8. 移動価格は、2022年4月に発行された有償新株予約権の行使条件による価格であり、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して決定した価格であります。
9. 移動価格は、当事者間での協議の上決定した価格であります。
10. 藤井優紀は、2024年11月1日付で子会社代表取締役を退任しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	株式①
発行年月日	2023年1月20日	2023年1月31日	2023年2月28日
種類	第10回新株予約権	第11回新株予約権	普通株式
発行数	普通株式 34,000株	普通株式 1,000株	130,000株
発行価格	500円	1,000円	1,000円
資本組入額	250円	500円	500円
発行価額の総額	17,000,000円	1,000,000円	130,000,000円
資本組入額の総額	8,500,000円	500,000円	65,000,000円
発行方法	2022年1月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2023年1月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	株式②	株式③	株式④
発行年月日	2023年3月15日	2023年3月31日	2023年4月30日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	50,000株	600,000株	650,000株
発行価格	1,000円	1,000円	1,000円
資本組入額	500円	500円	500円
発行価額の総額	50,000,000円	600,000,000円	650,000,000円
資本組入額の総額	25,000,000円	300,000,000円	325,000,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	株式⑤	株式⑥	株式⑦
発行年月日	2023年 5 月31日	2023年 6 月30日	2023年 7 月31日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	160, 000株	610, 000株	530, 000株
発行価格	1, 000円	1, 000円	1, 000円
資本組入額	500円	500円	500円
発行価額の総額	160, 000, 000円	610, 000, 000円	530, 000, 000円
資本組入額の総額	80, 000, 000円	305, 000, 000円	265, 000, 000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	株式⑧	株式⑨	新株予約権③
発行年月日	2023年 8 月31日	2023年12月29日	2024年 1 月25日
種類	普通株式	普通株式	第12回新株予約権
発行数	100, 000株	30, 000株	普通株式 650, 000株
発行価格	1, 000円	1, 000円	1, 000円
資本組入額	500円	500円	500円
発行価額の総額	100, 000, 000円	30, 000, 000円	650, 000, 000円
資本組入額の総額	50, 000, 000円	15, 000, 000円	325, 000, 000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	2023年 1 月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	(注) 3

項目	新株予約権④	株式⑩	新株予約権⑤
発行年月日	2024年2月16日	2024年4月30日	2024年6月30日
種類	第13回新株予約権	普通株式	第14回新株予約権
発行数	普通株式 10,000株	40,000株	普通株式 5,000株
発行価格	1,000円	1,000円	1,000円
資本組入額	500円	500円	500円
発行価額の総額	10,000,000円	40,000,000円	5,000,000円
資本組入額の総額	5,000,000円	20,000,000円	2,500,000円
発行方法	2024年1月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	有償第三者割当	2024年1月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 2	(注) 3

項目	株式⑪	株式⑫	株式⑬
発行年月日	2024年7月31日	2024年8月31日	2024年9月13日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	60,000株	958,400株	240,000株
発行価格	1,000円	1,000円	1,000円
資本組入額	500円	500円	500円
発行価額の総額	60,000,000円	958,400,000円	240,000,000円
資本組入額の総額	30,000,000円	479,200,000円	120,000,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権⑥	株式⑭	新株予約権⑦
発行年月日	2024年9月30日	2024年12月31日	2025年1月20日
種類	第15回新株予約権	普通株式	第16回新株予約権
発行数	普通株式 10,000株	50,000株	普通株式 1,084,000株
発行価格	1,000円	1,000円	1,000円
資本組入額	500円	500円	500円
発行価額の総額	10,000,000円	50,000,000円	1,084,000,000円
資本組入額の総額	5,000,000円	25,000,000円	542,000,000円
発行方法	2024年1月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	有償第三者割当	2024年1月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 2	(注) 3

項目	株式⑮
発行年月日	2025年1月23日
種類	普通株式
発行数	100,000株
発行価格	1,000円
資本組入額	500円
発行価額の総額	100,000,000円
資本組入額の総額	50,000,000円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年10月31日であります。
2. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月を経過する日

(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

3. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき500円	1株につき1,000円
行使期間	2025年1月21日から 2032年1月27日まで	2025年2月1日から 2033年1月26日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき1,000円	1株につき1,000円
行使期間	2026年1月26日から 2033年1月26日まで	2026年2月17日から 2034年1月25日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1株につき1,000円	1株につき1,000円
行使期間	2026年7月1日から 2034年1月25日まで	2026年10月1日から 2034年1月25日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

	新株予約権⑦
行使時の払込金額	1株につき1,000円
行使期間	2027年1月21日から 2034年1月25日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

6. 新株予約権①については、退職により従業員1名5,000株分の権利が喪失しております。
7. 新株予約権③については、退職により従業員12名17,000株分の権利が喪失しております。
8. 新株予約権⑦については、退職により従業員2名4,000株分の権利が喪失しております。

2【取得者の概況】

新株予約権①

新株予約権の取得者である執行役員（特別利害関係者等を除く。）1名及び従業員（特別利害関係者等を除く。）1名、割当株式の総数29,000株に関する記載は省略しております。

なお、退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。

新株予約権②

新株予約権の取得者である従業員（特別利害関係者等を除く。）1名、割当株式の総数1,000株に関する記載は省略しております。

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
泉工医科貿易株式会社 代表取締役 青木 眞 資本金10百万円	東京都文京区本郷三丁目 40番3号	医療機器の 製造販売業	50,000	50,000,000 (1,000)	—
小川 恭智	東京都立川市	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
株式会社R I K A 代表取締役 各務 正人 資本金1百万円	東京都港区六本木六丁目 12番2号1708	資産管理	20,000	20,000,000 (1,000)	—
青木 眞	神奈川県逗子市	会社役員	10,000	10,000,000 (1,000)	—
青木 健雄	東京都港区	会社役員	10,000	10,000,000 (1,000)	—
青木 馨吾	東京都渋谷区	会社役員	10,000	10,000,000 (1,000)	—

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
湯田 隆	愛知県日進市	会社役員	50,000	50,000,000 (1,000)	—

株式③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社IPPO TRUST 代表取締役 リュウ ミ キン 資本金10百万円	東京都中央区日本橋小網 町6番8号さくらビル 2階	飲食関連事業	150,000	150,000,000 (1,000)	—
スリーナイン島野株式会社 代表取締役 島野 和弘 資本金30百万円	大阪府大阪市西区南堀江 三丁目2番17号	金物類の販売業	100,000	100,000,000 (1,000)	—
東京法令出版株式会社 代表取締役 星沢 卓也 資本金90百万円	長野県長野市南千歳町 1005番地	各種法規 書・教科書 類の出版印刷販売	100,000	100,000,000 (1,000)	—
ツシマ工業株式会社 代表取締役 對馬 優介 資本金10百万円	福岡県北九州市若松区南 二島二丁目18番8号	鉄鋼構造物 工事業	50,000	50,000,000 (1,000)	—
株式会社S Ventures 代表取締役 高橋 幸裕 資本金100百万円	北海道札幌市東区北八条 東四丁目1番20号	投資事業	50,000	50,000,000 (1,000)	—
對馬 修司	福岡県北九州市戸畑区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
日比野 尚子	東京都立川市	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
鈴木 正紀	神奈川県川崎市宮前区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
遠藤 学	大阪府大阪市天王寺区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
小椋 巧	神奈川県横浜市港北区	会社役員	20,000	20,000,000 (1,000)	—
ミュトス株式会社 代表取締役 森 隆史 資本金3百万円	東京都新宿区新宿三丁目 5番6号	投資事業	10,000	10,000,000 (1,000)	—

株式④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
SEVENファンド1号 職務執行者 株式会社 SEVEN 代表取締役 山本敏行 資本金5百万円	東京都港区浜松町二丁目 2番15号2F	投資事業	140,000	140,000,000 (1,000)	—
INTLOOP株式会社 代表取締役 林 博文 資本金55百万円	東京都港区赤坂二丁目9 番11号	コンサルティング事業	100,000	100,000,000 (1,000)	—
プロトベンチャーズ2号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会 社プロトベンチャーズ 職務執行者 代表取締役 宗平 光弘 資本金430百万円	東京都新宿区西新宿六丁 目18番1号 住友不動産新宿セントラ ルパークタワー23階	投資事業	100,000	100,000,000 (1,000)	—
柴田 拓也	東京都西多摩郡奥多摩町	会社役員	60,000	60,000,000 (1,000)	—
山本 正喜	神奈川県川崎市麻生区	会社役員	50,000	50,000,000 (1,000)	—
渡辺 永二	東京都杉並区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
株式会社エイト 代表取締役 横山 淳司 資本金1百万円	東京都江東区有明二丁目 1番2号	資産管理	30,000	30,000,000 (1,000)	—
廣瀬 寛	東京都千代田区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
森屋 泰則	岐阜県岐阜市	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
古田 直吉	大阪府東大阪市	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
相崎 宏幸	愛知県春日井市	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
黒瀬 憲昭	東京都渋谷区	会社役員	20,000	20,000,000 (1,000)	—

株式⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社S Ventures 代表取締役 高橋 幸裕 資本金100百万円	北海道札幌市東区北八条 東四丁目1番20号	投資事業	50,000	50,000,000 (1,000)	—
泉谷 政司	大阪府大阪市中央区	会社役員	50,000	50,000,000 (1,000)	—
貫 啓二	東京都世田谷区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
塚田 耕司	東京都港区	会社役員	20,000	20,000,000 (1,000)	—
株式会社SEKAISHA 代表取締役 五十嵐 雄 太 資本金40百万円	東京都渋谷区恵比寿一丁 目19番19号恵比寿ビジネ スタワー10階	投資事業	10,000	10,000,000 (1,000)	—

株式⑥

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
メディア総研株式会社 代表取締役 田中 浩二 資本金249百万円	福岡県福岡市中央区大名 二丁目8番1号	就職関連事業	110,000	110,000,000 (1,000)	—
廣岡 良博	Singapore	会社役員	50,000	50,000,000 (1,000)	—
廣岡 欣巳	東京都港区	会社役員	50,000	50,000,000 (1,000)	—
廣岡 俊哉	東京都港区	会社役員	50,000	50,000,000 (1,000)	—
廣岡 大輔	福岡県福岡市博多区	会社役員	50,000	50,000,000 (1,000)	—
株式会社ナノバンク 代表取締役 山本 裕次 資本金2百万円	東京都世田谷区等々力五 丁目20番8号	資産管理	50,000	50,000,000 (1,000)	—
株式会社エアトリ 代表取締役 柴田 裕亮 資本金1,790百万円	東京都港区愛宕二丁目5 番1号 愛宕グリーンヒルズ MORIタワー19F	旅行事業	30,000	30,000,000 (1,000)	—
近藤 圭子	大阪府大阪市阿倍野区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
大川 淳子	東京都中央区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
吉田 翔	東京都江戸川区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
愛須 康之	東京都中央区	会社役員	20,000	20,000,000 (1,000)	—
原口 大輔	東京都新宿区	会社役員	20,000	20,000,000 (1,000)	—
永井 裕美子	東京都目黒区	会社役員	20,000	20,000,000 (1,000)	—

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
BORベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社琉球キャピタル 代表取締役 池端 透 資本金167百万円	沖縄県那覇市久茂地一丁目7番1号 琉球リース総合ビル9階	投資事業	20,000	20,000,000 (1,000)	—
絆川 謙	東京都中央区	会社役員	15,000	15,000,000 (1,000)	—
株式会社RGB 代表取締役 永川 二郎 資本金5百万円	大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号 中之島フェスティバルタワー16階1602	資産管理	10,000	10,000,000 (1,000)	—
成瀬 功一郎	東京都世田谷区	会社役員	10,000	10,000,000 (1,000)	—
御手洗 大祐	長野県塩尻市	会社役員	10,000	10,000,000 (1,000)	—
高橋 卓	東京都練馬区	会社役員	5,000	5,000,000 (1,000)	—

株式⑦

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社FCE Holdings 代表取締役 石川 淳悦 資本金762百万円	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	コンサルティング事業	100,000	100,000,000 (1,000)	—
全研本社株式会社代表取締役 林 順之亮 資本金439百万円	東京都新宿区西新宿六丁目18番1号住友不動産新宿セントラルパークタワー19F	マーケティング事業	100,000	100,000,000 (1,000)	—
渡邊 浩史	愛知県名古屋市中瑞穂区	会社役員	100,000	100,000,000 (1,000)	—
新木 才榮	大阪府大阪市天王寺区	会社役員	40,000	40,000,000 (1,000)	—
荒川 祐二	東京都杉並区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
猪又 晶介	大阪府富田林市	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
加藤 重樹	静岡県静岡市葵区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
株式会社エル・ティー・エス 代表取締役 樺島 弘明 資本金767百万円	東京都港区元赤坂一丁目3番13号	コンサルティング事業	30,000	30,000,000 (1,000)	—
株式会社ALDEY 代表取締役 山崎 明裕 資本金0百万円	東京都千代田区六番町5番3号603	資産管理	20,000	20,000,000 (1,000)	—

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社フォーカスキャピタル 代表取締役 江村 真人 資本金1百万円	東京都世田谷区上用賀三丁目14番17-303号	投資事業	20,000	20,000,000 (1,000)	—
ギグワークス株式会社 代表取締役 村田 峰人 資本金1,073百万円	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号	BPO事業	10,000	10,000,000 (1,000)	—
八谷 賢治	東京都渋谷区	会社役員	10,000	10,000,000 (1,000)	—
永田 豊志	東京都新宿区	会社役員	10,000	10,000,000 (1,000)	—

株式⑧

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社シーラテクノロジー 代表取締役 杉本 宏之 資本金114百万円	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号	不動産事業	30,000	30,000,000 (1,000)	—
株式会社ブルータス・コンサルティング 代表取締役 野口 真人 資本金35百万円	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	コンサルティング事業	25,000	25,000,000 (1,000)	—
野口 真人	東京都目黒区	会社役員	25,000	25,000,000 (1,000)	—
株式会社テックビズ 代表取締役 中島 一樹 資本金9百万円	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号 ヒューマックス恵比寿ビル3F	職業紹介事業	20,000	20,000,000 (1,000)	—

株式⑨

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
高橋 広敏	東京都渋谷区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
平石 智紀	東京都世田谷区	会社役員	250,000	250,000,000 (1,000)	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名)
藤井 優紀	—	会社役員	125,000	125,000,000 (1,000)	特別利害関係者等 (子会社代表取締役)

- (注) 1. 新株予約権の取得者である執行役員（特別利害関係者等を除く。）2名及び従業員（特別利害関係者等を除く。）23名、割当株式の総数258,000株に関する記載は省略しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。
3. 平石智紀は、2025年1月24日付で当社取締役を退任し、同日付で当社の執行役員に就任しております。
4. 藤井優紀は、2024年11月1日付で子会社代表取締役を退任しております。

新株予約権④

新株予約権の取得者である執行役員（特別利害関係者等を除く。）1名、割当株式の総数10,000株に関する記載は省略しております。

株式⑩

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
セブン&ジェイパートナー合同会社 代表社員 大槻 奈那 資本金3百万円	東京都港区浜松町2丁目 2番15号浜松町ダイヤビル2F	投資事業	40,000	40,000,000 (1,000)	—

新株予約権⑤

新株予約権の取得者である従業員（特別利害関係者等を除く。）1名、割当株式の総数5,000株に関する記載は省略しております。

株式⑪

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
服部 健彦	東京都文京区	会社役員	50,000	50,000,000 (1,000)	—
西田 育弘	大阪府松原市	会社役員	10,000	10,000,000 (1,000)	—

株式⑫

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社アスヒラ 代表取締役 大塚 雄三 資本金1百万円	東京都中央区日本橋室町一丁目11番12号日本橋水野ビル7階	投資事業	200,000	200,000,000 (1,000)	—
青松 敬補	大阪府岸和田市	医師	180,000	180,000,000 (1,000)	—
FIRST DOMINO株式会社 代表取締役 安田 瑞希 資本金0百万円	東京都中央区日本橋富沢町9番4号日本橋富沢町ビル	投資事業	100,000	100,000,000 (1,000)	—
荒木 慎二	大分県大分市	会社役員	100,000	100,000,000 (1,000)	—
PowerAngelsファンド12号 代表業務執行組合員 株式会社Power Angels 代表取締役 山本 敏行 資本金5百万円	東京都港区浜松町二丁目2番15号2F	投資事業	68,400	68,400,000 (1,000)	—
萩生田観光株式会社 代表取締役 萩生田 俊一 資本金98百万円	東京都八王子市堀之内三丁目29番地20	不動産事業	50,000	50,000,000 (1,000)	—
西谷 茂樹	千葉県市川市	会社役員	50,000	50,000,000 (1,000)	—
上田 肇	東京都中野区	会社員	50,000	50,000,000 (1,000)	—
福留 大士	東京都港区	会社役員	50,000	50,000,000 (1,000)	—
ディライトワークス株式会社 代表取締役 庄司 顕仁 資本金10百万円	東京都港区六本木六丁目10番1号	投資事業	30,000	30,000,000 (1,000)	—
白神 文樹	島根県出雲市	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
日吉システムズ株式会社 代表取締役 野寄 智士 資本金1百万円	愛知県名古屋市中区栄二丁目4番11号	不動産事業	20,000	20,000,000 (1,000)	—
青松 直撥	大阪府岸和田市	医師	20,000	20,000,000 (1,000)	—
三浦 利雄	東京都中央区	会社役員	10,000	10,000,000 (1,000)	—

株式⑬

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ミナト・フィナンシャル・パートナーズ株式会社 代表取締役 三宅 哲史 資本金99百万円	東京都港区新橋四丁目21番3号	コンサルティング事業	90,000	90,000,000 (1,000)	—
藤田 善弘	東京都渋谷区	会社員	50,000	50,000,000 (1,000)	—
富永 朋	東京都世田谷区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
牧 大介	東京都文京区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
津村 佳宏	神奈川県横浜市西区	会社役員	30,000	30,000,000 (1,000)	—
柳田 晃嗣	東京都世田谷区	会社役員	10,000	10,000,000 (1,000)	—

新株予約権⑥

新株予約権の取得者である従業員（特別利害関係者等を除く。）1名、割当株式の総数10,000株に関する記載は省略しております。

株式⑭

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社NAGAYOSHI 代表取締役 松本 守雄 資本金60百万円	東京都品川区大井一丁目23番1号	投資事業	50,000	50,000,000 (1,000)	—

新株予約権⑦

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
柴原 祐喜	—	会社役員	200,000	200,000,000 (1,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役)
大浦 学	—	会社役員	200,000	200,000,000 (1,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役)

(注) 1. 新株予約権の取得者である執行役員（特別利害関係者等を除く。）6名及び従業員（特別利害関係者等を除く。）33名、割当株式の総数680,000株に関する記載は省略しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。

株式⑮

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
林 郁	東京都渋谷区	会社役員	100,000	100,000,000 (1,000)	—

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者 の氏名又は名称	移動前所有者 の住所	移動前所有者 の提出会社と の関係等	移動後所有者 の氏名又は 名称	移動後所有者 の住所	移動後所有者 の提出会社と の関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2025年 7月10日	—	—	—	貫 啓二	東京都世田 谷区	—	61,500	7,995,000 (130)	新株予約権 の権利行使
2025年 7月10日	—	—	—	株式会社グ ローウィン グ 代表取締役 田川 翔	東京都渋谷 区松濤 2-20-1 ラ イオンズア イル渋谷松 濤205号室	—	61,500	7,995,000 (130)	新株予約権 の権利行使
2025年 7月10日	—	—	—	福田 貴仁	北海道釧路 市	—	37,000	4,810,000 (130)	新株予約権 の権利行使
2025年 7月31日	—	—	—	中山 聖和	東京都足立 区	—	80,000	10,400,000 (130)	新株予約権 の権利行使

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社JCC ※1、5	東京都港区芝四丁目7番6号芝ビルディング704	4,786,666	17.42
平石 智紀 ※1、6	東京都世田谷区	1,665,000 (800,000)	6.06 (2.91)
松井 宏記 ※1	京都府宇治市	1,136,920	4.14
i-Lab 5号投資事業有限責任組合 ※1	東京都中央区日本橋兜町8番1号	840,000	3.06
藤井 優紀 ※1、7	東京都港区	637,315 (205,000)	2.32 (0.75)
株式会社岡三証券グループ ※1、4	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	625,000	2.27
三菱UFJ信託銀行株式会社 ※1	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	625,000	2.27
松岡 司 ※1、7	東京都品川区	495,256 (12,000)	1.80 (0.04)
柴原 祐喜 ※2	—	480,000 (480,000)	1.75 (1.75)
大浦 学 ※2	—	480,000 (480,000)	1.75 (1.75)
布施 知芳 ※3	—	476,000 (476,000)	1.73 (1.73)
— ※6	—	320,000 (320,000)	1.16 (1.16)
— ※6	—	300,000 (300,000)	1.09 (1.09)
HFA 7号投資事業有限責任組合 ※1	東京都品川区東品川二丁目3番14号	300,000	1.09
— ※6	—	275,000 (275,000)	1.00 (1.00)
第一生命保険株式会社 ※1	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	256,410	0.93
パーソルベンチャーパートナーズ合同会社	東京都港区南青山一丁目15番5号	250,000	0.91
守屋 実 ※3	—	235,640 (210,000)	0.86 (0.76)
西武しんきんキャピタル企業投資3号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区恵比寿西一丁目20番2号	230,770	0.84
株式会社アスヒラ	東京都中央区日本橋室町一丁目11番12号日本橋水野ビル7階	212,500	0.77
池森ベンチャーサポート合同会社	東京都中央区銀座六丁目7番18号こゆるぎビル7階	211,280	0.77
弥富 圭一郎	シンガポール	208,821	0.76
野村ホールディングス株式会社 ※4	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	200,000	0.73
株式会社ラクーンホールディングス	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号	200,000	0.73

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
東急株式会社	東京都渋谷区南平台町５番６号	200,000	0.73
渡辺 公夫	東京都渋谷区	200,000	0.73
株式会社MMKカンパニー	東京都中央区京橋二丁目７番15号	190,000	0.69
青松 敬補	大阪府岸和田市	180,000	0.66
二本柳 健	東京都豊島区	165,000 (80,000)	0.60 (0.29)
TIMY-S株式会社	東京都台東区寿四丁目14番１号	160,000	0.58
I P P Oクラウドキャピタル有限責任事業組合	東京都中央区日本橋小網町６番８号さくらビル２階	160,000	0.58
依田 泰典	東京都目黒区	151,580	0.55
株式会社IPPO TRUST	東京都中央区日本橋小網町６番８号さくらビル２階	150,000	0.55
Power Angelsファンド１号	東京都港区浜松町二丁目２番15号２F	150,000	0.55
立石 知雄	京都府京都市上京区	145,000	0.53
GOLDEN EGG １号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区神南一丁目18番２号フレーム神南坂４F	125,000	0.45
川又 則夫	茨城県ひたちなか市	125,000	0.45
バルテス・ホールディングス株式会社	大阪府大阪市西区阿波座一丁目３番15号	125,000	0.45
株式会社アクリア	東京都新宿区西新宿一丁目22番15号VORT西新宿Ⅲ 12階	120,000	0.44
ハクバ写真産業株式会社	東京都墨田区亀沢一丁目３番７号	120,000	0.44
株式会社マフィン	東京都中央区晴海５丁目６－３パークビレッジC棟８０８	120,000	0.44
山口 功一郎	東京都港区	120,000	0.44
株式会社ウィーンの木	東京都千代田区丸の内二丁目３番２号郵船ビルディング３F	117,940	0.43
二又 浩 ※３	—	116,000 (116,000)	0.42 (0.42)
メディア総研株式会社	福岡県福岡市中央区大名二丁目８番１号	110,000	0.40
株式会社ZERO PLUS	福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目２番２号	105,642	0.38
株式会社ココシス	福岡県福岡市中央区警固二丁目12番23号ココシスビル４階	101,283	0.37
伊藤 秀雄	愛知県名古屋市中区	100,000	0.36
伊藤 徳子	愛知県名古屋市中区	100,000	0.36
三櫻工業株式会社	茨城県古河市鴻巣７５８番地	100,000	0.36
株式会社菊池製作所	東京都八王子市美山町2161番21	100,000	0.36
吉澤 信男	東京都中野区	100,000	0.36
株式会社Macbee Planet	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号	100,000	0.36

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
加賀電子株式会社	東京都千代田区神田松永町20番地	100,000	0.36
ミライドア株式会社	東京都港区六本木一丁目9番9号	100,000	0.36
スリーイン島野株式会社	大阪府大阪市西区南堀江三丁目2番17号	100,000	0.36
東京法令出版株式会社	長野県長野市南千歳町1005番地	100,000	0.36
INTLOOP株式会社	東京都港区赤坂2丁目4番6号	100,000	0.36
プロトベンチャーズ2号投資事業有限責任組合	東京都新宿区西新宿六丁目18番1号 住友不動産新宿セントラルパークタワー23階	100,000	0.36
株式会社S Ventures	北海道札幌市東区北八条東四丁目1番20号	100,000	0.36
Zenken株式会社	東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー	100,000	0.36
渡邊 浩史	愛知県名古屋市中瑞穂区	100,000	0.36
株式会社FCE	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	100,000	0.36
FIRST DOMINO株式会社	東京都中央区日本橋富沢町9番4号日本橋富沢町ビル	100,000	0.36
荒木 慎二	大分県大分市	100,000	0.36
林 郁	東京都渋谷区	100,000	0.36
その他 262名	—	6,870,178 (712,000)	25.01 (2.59)
計	—	27,475,201 (4,466,000)	100.00 (16.25)

（注） 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- ※2 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
- ※3 特別利害関係者等（当社の取締役）
- ※4 特別利害関係者等（金融商品取引業者の資金的関係会社）
- ※5 特別利害関係者等（当社の代表取締役の資産管理会社）
- ※6 当社の執行役員
- ※7 当社の従業員

2. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2025年10月28日

株式会社FUND INNO

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 憲 三
業務執行社員



指 定 社 員 公認会計士 田 中 龍之介
業務執行社員



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FUND INNOの2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FUND INNO及び連結子会社の2023年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部） 第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年10月28日

株式会社FUND INNO

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 公認会計士 相馬 裕 晃
業務執行社員



指定社員 公認会計士 田中 龍之介
業務執行社員



<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FUND INNOの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FUND INNO及び連結子会社の2024年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部） 第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月28日

株式会社FUND INNO

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 公認会計士 相馬 裕 晃
業務執行社員



指定社員 公認会計士 田中 龍之介
業務執行社員



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社FUND INNOの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年11月1日から2025年4月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FUND INNO及び連結子会社の2025年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を

通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月28日

株式会社FUND INNO

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 公認会計士 相馬 裕 晃
業務執行社員



指定社員 公認会計士 田 中 龍之介
業務執行社員



監査人の結論

当監査法人は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の「経理の状況」のその他に掲げられている株式会社FUND INNOの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2025年5月1日から2025年7月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年11月1日から2025年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年10月28日

株式会社FUND INNO

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 公認会計士 藤田 憲三
業務執行社員



指定社員 公認会計士 田中 龍之介
業務執行社員



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FUND INNOの2022年11月1日から2023年10月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FUND INNOの2023年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（I の部） 第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示す

るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年10月28日

株式会社FUND INNO

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 公認会計士 相馬 裕 晃
業務執行社員



指定社員 公認会計士 田 中 龍之介
業務執行社員



<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FUND INNOの2023年11月1日から2024年10月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FUND INNOの2024年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（I の部） 第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適

正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上